

2030年への道のり

ベトナムの次なる成長サイクル

KPMGベトナム

2026年10月

略語一覧

本レポートで使用する主な略語

略語	正式名称	略語	正式名称
AI	人工知能	IED	輸出入税
APA	事前確認制度	IFC	国際金融センター
ASEAN	東南アジア諸国連合	IFRS	国際財務報告基準
B2C	企業対消費者取引	IICA	間接投資資本口座
BEPS	税源浸食と利益移転	IP	工業団地
BESS	蓄電池システム	IRC	投資登録証明書
BLT	事業許可税（営業許可税）	ISF	投資支援基金
BRO	事業登録局	JETP	公正なエネルギー移行パートナーシップ
C/O	原産地証明書	JSC	株式会社
CAGR	年平均成長率	JSCB	株式商業銀行
CASA	当座預金・普通預金	KER	重点経済地域
CAT	資本譲渡税	LLC	有限責任会社
CBAM	炭素国境調整メカニズム	LLR	貸倒引当金
CbCR	国別報告書	M&A	合併・買収
CEPA	包括的経済連携協定	MAE	農業環境省
CIT	法人所得税	MAP	相互協議手続
CPTPP	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定	MIC	情報通信省
DICA	直接投資資本口座	MLI	BEPS防止措置実施条約
DOF	財務局	MNE	多国籍企業
DPPA	直接電力購入契約	MOF	財務省
DTA	二重課税防止協定	MOST	科学技術省
DTI	デジタルトランスフォーメーション指数	NIM	純金利マージン
EFTA	欧州自由貿易連合	NSO	ベトナム国家統計局
EPZ	輸出加工区	p/a	年率
ERC	企業登録証明書	PDP8	第8次国家電力開発計画
ESG	環境・社会・ガバナンス	PDPD	個人データ保護に関する政令
ETR	実効税率	PIT	個人所得税
EVFTA	EU・ベトナム自由貿易協定	PPP	官民パートナーシップ
EZ	経済区	PSRD	社会経済回復・発展プログラム
FCT	外国契約者税	QDMTT	適格国内ミニマム課税
FDI	外国直接投資	R&D	研究開発
FMCG	日用消費財	RO	駐在員事務所
FTA	自由貿易協定	SBV	ベトナム国家銀行
GDP	国内総生産	SI	裾野産業
GDPR	一般データ保護規則	SOCB	国有商業銀行
GII	グローバル・イノベーション・インデックス	SST	特別消費税
GMT	グローバル・ミニマム課税	UKVFTA	英国・ベトナム自由貿易協定
GRDP	域内総生産	VAS	ベトナム会計基準
GTCI	世界人材競争力指数	VAT	付加価値税
HCMC	ホーチミン市	VIFC	ベトナム国際金融センター
HR	人事・人材	WTO	世界貿易機関

目次



01
はじめに
4ページ



02
ベトナム
マクロ経済動向
6ページ



03
セクター別の
潜在力
26ページ



04
サステナビリティ
への取り組み
52ページ



05
ベトナムの
投資環境
57ページ



06
補足資料
81ページ

Acknowledgements

This edition of *Journey to 2030: Vietnam's Next Growth Cycle* was led and authored by **Tran Thanh Tam, Pham Phuong Thao, Do Kieu Trinh, Luu Mai Trang, and Pham Thi Bich Hien**, whose efforts drove the research, analysis, and development of this publication.

We would also like to acknowledge the valuable contributions and technical insights provided by **Dinh Thi Vien, Lai Thuy Linh, Le Thai Huong, Nguyen Trung Thang, Luu Thi Phuong Chi, Nguyen Thuy Duong, Dang Duc Giang, and Nguyen Phuong Thuy**.

Peer review and technical oversight were provided by **Nguyen Ngoc Thai, Ha Vu Dinh, Tran Thi Thuy Ha, and Richard Stapley-Oh**.

Communications support for this publication was provided by **Nguyen Thi Thu Tam, Nguyen Khanh Giang, and Nguyen Hoang Thanh Tu** from the Marketing & Communications team. **Tran Trung Nguyen, Nguyen Hoang Khang, and Tran Mai Anh** provided design and production support.

The report also draws on perspectives shared by business leaders and organizations across Vietnam, which helped inform the analysis and findings presented in this publication.

エグゼクティブサマリー

ベトナム経済は2026年上半期に8.2%成長し、過去15年で最も力強い滑り出しとなった。しかし、これは到達点ではなく出発点に過ぎない。10%という目標は、同国がこれまで維持したことのない成長ペースを求めている。

成長の勢いは確かである。登録ベースのFDIは61%増の346.5億米ドルに達し、貿易総額は1兆米ドルを超える見通しである。2026年9月にはFTSEラッセルによる格上げにより、新たな層のグローバル資本への扉が開かれた。ロンタイン国際空港は2026年12月に開港し、IFCもすでに始動している。決議第10号は、ベトナムが今後求めるのは投資の「量」ではなく「質」であることを明確に示した。

投資家にとっての問いは変わった。もはや「どこに工場を建てるか」ではなく、「技術、研究開発、資本をどこに配置するか」である。

一方で、リスクも顕在化している。

- 集中：新規FDIの80%が3カ国からの投資であり、81%が北部に集中している。
- 資金調達：2030年までに1.5兆米ドルが必要とされ、その78%を民間が担う一方、銀行の利ざやは縮小。
- 電力：成長ペースの維持には、毎年7～8GWの新規発電容量が必要である。
- 慎重な消費者：小売売上高は名目で12.9%増加したが、実質では7.3%増にとどまる。
- 外部圧力：米国関税の変動、原産地審査の厳格化、2027年に始まるCBAMの初回課金、優遇措置の効果を弱めるグローバル・ミニマム課税。
- 執行の厳格化：社会保険、データ、サイバーセキュリティに関する新たな罰則制度。

いずれも様子見をする理由にはならない。求められるのは精緻な判断である。電力と人材を基準に立地を選び、早期に現地サプライチェーンを構築し、コンプライアンスを事業運営の前提条件と捉えることである。

KPMGは日々、政府や経営者の皆様とともに、政策を実践へとつなげている。本レポートは、ベトナムの次なる成長サイクルに対する私たちの率直な見解であり、その一翼を担っていただくためのご案内である。



Warrick Cleine MBE
Chairman and CEO
KPMG in Vietnam and Cambodia


02
ベトナム
マクロ経済動向

国別概況

マクロ経済指標

人口	名目GDP	GDP成長率	1人当たりGDP	GDP構成	インフレ率
1億250万人 （2026年予測）	5,270億米ドル （2026年予測）	8.2% （2026年上半期） 10% （2026年目標）	5,120米ドル （2026年予測）	サービス 43.5% 工業・建設 37.7% 農林水産 10.6% 税 8.2%	4.4% （2026年上半期） 4.5% （2026年目標）

FDIおよびM&A

FDI総額	新規認可案件数	主要セクター	主要投資国	M&A金額
346.5億米ドル （▲61%）	2,013件 （▲1.3%）	製造・加工（61.9%） エネルギー（17.7%）	シンガポール（42.1%） 韓国（31.4%） 日本（6.9%）	33億米ドル （2025年）

立地の魅力

発効済みの 自由貿易協定 18件	海港 34港 ターミナル 309カ所	稼働中の空港 22カ所 建設中の空港 5カ所	製造・加工業における FDI実行額 108億米ドル	工業・建設部門の 労働者数 1,770万人 （▲2.8%）

凡例：*F*＝予測、*T*＝目標、*I&C*＝工業・建設、*AFF*＝農林水産、税＝生産物に課される税（補助金控除後）
特記のない限り、数値はすべて*2026*年上半期の実績値である。
成長率は*2026*年上半期の前年同期比を示す。
出所：エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（*EIU*）、財務省（*MoF*）、*Capital IQ*、*VIR*、*KPMG*分析、*WTO*および国際貿易センター、ベトナム国家統計局（*NSO*）、建設省

ベトナム：域内のGDP成長をけん引

2026年上半期のベトナムのGDPは、3つの経済部門すべての回復に支えられて8.2%拡大し、上半期として過去15年で最高の伸びとなった。ただし、通年目標の10%を達成するには、下半期にこれまでにないペースでの成長の加速と課題への対応が求められる。

1. 産業動向と域内比較

厳しい世界経済の中でもベトナムの底堅さは際立ち、2025年のGDPは約5,140億米ドル、成長率は8.02%と力強い伸びを記録した。

堅調な製造業生産と底堅いサービス業に支えられ、上半期の成長率は域内トップとなった。

ASEAN主要国のGDP成長率（%）

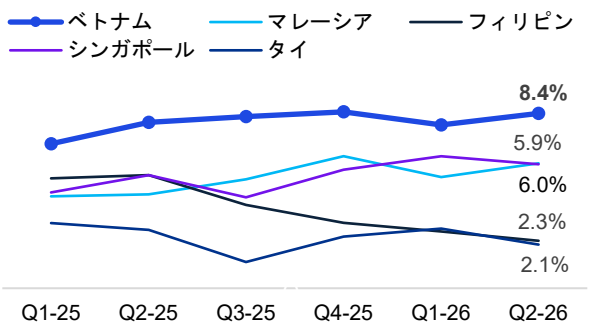

出所：NSO、EIU

ベトナムの部門別四半期GDP成長率（%）

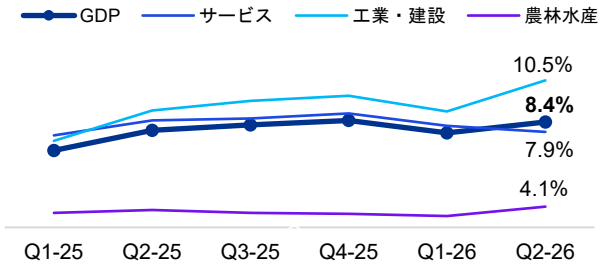

出所：NSO

現在の成長は工業がけん引しているが、強固な輸出基盤と巨大な国内消費サービスを併せ持つバランスの取れた構造が、有力な投資先としてのベトナムの地位を一層強固にしている。

ベトナムの経済構造：2026年上半期（%）

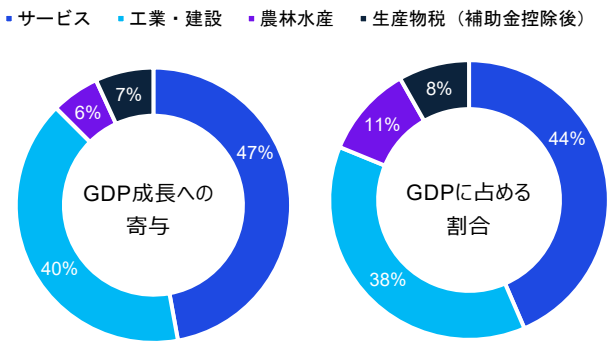

出所：NSO

2. 高水準の成長目標

2026年4月の国会決議に基づくベトナムの主要マクロ経済目標は以下のとおりである：

≥10%	今後5年間（2026～2030年）の年平均GDP成長率
US$8,500	2030年までの1人当たりGDP
上位30	2030年までにGDP規模で世界の上位30カ国入り

出所：ベトナム政府

3. 国内経済の柱

2026年の公共投資執行計画は過去最高の410億米ドルである。政府は国家の経済成長目標を支えるため、配分額の95%超の執行を目指している。

戦略的インフラ整備の加速は長期的な経済成長を支えることから、交通インフラ整備は引き続き公共投資における政府の最優先課題の一つとなっている。

公共投資執行額（10億米ドル）および計画達成率（%）

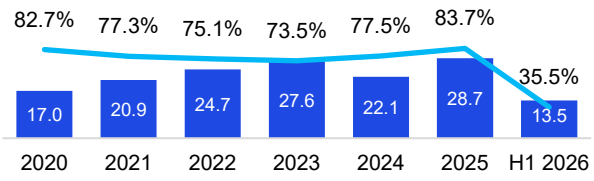

出所：財務省

消費面では、2026年末までに人口の26%が中間層に達すると見込まれる。

さらに、高中所得国への正式な格上げは、ベトナムの長期的な成長軌道を裏付けるものである。この節目と中間層の拡大が相まって国内消費の基盤が強化され、サービス部門の拡大を後押ししている。

東南アジアの高中所得国

国	移行年	1人当たりGNI、2025年（米ドル）
マレーシア	1992	12,380
タイ	2011	7,690
インドネシア	2020	5,360
ベトナム	2026	4,970
フィリピン	2026	4,850

高中所得国の基準：4,636～14,375米ドル

出所：世界銀行「所得階層別国分類 2027年度」（2026年7月1日）

人口構造の転換への対応

ベトナムでは高齢化が加速しているものの、豊富な労働力は依然として比較的若く、近隣諸国と比べてコスト競争力も高い。農業部門からの急速な労働移動により、高付加価値の製造業やサービス業に若く熟練した人材が継続して供給されている。

1. 変化する人口動態

ベトナムの長期的な人口基盤は縮小に向かい始めているものの、現在の労働市場は依然として有望な投資機会を提供している。

人口の3分の2超が生産年齢層に属し、20～45歳の非常に活発な労働者層が厚い中核を形成している。

ベトナムの人口構成（2026年予測）

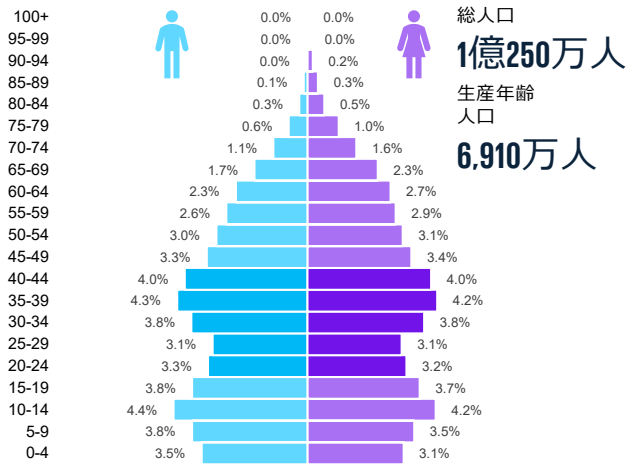

出所：populationpyramid.net

アジア主要国の年齢中央値

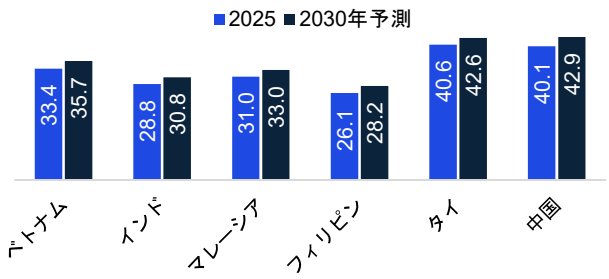

出所：World Economics

年齢の中央値が33.4歳のベトナムは、中国やタイなど域内の主要な製造業競合国と比べて、はるかに若く活力ある労働力を有している。

2. 構造転換による労働供給の創出

労働力の構造は、国家の工業化・近代化目標に沿って着実に変化している。

サービス業および工業・建設業の就業者は数・構成比ともに拡大を続ける一方、農林水産業の就業者は徐々に減少している。

複数年にわたるこの労働移動は、新興の製造・サービス拠点に安定的かつ柔軟な人材供給を直接もたらし、より高付加価値な経済への移行を後押ししている。

ベトナムの部門別就業者構成

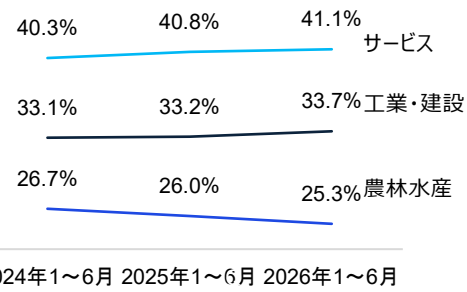

出所：国家統計局

3. 政策対応

活力ある熟練労働力を求める外国投資家にとって、ベトナムの魅力は一段と高まっている。

2026年上半期、ベトナムの労働市場にはいくつかの前向きな改善の兆しが見られた。

29.7% 学位・資格を有する訓練済み労働者の比率（▲前年比0.8ポイント上昇）

61.9% インフォーマル雇用率（▼前年比2.0ポイント低下）

出所：国家統計局

資格を有する訓練済み労働者の比率上昇により、より付加価値の高いデジタル産業やハイテク製造業への参入が進むことが期待される。

同時に、社会保障の適用拡大や事業登録の優遇措置を通じて、経済のフォーマル化とインフォーマル雇用率の引き下げに政策の重点が移りつつある。

今後への示唆

短期：

- 20～45歳の厚い年齢層が、日用消費財、私立教育、都市不動産の量的成長をけん引する。
- 農業から製造業への継続的な労働移動が、初期の高齢化圧力を相殺する。

中期：

- ベトナムは中国や韓国がたどった道筋と同様に、「高齢社会」への移行に近づいている。
- 年齢中央値の上昇により、産業は低コストの組立からハイテク・高付加価値産業への転換を迫られる。
- 消費需要は量から質へとシフトし、プレミアム医療、ウェルネス、資産運用の需要を押し上げる。

ベトナムの貿易額が過去最高を記録

2026年上半期のベトナムの貿易総額は過去最高を更新し、前年同期比27.1%増となった。輸出・輸入ともに2桁成長を記録しており、通年の貿易額は歴史的な1兆米ドルの大台を超える可能性がある。

1. 貿易の概況

2025年、ベトナムの輸出額は4,730億米ドルに達し、世界の輸出国ランキングで第18位となった。

2026年上半期の貿易総額は5,497億米ドルと、前年同期比27.1%の大幅増となった。167億米ドルの貿易赤字は、主に消費財ではなく生産関連財の輸入増加によるものであり、将来の市場需要に備えて在庫を先行確保する積極的な姿勢を示している。

特筆すべきは、FDI部門が貿易総額の76%を占め、83億米ドルの黒字を計上して国内部門の250億米ドルの赤字を一部相殺した点である。

部門別貿易額（2026年上半期、10億米ドル）

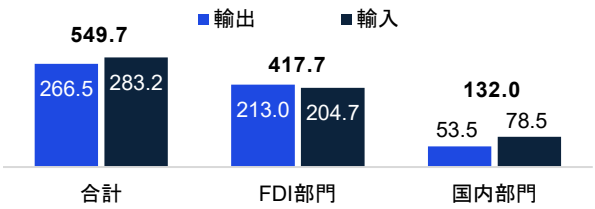

2026～2030年の期間も貿易は拡大を続けると予測されるが、2024～2025年の急成長期と比べると、伸びは徐々に落ち着く可能性がある。

貿易額の推移（10億米ドル）

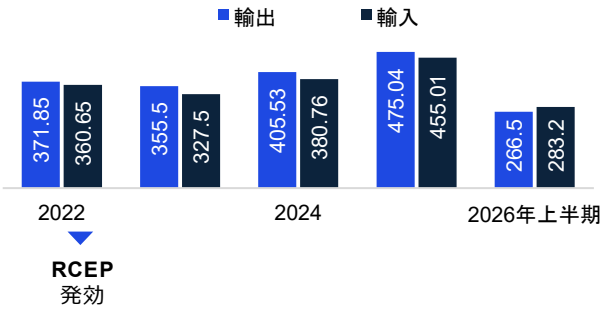

中国は引き続きベトナムの最大の輸入元であり、農産物の主要輸出先でもある。一方、米国は物流コストの逆風にもかかわらず大きな取引額を生み出し、単一国として最大の輸出市場の地位を維持した。

主要貿易相手国・地域（2026年上半期、10億米ドル）

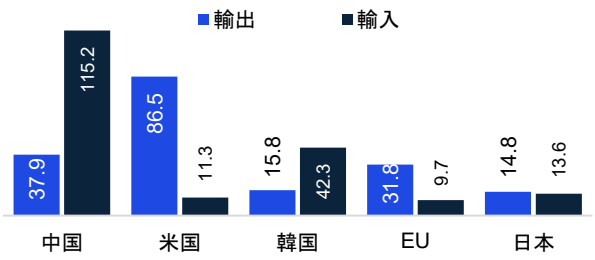

出所：世界貿易機関、NSO、税関局

2. 高成長産業

新たな成長局面は、主にハイテク分野、グリーン（環境配慮型）製造、デジタル経済がけん引する。電子機器が輸出入の双方で主役となる一方、従来型の製造業は競争激化の中で成長が鈍化する見通しである。

主要輸出品目（2026年上半期）
（10億米ドル、前年同期比伸び率%）

電子機器・コンピュータ		機械・設備		電話機・部品	
71.2	▲ 49.1%	33.2	▲ 23.6%	31.7	▲ 17.8%

主要輸入品目（2026年上半期）
（10億米ドル、前年同期比伸び率%）

電子機器・コンピュータ		機械・設備		生地	
110.1	▲ 62.0%	34.4	▲ 22.9%	7.7	▲ 1.7%

出所：NSO、税関局

3. 目標達成に向けた輸出の加速

5,460-5,500億ドル ベトナムの2026年通年の輸出額目標（前年比15～16%の伸びを想定）

世界貿易の不確実性が続く中、政府は年内の輸出拡大に向けて幅広い施策を実施している：

行政手続の簡素化

- 決定第771/QD-BCT号により36件の行政手続が改正・廃止され、特に原産地証明書（C/O）の簡素化に重点が置かれている。
- 新ガイドラインでは、国内事業者がASEAN域内で原産地を自己証明できるようになり、ベトナムの制度が最新の国際基準に整合した。
- 通達第12/2026/TT-BCT号は、時代遅れの規定を廃止し、貿易行政の透明性と一貫性の向上を図るものである。

自由貿易協定（FTA）の効果最大化と新規協定締結の加速

- 決定第771/QD-BCT号は、関税優遇の活用を促進するため、ASEAN、中国、韓国、日本、CPTPP、RCEP、英国などとの主要FTAに基づく特恵C/O・非特恵C/Oを直接の対象としている。
- ベトナムは欧州自由貿易連合とのFTA交渉を最近妥結し、輸出企業に新たな機会をもたらしている。

出所：NSO、税関局、商工省

FTAを成長の基盤とするベトナム貿易

18の地域・国際貿易協定への参加により、ベトナムは多国籍企業にサプライチェーンの強靭性を提供している。上昇するFTA利用率と80以上の租税条約を組み合わせることで、外資系企業は主要な消費市場との取引におけるコスト最適化を実現できる。

1. 概要

ベトナムは18の自由貿易協定（FTA）からなる広範なネットワークを有し、世界の商取引と外国投資にとって競争力の高い有力な拠点となっている。

ASEAN域内の結び付きと主要な国際貿易パートナーシップを橋渡しすることで、ベトナムは成長著しい7億人市場への重要な玄関口であると同時に、世界有数の輸出拠点へと変貌を遂げた。

ベトナムで発効済みのFTA（2026年10月時点）

2026	ベトナム – EFTA
2026	ベトナム – UAE
2024	ベトナム – イスラエル
2022	RCEP（ASEAN+5）
2021	ベトナム – 英国
2020	ベトナム – EU（EVFTA）
2019	CPTPP（TPP11）
2019	ASEAN – 香港
2016	ベトナム – ユーラシア経済連合
2015	ベトナム – 韓国（VKFTA）
2014	ベトナム – チリ
2010	ASEAN – 豪州・ニュージーランド（AANZFTA）
2010	ASEAN – インド（AIFTA）
2009	ベトナム – 日本（VJEPA）
2008	ASEAN – 日本
2007	ASEAN – 韓国
2003	ASEAN – 中国（ACFTA）
1993	ASEAN

出所：WTOおよび国際貿易センター

アジア主要国との比較（2026年）

FTA相手国・枠組み	ベトナム	マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	カンボジア	中国
ASEAN	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ASEAN – 中国	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
韓国	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
日本	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-
ASEAN – インド	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-
ASEAN – 豪州・NZ	✓	✓	✓	✓	✓	✓	-
チリ	✓	✓	✓	✓	✓	-	✓
CPTPP	✓	✓	-	-	○	-	-
EU	✓	○	○	○	✓	-	-
EAEU	✓	○	○	-	✓	○	-
英国	✓	✓	-	-	-	-	-
RCEP	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
イスラエル	✓	-	○	✓	-	-	○
UAE	✓	✓	○	✓	✓	✓	○
EFTA	✓	✓	✓	✓	✓	-	-
ASEAN – カナダ	○	○	○	○	○	○	-

凡例　✓ 批准済み　○ 交渉中

出所：WTOおよび国際貿易センター

さらに、ベトナムが締結する80以上の二重課税防止協定により国際的な企業構造の最適化が可能となり、条約の適用要件および手続要件を満たせば二重課税を軽減できる。

2. 成果を上げる貿易協定

こうした統合された貿易チャネルは、輸出入の障壁を下げるだけでなく、ベトナムが低技術の製造拠点から、機械・自動車・電子機器の高度なハイテク生産拠点へと移行することを積極的に後押ししている。

FTAの活用状況（2026年7月）

120万件超 各種FTAに基づき発給された原産地証明書の件数。

約1,000億米ドル の輸出額が対象となり、FTA非締結国と比べて、対象となるベトナム製品の世界市場における価格競争力を高めた。

30～50% EVFTA、AIFTA、AANZFTAなど一部協定におけるFTA関税優遇の利用率。

出所：商工省

これまでの成果と今後への示唆

地域の製造業エンジン：

アジア第3位 地域統合を通じ、製造業・電子産業の投資先としてアジアで3番目に急成長。

92～100% 広域アジア太平洋の枠組み（RCEPおよびCPTPP）の下でベトナムに対して撤廃される関税の割合。

945億米ドル 2025年の二国間貿易額で、VKFTA発効以降3倍に拡大。これによりベトナムは韓国にとって第8位から第3位の貿易相手国に浮上した。

高収益なグローバル市場への玄関口：

3,838億米ドル EVFTA発効後わずか6年間（2020年8月～2026年6月）の貿易額で、1995年以降のベトナム・EU間の二国間貿易総額の42.6%に相当する。

50% ベトナムで事業を展開するEU企業のうち、EVFTAの関税優遇から直接恩恵を受けたと回答した企業の割合。

最大 ベトナムはアラブ首長国連邦にとってASEAN域内最大の非石油貿易相手国であり、2025年の二国間貿易額は160.5億米ドル（前年比27.4%増）に達した。

新規FTA ベトナム・UAE CEPAおよびベトナム・イスラエルFTAの正式な批准・発効により、低関税の新たな輸出チャネルが開かれる。

出所：NSO、税関局、財務省、EuroCham

FDI拠点としての地位を固めるベトナム

2026年上半期、ベトナムへの外国直接投資（FDI）は、主要セクターや地域拠点への資本集中を背景に過去最高水準へと急増した。こうした傾向を分析することで、投資家は高成長地域を見極め、最適な資産配分の判断を下すことができる。

1. 2026年上半期は過去最高を記録

>20% ベトナムのGDPに占める FDI部門の割合（**2045年目標：30%**）

~80% ベトナムの輸出総額に占める FDI部門の割合

2026年上半期、ベトナムは346.5億米ドルの外国投資を呼び込み、前年同期比61%の大幅増となった。

新規登録資本は2,013件、173.9億米ドルで、案件数は前年比1.3%増、資本額は87.2%の大幅増となった。

ベトナムへの登録FDI総額（10億米ドル）

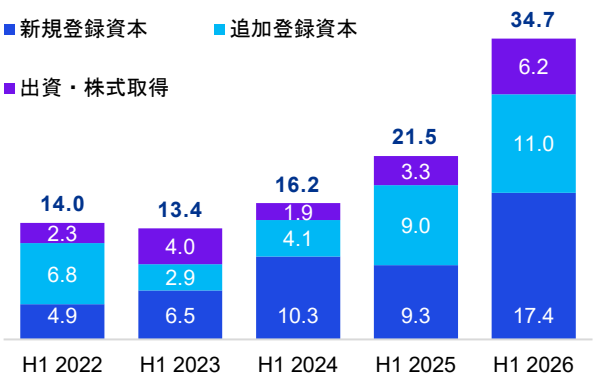

出所：財務省

2026年上半期のFDI実行額は推計130.3億米ドルで、前年同期比11.2%増と、上半期として過去5年で最高の水準に達した。

ベトナムにおけるFDI実行額（10億米ドル）

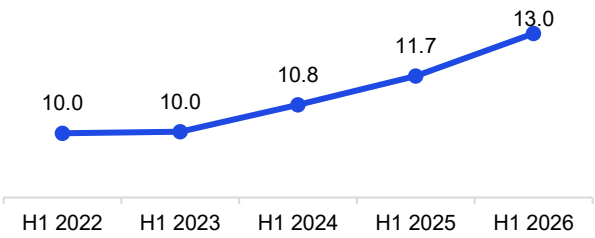

出所：財務省

2. 主要投資国・セクター・地域

2026年上半期、ベトナムには85の国・地域からの投資が活発に行われ、アジアのパートナーが長年にわたる優位を維持した。

新規案件を登録した63カ国のうち、上位3カ国が資本総額の80%を占めた。

国別新規登録FDI（2026年上半期）



シンガポール
42%

韓国
31%

日本
7%

出所：財務省

セクター別では、より付加価値の高い技術・電子関連案件に大きくけん引され、製造・加工業が引き続き中心となった。

セクター別新規登録FDI（2026年上半期と2025年上半期の比較）

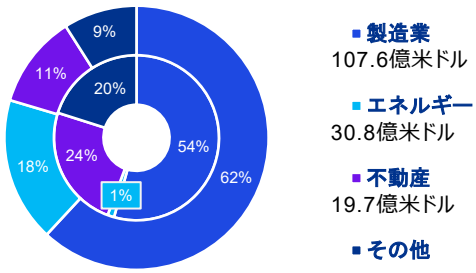

出所：財務省

内円：2025年上半期、外円：2026年上半期。投資額は2026年上半期の数値

2026年上半期は、タイグエン省がホーチミン市を抜いてベトナム最大のFDI受入地となり、新規認可20件で58億米ドルを獲得した。一方、ホーチミン市は同期間に1,000件超を認可し、案件数では首位を維持した。

新規登録FDIの地域別配分（2026年上半期）

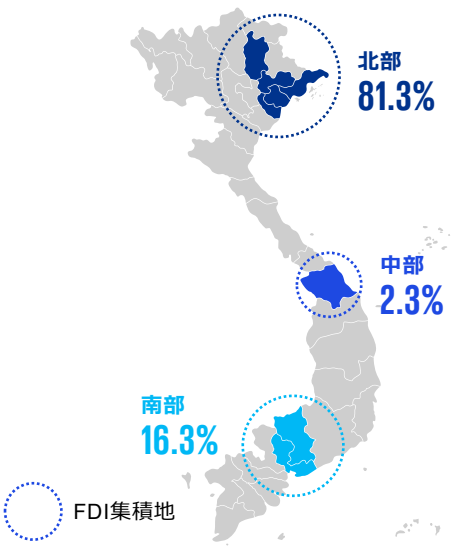

出所：財務省

外国投資政策の戦略的転換

2026年6月8日に公布された決議第10-NQ/TW号は、資本の「量」から「質」、技術移転、国内連携、長期的な価値創造へと重点を移す画期的な政策転換である。

2026-30年目標

登録資本
2,000-3,000億ドル
（年間400-500億ドル）

FDI実行額
1,500-2,000億ドル
（年間300-400億ドル）

75% 先進国からの投資

3+ 大手テクノロジー企業の本社・研究開発拠点

80% 正規の訓練を受けた労働者の割合

45-50% 重点分野の現地調達率

500-1,000 Tier1サプライヤー

優先分野

- デジタルテクノロジー
- ハイテク製造
- バイオテクノロジー
- グリーンテクノロジー
- 高付加価値サービス

決議第10号は、ハイテク、イノベーション主導、グリーン分野のFDI誘致を優先するとともに、技術移転と現地化を通じて外資系企業と国内企業の連携を強化する。また、経済安全保障、データセキュリティ、持続可能な発展を確保しつつ、FDIの波及効果の最大化を目指している。

投資優遇策

- 資産および知的財産（IP）の保護
- 安定した投資環境
- 行政改革：デジタル・ワンストップサービス基盤
- 競争力ある投資優遇の拡充：投入ベースから成果ベースの優遇へ
- 質の高いインフラと資源
- 人的資本への支援

投資家の責務

- 技術・研究開発
- 技術移転
- ベトナム人材の育成
- 現地サプライヤーの育成
- グリーントランスフォーメーション
- デジタルトランスフォーメーション
- ESGおよび規制の遵守

主要案件の動向

2026年上半期には、世界的なハイテク企業による増資や戦略的投資の発表が相次ぎ、決議第10号が掲げる構造的優先事項をそのまま反映するものとなった。

- 2026年6月、**Intel**は26億米ドルの追加投資を発表し、ベトナムへの投資総額を41億米ドルとすることを表明した。
- **Samsung Electronics**は、電子機器、ディスプレイ製造、電子部品分野における中長期の拡張計画を進める中、2026年にベトナムで10億米ドルの新規投資を計画している。
- **BYD**は、ベトナムの電子機器製造プロジェクトへの投資を4.8億米ドル増額した。
- **Foxconn**は、ベトナムの製造事業に2.65億米ドルを追加投資し、投資総額を50億米ドルとする計画である。

出所：ベトナム政府、各社発表

M&A（合併・買収）の動向

質の高い企業や確立した現地ブランドへの強い関心を背景に、ベトナムのM&A市場は引き続き魅力的である。また、政府の支援策やAI関連分野への投資拡大が、ベトナムの長期的な投資見通しを一層強固にしている。

1. 2025年ベトナムM&Aのハイライト

東南アジア全体のM&Aは近年減速し、回復は緩やかにとどまるなか、2025年のベトナムの公表取引額は約33億米ドルとなった。2024年の48億米ドルは下回ったものの、質の高いベトナムの資産に対する投資家の関心が引き続き高いことを示している。

取引件数は275件とやや減少し、複数年にわたる減少傾向が続いた。買い手は規律ある資金投下、より厳格なデューデリジェンス、明確な価値創造の道筋を重視している。

ベトナムのM&A動向

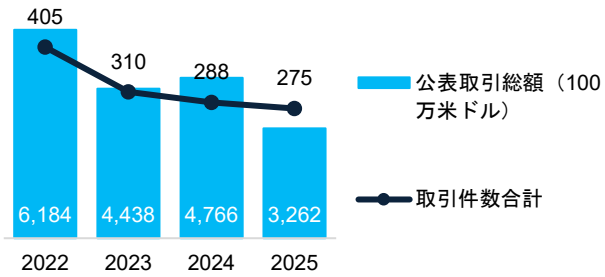

出所：Capital IQ、VIR、KPMG分析

2025年の公表取引額の約78%は、不動産、素材、資本財、ヘルスケア、金融に集中しており、同期間の上位5件の大型取引もこれらの分野であった。

前年と比べ、2025年はヘルスケアが大きく伸び、生活必需品に代わって上位3分野に入った。一方、不動産と資本財は引き続き上位を維持した。

セクター別M&A金額の内訳（100万米ドル）

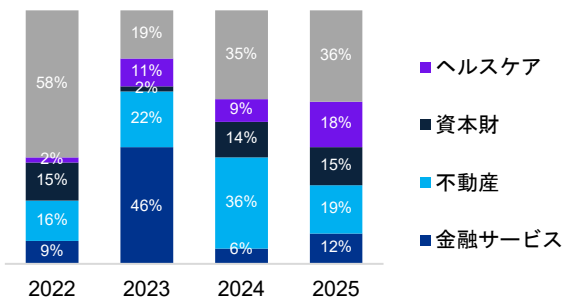

出所：Capital IQ、VIR、KPMG分析

2025年のM&A案件上位5件

案件名	セクター	金額（100万米ドル）
Eastern Real Estate Investment and Trading Co Ltd	不動産	365.0
Hyosung Vina Chemicals Co Ltd	素材	277.4
Doosan Vina Haiphong Co Ltd	資本財	256.7
Imexpharm	ヘルスケア	219.1
Post and Telecommunication Finance Co Ltd	金融	162.1

2. シンガポールの投資家が市場を主導

2025年はシンガポールが7.55億米ドル（公表取引額の約26%）で首位となり、国内投資家が7.32億米ドル（25%）で続いた。韓国、中国、日本の合計は約28%で、国内勢の底堅さと域内投資家の参入回復がバランスよく表れている。

取引額による投資国上位5カ国（2025年）（100万米ドル）

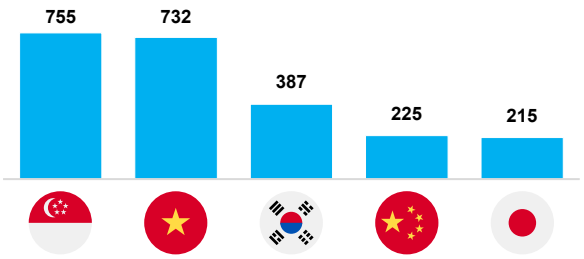

出所：KPMG分析

3. 質の高い案件を重視する投資家

2026年上半期のベトナムのM&A市場では、規模重視から質重視の投資への明確なシフトが見られた。注目案件は、医薬品、ヘルスケア、ハイテク製造、デジタルインフラ、AIなどの分野で、高い技術力、確立したブランド、または戦略的資産を有する業界大手企業に集中した。代表例としては、Imexpharm、Pharmacity、USM Healthcare Medical Devices、Thien Longに関する取引が挙げられる。この傾向は、景気循環的な機会や短期的な優遇措置を主眼とする投資ではなく、ベトナムの長期的な成長基盤に対する投資家の信頼の高まりを反映している。

出所：KPMG分析、Mergermarket、Vietnam Investment Review

KPMGベトナム：市場参入と成長を支える戦略的パートナー

ダイナミックなベトナム市場で成功するには、参入するだけでなく、戦略的な舵取りが欠かせません。KPMGは、税務・法務・事業運営の複雑な課題を解きほぐす、切れ目のないエンドツーエンドの支援体制を提供します。事業がどの段階にあっても、現地の課題を貴社の競争優位へと転換します。

1. 市場調査：「ベトナムに投資すべきか？」

- 市場インサイト・動向
- 競合ベンチマーキング
- フィージビリティスタディ
- ROI評価
- 参入シナリオ
- 立地選定
- バックグラウンドチェック

2. 会社設立：「効率的かつ法令に則って設立できるか？」

- ライセンス・許認可
- ビジネスモデル・投資形態
- 税務優遇
- 税務コンプライアンス
- ビザ・労働許可
- 移転価格
- 個人所得税・給与計算

3. 事業運営：「持続的に事業を拡大・運営し、長期的な価値を創出できるか？」

- プロセス最適化
- 採用・人材マネジメント
- デジタル化
- 価値の最適化
- 財務諸表監査
- コスト効率化
- リスク管理
- 顧客体験

4. 成熟期：「投資を拡大すべきか、撤退すべきか？」

- 市場拡大
- 買収側支援
- 売却側支援
- エグジット準備

ディールアドバイザリー　税務　法務　コンサルティング　監査

専門家のご紹介



Michael Dwyer
Partner, Head of Deal Advisory



Dinh The Anh
Partner, Head of Corporate Finance



Nguyen Minh Hieu
Partner, Head of Transaction Services



Pham Mai Huong
Partner, Deal Advisory, Due Diligence

Awards for Advisory services

KPMG earned the prestigious **Vietnam Outstanding M&A Advisory Firm** award from Ministry of Finance and VIR for over a decade (2009–2025).



Leader in Risk Consulting

KPMG was named a **top performer** in Source's Perceptions of Risk Firms 2024 report, ranking among the top choices for cybersecurity, financial risk, and risk transformation, and stood out as the most frequently mentioned firm in unaided brand awareness.



戦略的再編：地域の新たな成長エンジン

2026年8月に署名された決議第27-NQ/TW号(1)は、成長回廊、経済拠点、活力ある都市を軸に国家開発空間を再編するとともに、2030年までの6つの社会経済地域について高水準の成長目標(2)を定めている。

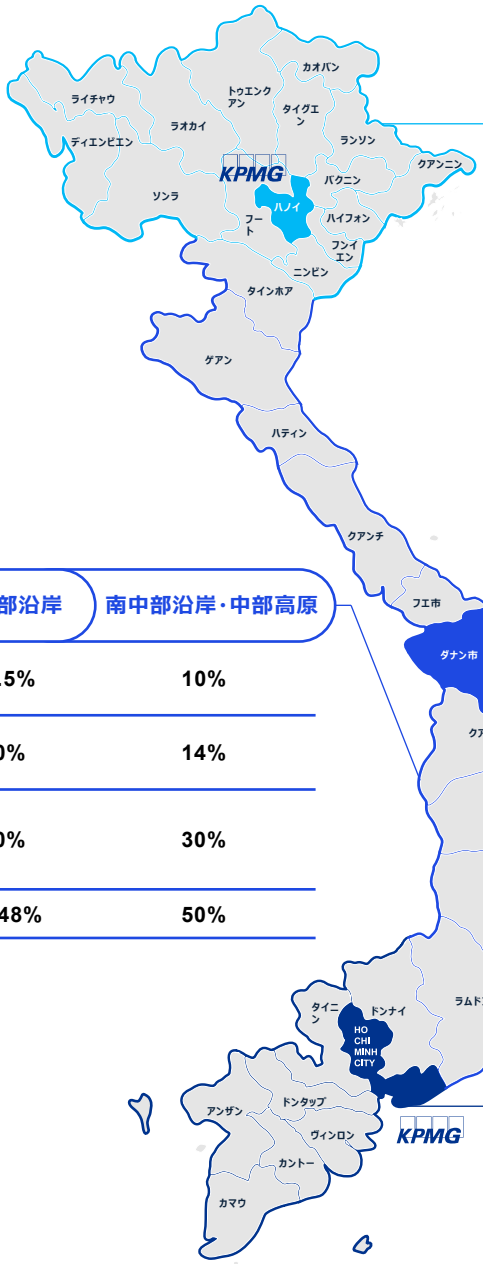

	北部山岳地域	紅河デルタ
GRDP年平均成長率	9-10%	11%
GRDPに占める製造・加工業の割合	20-22%	30-32%
GRDPに占めるデジタル経済の付加価値の割合	25-30%	35%
都市化率	40%	55%

	北中部沿岸	南中部沿岸・中部高原
GRDP年平均成長率	10.5%	10%
GRDPに占める製造・加工業の割合	30%	14%
GRDPに占めるデジタル経済の付加価値の割合	30%	30%
都市化率	47-48%	50%

	東南部地域	メコンデルタ
GRDP年平均成長率	10-11%	9-9.5%
GRDPに占める製造・加工業の割合	30-32%	23-24%
GRDPに占めるデジタル経済の付加価値の割合	35-40%	25-30%
都市化率	65-70%	42%

出所：ベトナム政府

(1) 決議第27-NQ/TW号は、新時代における地域開発と国家開発空間の再編に関する党政治局決議であり、2026年8月28日に署名された。本決議は、6つの社会経済地域における社会経済開発および国防・安全保障の確保に関する第13期政治局の決議第11-NQ/TW号、第13-NQ/TW号、第23-NQ/TW号、第24-NQ/TW号、第26-NQ/TW号、第30-NQ/TW号に代わるものであり、署名日から施行される。

(2) 決議第27-NQ/TW号が定める2030年までの主要目標のうち、抜粋したものを3つの表にまとめている。

北部投資クラスター



北部山岳地域と紅河デルタからなる北部クラスターは、
2025年に全国GDPの**44%**を占めた。

投資家の関心は引き続きこの地域に集中しており、
2026年上半期には全国の新規登録資本の**81%**超を呼び込んだ。

多くの地方で2桁成長が続く紅河デルタは、生産・物流・サービスが緊密に結び付いたバリューチェーンを構築し、北部ベトナムの成長エンジンとしての地位を築きつつある。こうした統合は、決議第27-NQ/TW号が紅河デルタに定めた2030年目標と、決議第57-NQ/TW号のデジタル政策の推進につながっている。

2026年上半期の主要地方の実績

	ハノイ	ハイフォン	バクニン	クアンニン	フンイエン	タイグエン	ニンビン
GRDP成長率	8.2%	11.3%	10.6%	11.1%	10.7%	10.0%	**11.4%**
人口（100万人）	**8.9**	4.7	3.6	1.5	3.6	1.8	4.4
登録FDI総額（100万米ドル）	3,443	1,866	2,623	593	689	**8,062**	2,308
累計登録FDI額（100万米ドル）	45,208	47,722	**50,857**	15,786	16,982	19,600	16,871

出所：NSO、各省統計局
注：太字は各指標で最も高い実績の省を示す

主な経済活動

行政区画の再編により多くの省で開発空間が拡大し、産業クラスターの強化、地域間連携の改善、より質の高い投資の余地が生まれている。紅河デルタは、新たな成長要因を効果的に活用し、引き続き投資資金を吸収する力を備えている。域内の各地方が力強い成長を維持することで、同地域は国全体の成長を支え、資材・労働力・物流・生産ネットワークへの需要を生み出し、周辺地域の経済活動を一層促進している。

ハイテク産業

北部の多くの省・市は、共通してハイテク産業に注力している。

- **バクニン省**は、電子機器の組立にとどまらず、半導体、集積回路、AI、ビッグデータ、IoTなどの戦略分野における研究開発とイノベーションへと移行しつつある。
- **フンイエン省**は、裾野産業、物流、先端製造業の育成を進めている。
- **ニンビン省**は、ハイテク産業、グリーン製造、スマート生産の分野で主導的地位を目指している。
- 拡大した**タイグエン省**は、戦略的インフラ、確立した産業エコシステム、投資家に配慮した政策を活かして製造拠点としての役割を強化し、飽和しつつある北部の他地域から移転するFDIを取り込んでいる。
- **ハノイ**は、研究開発とコア技術で地域の中核を担い、周辺地方の電子、半導体、裾野産業、スマート製造のクラスターを支えている。

物流・海洋経済

沿岸部の省は、持続可能な海洋経済の成長を優先している。

- **ハイフォン市**は、自由貿易区を始動させ、工業・港湾・物流の確立した拠点としての役割を引き続き担っている。
- **クアンニン省**は、2030年までに産業型養殖を生産量の75%超とし、年8～10%の成長を目指している。
- **フンイエン省**は、港湾の近代化と物流の統合を進めている。

観光・サービス

- **ハノイ**のマスタープランは、同市をベトナムの政治の中心であるだけでなく、イノベーション、金融、教育、技術、文化産業の全国的な拠点と位置付けている。
- **クアンニン省**は、国境貿易と質の高い観光を優先している。
- **ニンビン省**は、観光・文化産業を推進しており、2030年までに観光収入17億米ドル超を目指している。

出所：NSO、各省情報ポータル

中部投資クラスター



中部クラスターは、北中部沿岸、南中部沿岸、中部高原で構成され、全国GDPの約16%を占める。

決議第27-NQ/TW号および2021～2030年国家マスタープランを調整する決議第306/NQ-CP号に基づき、新たに統合された中部沿岸地域に関するベトナムの戦略は、産業構造改革、複数の交通手段を組み合わせた交通・物流ネットワークの整備、包括的な海洋経済の成長を加速させている。

ダナン市とタインホア省は、ベトナム中部における経済およびFDIの中核である。ダナン市はハイテク・物流拠点として、タインホア省はエネルギーと深水港物流の中心として、ともに地域の近代化をけん引している。

2026年上半期の主要地方の実績

	ダナン	フエ	タインホア	ラムドン	ザライ	ゲアン	クアンチ
GRDP成長率	9.5%	7.9%	7.2%	7.9%	8.2%	**9.7%**	8.1%
人口（100万人）	3.1	1.4	**4.3**	3.9	3.6	3.8	1.9
登録FDI総額（100万米ドル）	322	123	246	4	22	**2,282**	149
累計登録FDI額（100万米ドル）	13,972	4,319	**16,517**	4,954	2,875	9,093	4,153

出所：NSO、各省統計局
注：太字は各指標で最も高い実績の省を示す

主な経済活動

中部地域は、一体化した地域間の連結性、世界水準の深水港、クリーンエネルギーを活用して高付加価値の製造業と物流を推進し、持続可能な海洋経済と世界への主要な玄関口へと変貌しつつある。

物流・海洋経済

- 港湾・物流インフラへの大規模投資により、**フエ市**は遺産観光と並び、海洋・ラグーン経済を主要な成長ドライバーと位置付けている。
- リエンチエウ港の開発は**ダナン市**の海洋経済に新たな一章を開き、同市をベトナム中部および広域圏における主要な物流・海運拠点へと押し上げつつある。IFCの整備も、行政上の障壁を低減し、海洋空間管理の実効性を高めることに寄与している。
- 力強い産業成長により総合物流への高い需要が続いている。これにより物流分野は高付加価値サービス産業へと移行し、**タインホア省**の経済成長を大きく押し上げている。
- 拡大した**ラムドン省**は現在、面積でベトナム最大の省であり、交通網の強化によってその経済的強みをより統合された成長エンジンへと転換しつつある。

出所：NSO、各省情報ポータル

観光

- **フエ市**は、リゾート型・体験型観光を中心に海洋観光サービスの多様化を図るとともに、近代的な流通チャネルへの投資や伝統的な地場産品のブランド化を進めている。
- **ゲアン省**は、2,600超の史跡や無形文化遺産に加え、自然と文化の多様な資源を有しており、観光開発の大きな潜在力を持つ。

再生可能エネルギー

- **ザライ省**は、2030年までに年間発電量270億kWhの達成を目指しており、グリーン成長と持続可能な発展のビジョンを段階的に実現しつつ、中部高原地域のエネルギー拠点としての地位を確立しようとしている。
- **タインホア省**は、大規模な石炭火力発電所を擁する一方、風力、太陽光、バイオマスの取り組みを通じてクリーンエネルギーへの移行を加速させている。

南部投資クラスター



南部クラスターは、東南部地域とメコンデルタで構成され、2025年には全国GDPの約40%を占めた。

東南部地域は、工業、サービス、イノベーション、国際的な連結性におけるベトナム最大の拠点である。同地域の発展は、中部高原、南中部沿岸、メコンデルタなど他地域にも強い波及効果をもたらしている。

決議第27-NQ/TW号および決定第370/QD-TTg号・決定第1325/QD-TTg号（2024年）で承認された地域計画に基づき、ベトナム東南部地域は、高付加価値サービス分野とともにハイテク製造・加工業の発展を目指している。

2026年上半期の主要地方の実績

	ホーチミン市	ドンナイ	アンザン	タイニン	カマウ	ヴィンロン
GRDP成長率	8.6%	9.8%	8.8%	**10.1%**	6.6%	6.4%
人口（100万人）	**14.0**	4.5	4.9	3.3	2.6	4.3
登録FDI総額（100万米ドル）	**7,878**	908	16	1,065	99	99
累計登録FDI額（100万米ドル）	**153,286**	46,080	5,231	26,651	4,836	5,984

出所：NSO、各省統計局
注：太字は各指標で最も高い実績の省を示す

主な経済活動

2030年までに、東南部地域は、近代的な産業基盤として、また、科学技術、イノベーション、ハイテク産業、物流、国際金融における国の主要な成長エンジンとして高所得水準を目指す。一方、メコンデルタは、気候変動に強いインフラと、海洋産業・観光・都市部との連結性に支えられ、世界的に重要な農業経済圏となることを目指している。

金融セクター

フィンテック、資本市場、デジタル資産の急成長により、**ホーチミン市**は東南アジアの国際金融センターとなる態勢を整えつつある。その中核となるのが、資本とデジタル金融の世界への玄関口として2026年2月に始動したIFCである。

農業

ベトナムの農業は地域的な統合が進んでいることが特徴であり、大規模生産とグローバルな輸出バリューチェーンをけん引している。

- 拡大した**タイニン省**と**ドンナイ省**は、高付加価値の農産物加工と産業規模の畜産エコシステムにおいて先導的な役割を果たしている。
- **ヴィンロン省**と**カマウ省**の沿岸地域の合併により、海洋漁業とハイテク養殖における国内トップの地位が確固たるものとなった。
- **アンザン省**はハイテク農業に積極的に注力しており、農林水産業が省の経済構造の30%超を占めている。

出所：NSO、各省情報ポータル

ハイテク産業

- ビンズン省およびバリア・ブンタウ省との合併を経て、**ホーチミン市**は現在、スマート製造とハイテク・エコシステムにおけるベトナムの先駆者となっている。同市は、環境面で持続可能な高付加価値事業を優先し、半導体分野で少なくとも4件のFDI案件誘致を目指している。
- 2026年、**ドンナイ省**は優先的に開発する14の工業団地・テクノロジーゾーンのリストを公表し、近代的・ハイテク・持続可能な産業開発に向けた戦略的な一歩を踏み出した。
- **タイニン省**では、投資額約35億米ドルのAI特化型データセンター複合施設が提案されており、2026年第4四半期の着工を目指している。

再生可能エネルギー

- **タイニン省**は、良好な日射条件により、ベトナムで最も有望な太陽光発電開発地域の一つである。
- **カマウ省**は、国内で唯一三方を海に囲まれた省であり、約310kmの海岸線を有し、風力発電開発の大きな潜在力を持つ。

ビザおよび労働許可

1. 外国人のベトナム渡航を促進するビザ政策

ベトナムは力強い経済成長と構造転換の途上にあり、あらゆる分野で大きな機会が生まれている。外国人材と投資を呼び込むため、ベトナム政府は規制の枠組みを段階的に開放・改善し、外国人の入国、居住、就労を円滑にするとともに、ベトナムの長期的かつ持続可能な成長を支える、よりビジネスに配慮した政策を導入している：

政策	対象者	主な優遇内容	施行日／状況
2025年3月7日付決議第44/NQ-CP号	12カ国の国民（入国目的を問わない）	最長45日間のビザなし滞在、全種類の旅券が対象	2025年3月15日～2028年3月14日
2025年8月8日付決議第229/NQ-CP号	観光目的で渡航する欧州12カ国の国民	最長45日間のビザなし滞在、全種類の旅券が対象	2025年8月15日～2028年8月14日
2025年8月8日付政令第221/2025/ND-CP号	招へい・推薦された特別貢献者、専門家、投資家、経営者	承認を条件とする期間限定のビザ免除	2025年8月15日施行
IFC – UD1 (*)	ホーチミン市／ダナンのIFC (**) における適格な投資家、専門家、管理職、高度技能労働者	最長10年のビザまたは一時居住カード、処理期間の目標は3営業日	2025年12月18日付政令第327/2025/ND-CP号、2026年1月17日施行
IFC – UD2 (*)	適格なUD1保有者の配偶者および18歳未満の子	UD1と同期間のビザ／一時居住カード	

(*) UD1：高度デジタル技術産業の人材である外国人、および法律、国会決議、国会常務委員会決議に基づき優遇措置の対象となる外国人に発給。UD2：UD1ビザを付与された外国人の配偶者または18歳未満の子に発給。

(**) IFC：国際金融センター

2. グローバル人材へのアクセス向上とコンプライアンス監督の強化

ベトナムは、グローバル人材へのアクセスを容易にしつつ、規制上の監督と行政管理を強化するため、外国人労働者に関する制度の改善を続けている。

原則として、外国人がベトナムで就労するには、免除の対象とならない限り有効な労働許可証が必要である。必要となる許可、免除確認、または届出は、業務の性質と期間によって異なる。2025年8月7日施行の政令第219/2025/ND-CP号は、要件、手続、必要書類を含む外国人労働者の一般的な枠組みを定めている。

ベトナムのIFC構想を後押しするため、専用の枠組み（2025年6月27日付決議第222/2025/QH15号、2025年12月18日付政令第325/2025/ND-CP号、2025年12月18日付政令第327/2025/ND-CP号を含む）により、適格な人材および一部の上級人材に対して、以下のとおり、より有利な就労許可ルートが導入されている：

主な円滑化措置	実務上の影響
労働許可の免除	IFCで就労する適格な投資家、専門家、管理職、高度人材、科学者、特別な才能を持つ個人は、労働許可が免除される場合がある。
免除対象の拡大	IFC制度は、一般的な外国人労働者の枠組みよりも広い免除区分を対象としている。
届出ルート	該当する場合、雇用主は正式な免除確認を申請する代わりに、就労開始前にIFC当局へ届け出ることができる。
3日間での処理	書類が整った労働許可および免除の申請は、3営業日以内に処理される。
最長10年の有効期間	労働許可証および免除確認書は、最長10年の期間で発給される場合がある。

並行して、政府はデータ主導の行政への移行を進めている。オンライン申請、電子本人確認、国家データベース、省庁間連携により、書類手続の削減、情報の標準化、監督の強化を図っている。

2026年下半期には、手続の簡素化、電子記録の拡充、国家データベースとの連携強化を中心に、政令第219号のさらなる改正が見込まれている。

企業への示唆

手続の円滑化と同時に、執行も強化されている。新設・改正された罰則規定により、処罰対象となる行為の範囲が広がり、罰金額も引き上げられている。

したがって企業は、人材移動と外国人労働者に関するガバナンスを見直し、出入国、労務、給与、人事の記録を整合させ、赴任前に届出内容を確認するとともに、コンプライアンス上の不備を早期に解消し、組織および責任者個人の双方に対する罰則リスクを低減すべきである。

ベトナムの強制保険制度（1/2）

法律第41/2024/QH15号および政令第158/2025/ND-CP号に基づき2025年7月1日から施行

ベトナムの社会保険（SI）の加入対象者

外国人従業員	ベトナム人従業員
• ベトナム側の使用者と期間1年以上の有期労働契約を締結している。 • ベトナムの規定による定年年齢に達していない。 • 企業内異動（親会社からベトナムの直接子会社への派遣）による外国人従業員ではない。 • ベトナムが締結する国際条約に別段の定めがある場合はこの限りではない。	• 無期労働契約、または期間1カ月以上の労働契約を締結している（他の名称で締結されていても、有償の労務提供、賃金、一方当事者による管理・運営・監督を内容とする契約を含む）。 • フルタイムで就労していないが、月額賃金が強制社会保険料の最低算定基礎となる賃金水準以上である従業員。 • 賃金を受け取らない企業の管理者、監査役、国家資本の代表者、企業資本の代表者である従業員。

保険料率

	保険料率			
	使用者負担		従業員負担	
	ベトナム人従業員	外国人従業員	ベトナム人従業員	外国人従業員
社会保険	17.5%		8%	
健康保険	3%		1.5%	
失業保険	1%	適用なし	1%	適用なし

社会保険料の算定基礎

社会保険料の対象となる所得		備考
対象	対象外	
• 職務・職位給、賃金手当、労働契約で合意され、定期的かつ安定的に支払われるその他の固定的な付加給付	• 労働契約に別項目として定められたその他の福利厚生・手当	• 算定基礎：基準額以上とし、上限は基準額の20倍 • 基準額：CPI、経済成長、国家予算、社会保険基金を踏まえて政府が定める金額 注：現在の基準額は法定基本給と同額の月額*253*万ドン（政令第*161/2026/ND-CP*号、*2026*年*7*月*1*日施行）であり、算定基礎の上限は月額*5,060*万ドンとなる。

コンプライアンスと執行の強化

2026年9月10日施行の政令第283/2026/ND-CP号により、強制社会保険料に関する違反への行政罰が大幅に強化された。

違反の種類	罰則の水準
強制社会保険料の納付遅延	使用者は、遅延納付した保険料総額の12～15%の罰金を科される場合がある。
強制社会保険料の納付逃れ	使用者は、納付を逃れた保険料額の18～20%の罰金を科される場合がある。
行政罰金の上限	個人の違反者は7,500万ドン、組織は原則として最大1億5,000万ドン。
罰金に加え、使用者には以下を含む是正措置が義務付けられる：	(i) 未納付の強制社会保険料全額の納付、(ii) 違反期間中の延滞額に対する日率0.03%の延滞利息の支払い、(iii) 違反により従業員の法定社会保険給付・権利が喪失、減少、または遅延した場合の従業員への補償。

ベトナムの強制保険制度（2/2）

法律第*41/2024/QH15*号および政令第*158/2025/ND-CP*号に基づき*2025*年*7*月*1*日から施行

主な法定給付

ベトナムの強制社会保険制度は、就労期間から退職後に至るまで所得の安定を支えるため、従業員に幅広い法定保障を提供している。

- 老齢・遺族給付
- 傷病給付
- 出産・育児給付
- 労働災害・職業病給付
- 健康保険による保障
- 社会保険一時金
- 失業給付（ベトナム人従業員のみ対象）

社会保険分野における国際協力

- ベトナムは初の二国間社会保障協定を韓国と締結し、2024年1月1日に発効した。この画期的な協定は、相手国で就労するベトナム人および韓国人の社会保険料の二重負担を解消し、社会保険上の権利を保護することを目的としている。
- ベトナムは他国との二国間社会保障協定のネットワークをまだ広く構築していないが、主要な経済パートナーとの協議・交渉が進められている。

企業への示唆

現在進められている社会保障改革は、より強靭で透明性が高く、持続可能な労働市場の構築に向けたベトナムの姿勢を示している。適用範囲の拡大と執行の厳格化により使用者のコンプライアンス義務は増すものの、進化する制度は労働者保護を高め、投資家の信頼を強化し、外国投資先としてのベトナムの長期的な魅力を支えている。

専門家のご紹介



Nguyen Thuy Duong
Partner, Head of Global Mobility Services



Dang Duc Giang
Director, Global Mobility Services

Best Employer in Asia Pacific 2025

Based on a survey by the Financial Times and Statista of over 50,000 employees across 14 countries in Asia, including Vietnam, KPMG has been recognized as one of the region's best workplaces.

By fostering a positive, fulfilling, and respectful workplace, KPMG empowers our staff to grow, contributing not only to their personal development but also to the organization's success and value for our clients.



KPMG
Our Impact Plan 2026

KPMGベトナム・カンボジアは2023年以降、「Our Impact Plan（OIP）」を通じて、ガバナンス、人材、地球環境、繁栄の各分野における進捗とコミットメントを自主的に開示している。

今年は地球環境、とりわけネットゼロ排出に向けた道筋への取り組みを一層強化した。すでに2019年の基準年比で炭素排出量を26%削減しており、50%削減の目標達成に向けて順調に進捗している。これは、測定可能な成果を通じた気候変動対策へのコミットメントを示すものである。

OIPは、私たちのバリューである「Integrity」「Excellence」「Courage」「Together」「For Better」に根差している。これらのバリューは、私たちの意思決定を導き、企業文化を形づくり、ステークホルダーとの信頼関係の礎となっている。




KPMG
03
セクター別の潜在力

製造業

決議第10号は、製造業における「量」重視から「質」重視への転換を示すものである。すなわち、技術の高度化、現地化の深化、イノベーションの強化、多国籍製造企業とベトナム企業の連携強化である。

1. 経済への貢献

ベトナムの製造・加工業はGDPと輸出に大きく貢献している。インダストリー4.0を通じて、先端技術が製造業の競争力を大幅に高めている。

部門別GDP寄与度（2026年上半期）

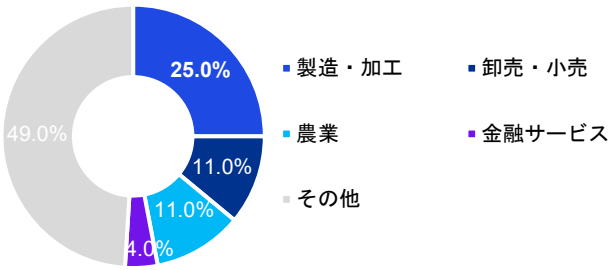

電子機器、機械、履物産業の拡大が、
今後の輸出成長の主な原動力になると見込まれる。

輸出に占める製造業の割合

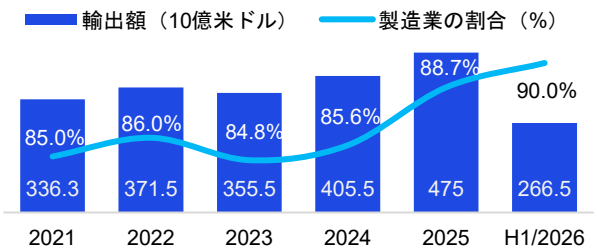

主要輸出品目（2026年上半期、10億米ドル）

電子機器・コンピュータ	機械・設備	電話機・部品
71.2	33.2	31.7
▲ 49.1%	▲ 23.6%	▲ 17.8%

出所：NSO、商工省、税関局

2. 有利な条件

先進国が供給源、サプライチェーン、投資先の多様化を進める中、ベトナムの工業生産は今後も成長を続ける態勢にある。

工場労働者の賃金（2025年、米ドル/月）

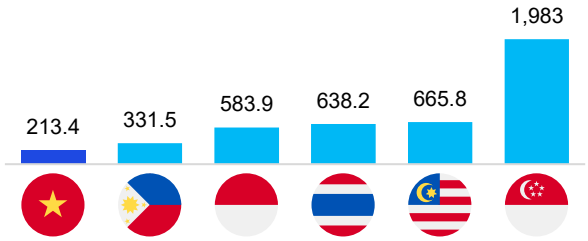

ベトナムは人件費の面で引き続き域内での競争力を有している。また、FTAにより広範な貿易ネットワークを通じて調達先を多様化でき、相手国から安価な中間財を輸入することで、輸出競争力を高めることができる。

ベトナムは、税務優遇、戦略的な立地政策、的を絞った開発プログラムを組み合わせ、製造業を積極的に支援している。

主な制度的支援

- 決議第10-NQ/TW号は、ベトナムの製造業を労働集約的な組立型モデルから、ハイテク・イノベーション主導で現地化の進んだ製造エコシステムへと再構築する可能性が高い。
- 2025年5月4日に公布された決議第68-NQ/TW号は、ハイテク製造業をはじめ、外国資本と専門知識が特に価値を持つ高成長産業への投資誘致に対するベトナムの意欲を示している。これにより、低コストの製造拠点という従来の魅力を超えた新たな道が開かれる。
- 政令第182/2024/ND-CP号に基づく投資支援基金は、ハイテク産業や研究開発への投資を促す財政的インセンティブを提供することで、ベトナムの製造業に好影響を与えると期待されている。
- 2024年9月21日、首相は2050年までのベトナム半導体産業の発展戦略を示す決定第1018/QD-TTg号に署名した。

専門家のご紹介



Le Thi Kieu Nga
Partner, Head of Tax Advisory

最新情報のご案内

こちらのリンクまたはQRコードから、
KPMGの製造業四半期ニュースレター
にご登録いただけます

半導体産業ロードマップ

2024年に公布された決定第1018/QD-TTg号は、2050年までのベトナム半導体産業の発展戦略を示した。戦略的な半導体拠点を目指す取り組みを加速する中、ベトナムは先端製造、研究開発（R&D）、人材育成、関連インフラへの投資を求めている。

第1期 2024 – 2030

- FDIを選択的に誘致し、産業を育成する。
- 多くの産業・分野で使用される専用半導体製品を開発する。

第2期 2030 – 2040

- 国内資源とFDIの双方を基盤に半導体産業を発展させる。
- 専用半導体製品の設計・製造において段階的に自給を実現する。

第3期 2040 – 2050

- 半導体分野の研究開発技術を確立する。
- 国内半導体産業のエコシステムを完成させ、生産チェーンの一部の工程・分野で主導的な能力を確立する。

現在の動向

産業の概況

50+
チップ設計企業

142億ドル
半導体分野のFDI総額

7,000
チップ設計エンジニア

241
半導体関連のFDI案件

人材パイプライン

166+
半導体関連プログラムを提供する大学

134,000
工学・技術分野の年間学生数

主な進展

- 2026年1月16日、Viettelグループは、ハノイのホアラック・ハイテクパークでベトナム初の半導体チップ製造工場の建設に正式に着工した。27ヘクタールに及ぶ本プロジェクトは、チップの研究・生産に特化した重要な国家インフラと位置付けられている。
- 2026年、Intelはデータセンター向けチップの先端組立・テストラインをコスタリカからサイゴン・ハイテクパークへ移管し始め、EMIB先端パッケージング技術を同工場に移転した。政府のISF改正案では、半導体製造が最上位（最大30%）の支援区分に位置付けられる見込みである。

主な課題

- エコシステムの不備
- 人材不足
- インフラと資金の需要
- 技術移転、共同研究開発、人材育成、グローバル・サプライチェーンへの統合における国際協力の必要性

ベトナムの半導体産業は、旺盛なFDI流入、設計および先端パッケージング能力の拡大、政府主導の取り組みに支えられ、力強い勢いを見せている。一方、人材育成、研究開発インフラ、エコシステムの成熟度、技術移転には課題が残っており、ベトナム半導体産業の次の成長段階の形成に投資家が関与する大きな機会が生まれている。

出所：ベトナム政府

KPMGのサービス

法定報告コンプライアンス支援サービス

ベトナムで事業を展開する外資系企業向け

貴社では、次のようなことはありませんか？

報告期限を過ぎてしまった

……その事実に気づいたのは、当局から連絡が来てからのことだった。

対応が見落とされていた

担当者が去ってしまい、書類提出の期限が迫っていることを誰も知らなかった。

罰金が心配だ

1件の報告につき最大5,000万ドン――さらに、それに伴う厳密な調査も控えている。

チームは手一杯の状態だ

年間最大40件の報告。提出先も期限もそれぞれ異なる。

同様の課題を抱える企業は少なくありません。投資、労務、統計、対外借入に関する報告は年間を通じて発生し、一度の遅延が許認可の遅れや事業運営への支障につながる可能性があります。

すべての定期報告を、ワンパッケージで

KPMGが、期限管理から最終提出まで定期報告業務を一括して支援。貴社は本来の事業運営に集中できます。

リスクを低減

すべての期限を管理し、早期にご案内。想定外の遅延や罰金を回避します。

当局対応を見据えた品質

KPMGの専門家が作成・レビューしたうえで提出します。

明確で合理的な料金

シンプルなパッケージと事前合意の料金で、予算管理を容易にします。

すべての定期報告を一元管理

投資関連報告

投資プロジェクトに関する定期報告を、所管当局へ提出します。

労務関連報告

従業員および外国人労働者に関する報告を、各期限内に提出します。

統計報告

外資系企業に求められる月次・四半期・年次の統計報告に対応します。

対外借入報告

海外からの借入に関する報告を行い、適切な借入管理を支援します。

コンプライアンスカレンダー

貴社固有の報告義務を一覧化し、期限前にご案内します。

書類作成・提出

書類の作成・レビュー・提出を行い、監査に備えた記録を整備します。

導入はシンプルです

無料ヘルスチェック

対象となる報告義務を整理し、対応漏れを確認します。

ワンパッケージ・明確な料金

貴社の報告義務に合わせて設計し、料金を事前に合意します。

以降はKPMGにお任せください

貴社は事業に集中し、KPMGがコンプライアンス対応を支援します。

コンプライアンスを確保　時間を削減　罰金を回避

専門家のご紹介



Nguyen Quang Phuc

Partner, Head of Corporate Services



Nguyen Thuy Duong

Partner, Head of Global Mobility Services

消費市場（1/2）

ベトナムには消費財・小売セクターの成長に有利な条件がそろっている。

1. 成長要因

ベトナムの中間層の拡大は、消費財・小売セクターに魅力的な機会をもたらしている。

世帯可処分所得の分布（総人口比%）

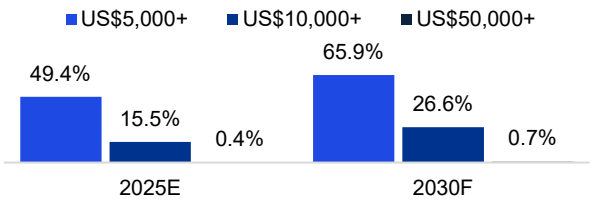

ベトナムでは農村部から都市部への顕著な人口移動が進んでおり、都市化率の上昇に表れている。

都市化の進展は、物流の整備、消費者の集中、購買力の向上により、一般に企業にとっての市場の魅力を高める。

都市化率

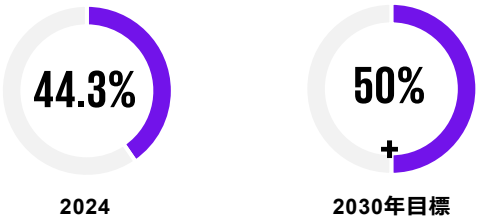

この傾向はEコマースと近代的小売の拡大を後押ししている。多忙な生活を送る都市住民はオンライン小売チャネルを利用する傾向が強い。これは、インターネット普及率とデジタルウォレットの拡大とも軌を一にしている。

Eコマース流通取引総額（10億米ドル）

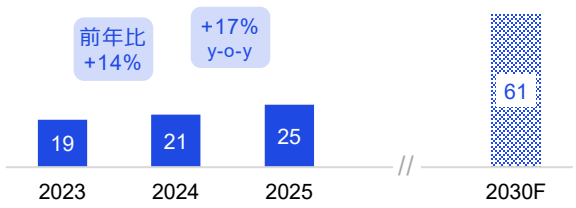

現在のベトナムの人口動態は、Z世代とY世代の労働参加の拡大が特徴である。これらの世代が労働力の中で影響力を増すにつれ、その購買力と変化する嗜好が市場を形づくると見込まれる。その結果、ベトナムの新たな消費トレンドは主にZ世代、Y世代、α世代がけん引することになる。

出所：Fitch Solutions、DataReportal、Google、Temasek、Bain & Company、NielsenIQ、国家統計局

2. 支出カテゴリー

2026年上半期の小売売上高は前年同期比12.9%増となったが、インフレ調整後の実質伸び率は7.3%にとどまった。地政学的緊張による物価上昇の中で可処分所得の伸びが弱く、消費者の支出姿勢が慎重になっていることを反映している。

CPIと従業員1人当たり平均所得の比較（前年比%）

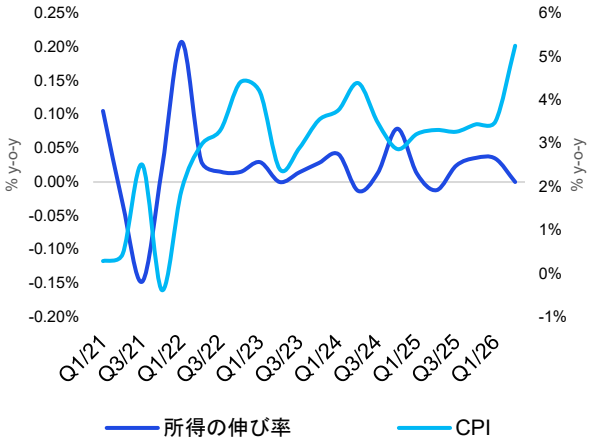

価格に敏感で貯蓄志向の強い消費者層を背景に、市場では必需品支出が中心となっている。インフレ率が4%前後で推移する中、支出パターンは一段と二極化する可能性が高い。食料品や医薬品などの必需品カテゴリーは底堅さを維持する一方、自動車や家電などの非必需品は価格への敏感さの高まりから需要が弱含む。

必需品・非必需品への支出（10億米ドル）

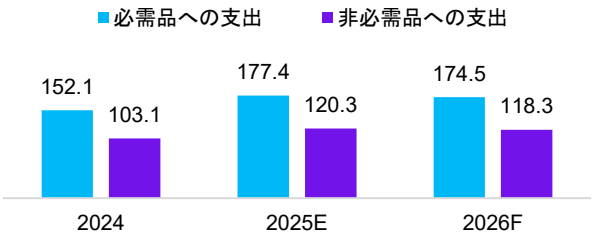

*Fitchのカテゴリー定義：

- 必需品：食品・ノンアルコール飲料、衣料品・履物、住居・光熱費、通信・交通
- 非必需品：酒類・たばこ、家具・家庭用品、保健、娯楽・文化、教育、飲食・宿泊、保険・金融サービス、パーソナルケア、社会保障、その他の財・サービス

消費市場（2/2）

ベトナムの消費・小売セクターは、特に食品、医薬品、関連支援サービスの分野で引き続き魅力的である。

3. チャネル別の動向

2026年も近代的小売チャネルは急速な拡大を続けた。その背景には、仮設市場・露店の段階的な撤廃と、密輸、商取引詐欺、偽造品、知的財産権侵害への取り締まりがある。近代的小売チャネルは、産地が明確で品質基準が信頼できる日用消費財を豊富かつ多様に提供し、消費者により健康的で安全な選択肢を示すとともに、顧客の信頼とロイヤルティを高めている。

チャネル別小売売上高（%）

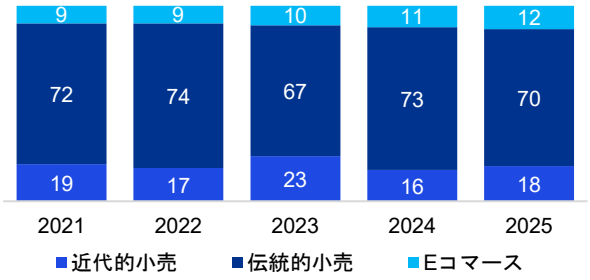

近年、国内外の大手小売業者は、全国の省・市の都市部で近代的かつ洗練されたショッピングセンター、スーパーマーケット、コンビニエンスストアチェーンに投資し、ベトナムにおける流通網の構築に強い関心を示している。中でも食品小売チェーンと薬局チェーンが特に好調である。

ベトナムでは、高いインターネット普及率と物流サービスの拡大により、Eコマースも急成長している。Eコマースは消費者の購買行動を変えるだけでなく、企業競争力の重要な原動力となり、中小企業の市場拡大や越境取引の機会開拓を可能にしている。

ただし、品質管理、詐欺防止、インフラ投資コスト、データセキュリティやオンライン取引の安全性への懸念など、課題も残っている。

今後、ベトナムのEコマースの成長を持続させるには、政策協調の強化、規制監督の改善、デジタルトランスフォーメーションへの支援拡充、物流・技術インフラへの継続的な投資が不可欠である。

4. その他の示唆

消費財・小売業の発展は、支援サービスを提供する企業にも豊富な機会をもたらしている：

- ベトナムのコールドチェーンインフラは依然として未整備であり、農産物の廃棄や高付加価値の生鮮食品市場の成長を制約している。地域の冷蔵保管施設や標準化された生鮮食品物流センターへの投資は、プレミアム食品の小売チャネル拡大に寄与し得る。
- 物流、スマート倉庫、超高速配送サービスは、小売業務の効率性と利便性に対する需要の高まりを支え、今後数年間の主要な成長ドライバーになると見込まれる。
- 消費者の信頼を高め、顧客体験全体を向上させるため、製品トレーサビリティ、データセキュリティ、デジタル決済管理の技術インフラのさらなる整備が必要である。
- 拡張現実（AR）や仮想現実（VR）などの没入型体験を取り入れたスマートストアやテクノロジー活用型の商業施設は、特に大都市圏で一層普及し、高い効果を上げるビジネスモデルになると見込まれる。

規制環境

- 2026年、ベトナム政府は国内市場の強化と消費喚起を目的とする決議第88/NQ-CP号を公布した。同決議は、消費拡大と、ベトナムにおける近代的な商業・流通エコシステムの発展に向けたさまざまな好条件を整えている。
- 2025年10月17日に国会常務委員会が公布した決議第110/2025/UBTVQH15号は、2026年1月1日から個人所得税の家族控除額を引き上げることを定めている。この政策により国民の税引後所得は約10%増加すると試算されており、消費の大きな原動力となる。
- 現行の付加価値税（VAT）2%引き下げ政策は、国会決議第204/2025/QH15号および詳細を定める政令第174/2025/ND-CP号（2025年6月30日公布）に基づき実施されている。本政策は2025年7月1日から2026年12月31日まで適用され、さまざまな財・サービスの税率を10%から8%に引き下げている。

出所：国家統計局、商工省

ヘルスケア

1. 成長要因

ベトナムのヘルスケア・医薬品市場は、人口動態、経済、政策の各要因が相まって、持続的な成長が見込まれる。

ベトナムでは高齢化が急速に進んでおり、65歳以上が人口の15%に達する2036年までに人口ボーナス期が終わると見込まれる。この人口動態の変化により、特に糖尿病、心血管疾患、がんなどの慢性疾患に関する医療サービス、医薬品、予防医療の需要が加速すると予想される。

同時に、所得の増加と生活水準の向上により医療支出が拡大する一方、平均寿命の延伸により継続的な治療やウェルネスサービスの必要性が高まっている。2025年末時点で人口の95%超をカバーする国民皆保険制度の継続的な拡大も、医療へのアクセスを高め、医療サービスと医薬品の利用拡大を支えている。

さらに、公式かつ規制された流通チャネルの整備により製品の品質保証が強化され、消費者の購買行動が変化しており、近代的な薬局チェーンや組織化された医療小売ネットワークの成長を後押ししている。

ベトナムのヘルスケア市場指標

4.6% GDP比 （2025年）	アジア太平洋地域で **第13位**のヘルスケア市場 （2025年）
100億米ドル 政府支出 （2025年）	**5.6%** 政府支出のCAGR （2025～2030年）
134億米ドル 民間支出 （2025年）	**8.6%** 民間支出のCAGR （2025～2030年）

2. セクターの動向と機会

ベトナムのヘルスケアセクターは、良好な規制環境、需要の拡大、医療の近代化を背景に、医薬品、医療サービス、デジタルヘルスの各分野で投資を集めている。

主な投資・発展の動向：

- 専門特化型の成長戦略：大手企業は、長期的な成長に向けて高品質医薬品、特殊医薬品、生薬、統合的な流通エコシステムに注力している。
- 医薬品製造の高度化：製薬企業は、品質、競争力、収益性を高めるため、EU-GMP準拠の施設、先進的な生産技術、AIを活用した研究開発に投資している。
- サプライチェーンの自給力向上：各社は、強靭性と業務効率を高めるため、医薬品原料の現地化と流通網の強化を進めている。
- 外国投資の拡大：支援的な規制環境と堅固な市場基盤により、国際的な投資家や医療事業者がベトナムの医療サービス分野に引き続き参入している。
- 民間医療の拡大：世界の民間医療事業者が、急成長するベトナムの民間医療市場で積極的に機会を模索している。
- デジタルヘルス変革：政府はスマート病院、電子カルテ（EHR）、デジタルヘルスプラットフォームなどの取り組みを通じて医療のデジタル化を加速しており、国内外の投資家に機会をもたらしている。民間部門でも、疾病予防、診察、治療、健康管理にデジタルツールの導入が進んでいる。

規制環境

- 2023年入札法および通達第03/2024/TT-BYT号：公共調達においてEU-GMP準拠の国産医薬品を優先し、国内製薬企業の市場アクセス機会を拡大している。
- 改正薬事法第44/2024/QH15号および政令第163/2025号：医薬品の登録手続を簡素化し、ジェネリック医薬品の承認を迅速化し、オンライン薬局の発展を支援するとともに、新製品の市場投入までの期間を短縮している。
- 2030年までの製薬産業発展戦略（決定第1165/QD-TTg号）：医薬品の現地化を推進し、原薬（API）の自給力を強化するとともに、ベトナムをASEANにおける地域の医薬品製造拠点とすることを目指している。
- 国家ヘルスケア戦略：国民皆保険、医療の質の向上、感染症対策、官民パートナーシップ、医療人材育成に重点を置いた2045年に向けたビジョン。

出所：BMI、NSO、ベトナム政府

専門家のご紹介



Luke Treloar
Partner, Head of Infrastructure, Government & Healthcare (IGH)

最新情報のご案内

こちらのリンクまたはQRコードから、KPMGのライフサイエンス・ヘルスケア月刊ニュースレターにご登録いただけます

テクノロジー（1/2）

1. 産業の概況

ベトナムは東南アジアで最も急成長しているデジタル経済であり、2024年の340億米ドルから2025年には390億米ドルへと17%拡大した。ベトナムのデジタル経済は2030年までGDPの3倍超のペースで成長すると見込まれる。これは、ベトナムが「底堅さ」から「再成長」へと移行したことを示す明るい兆しである。

デジタル経済とGDP成長の比較

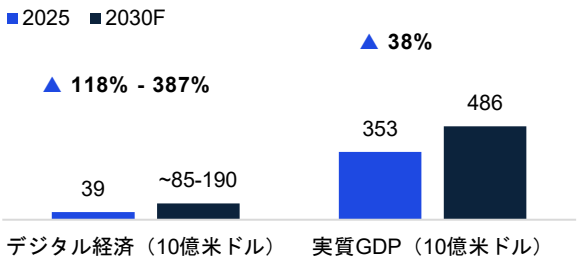

世界的なマクロ経済の逆風にもかかわらず、ベトナムは2030年までにデジタル経済をGDPの30%とする政府目標の達成に向けて順調に進んでいる。

2026年上半期には、能力を高めつつある国内テクノロジー企業がベトナムのテクノロジー・バリューチェーンに大きく貢献した。

81,200 デジタル技術企業

1.67 百万人：情報通信技術（ICT）分野の就業者数

992億米ドル ベトナムのデジタル技術分野の総売上高（前年比▲37%）

843億米ドル ハードウェア・電子機器の輸出額（前年比▲30.1%）

2. イノベーション能力の向上

グローバル・イノベーション・インデックス（GII）は今回で第18版となり、世界各国・地域のイノベーション実績を測定している。2025年、ベトナムはGII 2025の対象139カ国・地域中**44位**となり、さらに以下の順位を得ている：

2位 下位中所得国37カ国中

9位 東南アジア・東アジア・オセアニアの17カ国・地域中

GII 2025は、ベトナムにおけるイノベーションの現状、技術導入のスピード、およびその社会的影響を示している：

	GII順位	イノベーション・インプット	イノベーション・アウトプット
2022	48位	59位	41位
2023	46位	57位	40位
2024	44位	53位	36位
2025	**44位**	**50位**	**37位**

GII 2025の調査結果は以下を示している：

- GDPとの比較で、ベトナムは発展段階から想定される水準を上回る成果を上げている。同国はイノベーションへの投資を効果的にイノベーションの成果に結び付けている。
- 2025年、ベトナムは創造的製品の輸出で初めて世界第1位となった。首位獲得は、生産量・生産額の伸びだけでなく、イノベーション、デザイン、文化的アイデンティティを備えた製品を生み出す創造力を反映している。また、単純な低コスト製造への依存が低下し、ハイテク・高付加価値・創造的製品への多様化が進んでいることも示している。
- GIIを構成する7分野のうち、ベトナムは創造的アウトプット、知識・技術アウトプット、市場の高度化で最も高い順位を得ている。
- 一方で構造的な課題は残っており、研究開発能力、高等教育、熟練人材、研究インフラなどのインプット指標は依然として控えめな水準にとどまっている。

出所：Google、Temasek、Bain & Company、科学技術省

テクノロジー（2/2）

3. 新たな成長ドライバー

ベトナムのテクノロジーセクターは、いくつかの主要産業がけん引する新たな成長段階に入り、長期的な機会を生み出している：

データセンター

AIとクラウドコンピューティングの急拡大により、ハイパースケール・データセンターへの需要が世界的に高まっている。競争力のある建設コスト、高いプロジェクト収益性、アジアの主要デジタル拠点・経済中心地に近い戦略的立地により、ベトナムの魅力は一段と高まっている。

AIインフラ

企業が競争優位を高めるため、特にAIを中心にIT投資を拡大する中、AIインフラはAI支出の最大分野になると見込まれる。FPTの「AI Factory」やCMCのハイパースケール・データセンターなどの国内投資により、ベトナムはGPUクラウド、AI-as-a-Service（AIaaS）、生成AI、ビッグデータを含む成長中のAIインフラ市場に参入する態勢を整えつつある。

5Gインフラ

5Gの人口カバー率はすでに91.2%に達しており、今後の成長はネットワーク容量、品質、周波数利用効率の向上が中心となる。周波数の追加割り当てや5G-Advanced・6Gへの準備により、基地局（BTS）の整備、インフラ賃貸、ネットワーク運用サービスがさらに拡大すると見込まれる。

半導体

AIと先端電子機器の需要拡大により、半導体投資が世界的に加速している。ベトナムはNVIDIA、Qualcomm、Lam Research、Qorvo、AIChipなどの大手企業を呼び込んでおり、研究開発、チップ設計、テスト、パッケージング、サプライチェーン活動の拡大を促している。継続的なFDI流入により、同国の半導体エコシステムとグローバルな統合が一層強化されると見込まれる。

4. 支援政策

ベトナムは、投資優遇、イノベーション支援、AI・データガバナンス、技術分野別の規制を組み合わせ、デジタル経済に関する包括的な法的枠組みを急速に整備してきた。

政策／規制	公布日／施行日	主な目的	投資への主な影響
科学技術・イノベーション・デジタルトランスフォーメーションに関する決議第57-NQ/TW号	2024年12月	科学技術とデジタルトランスフォーメーションを国家の主要な成長ドライバーと位置付ける。	規制改革、イノベーションに配慮した政策、規制のサンドボックス、技術実証を促進する。
特別試行メカニズムに関する決議第193/2025/QH15号	2025年2月	イノベーションとデジタルトランスフォーメーションを加速する試行メカニズムを導入する。	新興技術や革新的なビジネスモデルに対し、より柔軟な環境を整える。
デジタル技術産業法（法律第71/2025/QH15号）	2025年6月／2026年1月	ベトナムのデジタル技術産業に特化した法的枠組みを定める。	デジタル製品、プラットフォーム、AI、データセンター、戦略的技術分野の発展を支援する。
科学技術・イノベーション法（法律第93/2025/QH15号）	2025年6月／2025年10月	イノベーション・エコシステムと研究開発活動を強化する。	研究開発、イノベーションセンター、スタートアップ、技術の事業化への支援を拡大する。
個人データ保護法（法律第91/2025/QH15号）	2025年6月／2026年1月	個人データ保護とプライバシーに関する要件を強化する。	AI、クラウドコンピューティング、デジタルプラットフォーム、フィンテック、Eコマース、データ集約型事業に対するコンプライアンス要件を定める。
投資法（法律第143/2025/QH15号）	2025年12月／2026年3月	投資優遇と特別支援メカニズムを改定する。	半導体、AIデータセンター、デジタル技術製品、戦略的技術プロジェクトに対する優遇を拡充する。
人工知能法（法律第134/2025/QH15号）	2025年12月／2026年3月	ベトナム初の包括的なAI規制枠組みを創設する。	AIガバナンスとリスク管理の要件を導入しつつ、AI投資に法的確実性をもたらす。
ハイテク法（法律第133/2025/QH15号）	2025年12月／2026年7月	ハイテク産業と戦略的技術を規律する。	ハイテク企業、テクノロジーパーク、戦略的技術開発への支援を強化する。

出所：ベトナム政府、国家イノベーションセンター、未来アセット証券

不動産（1/2）

FDI動向の変化、インフラ整備、規制の進展が、不動産セクターに有利な条件を生み出している。

1. 産業用不動産

厳しい世界のマクロ経済環境にもかかわらず、ベトナムの産業用不動産は旺盛な需要に支えられ、さまざまな資産タイプ・地域で堅調な実績を示した。



テナントの構成は地域によって異なる。南部は繊維、エンジニアリング、食品加工、日用消費財などの伝統的製造業を引き続き呼び込む一方、北部はテクノロジー・電子機器生産の中心であり続けている。また、物流・Eコマース企業が倉庫の安定した需要を支えている。

バクニン、ハイフォン、ホーチミン市、ドンナイなどの既存の産業拠点に加え、企業は用地確保の余地が大きく、コスト競争力が高く、インフラ連結性が向上しつつある新興の省で機会を模索している。この傾向はベトナムの産業地図を広げ、二次市場に新たな成長機会を生み出している。

2026年上半期の供給

41,000ha	1,040万m²	860万m²
工業用地	レディビルト工場	レディビルト倉庫
前年比+1%	前年比+15%	前年比+10%

ベトナムの産業用不動産市場は次の成長段階に入りつつあり、決議第10-NQ/TW号、デジタル需要の拡大、より有利な規制環境を背景に、投資はデジタルインフラ、特にデータセンターへと移行しつつある。

Savillsは、ハイパースケール開発、外国投資、国内でのデータ保存・処理を促す厳格なデータ保護要件を背景に、ベトナムのデータセンター市場が2030年までにほぼ倍増する可能性があると予測している。

出所：Savills、外国投資庁、JLL

主要インフラプロジェクト – 産業用不動産の成長要因

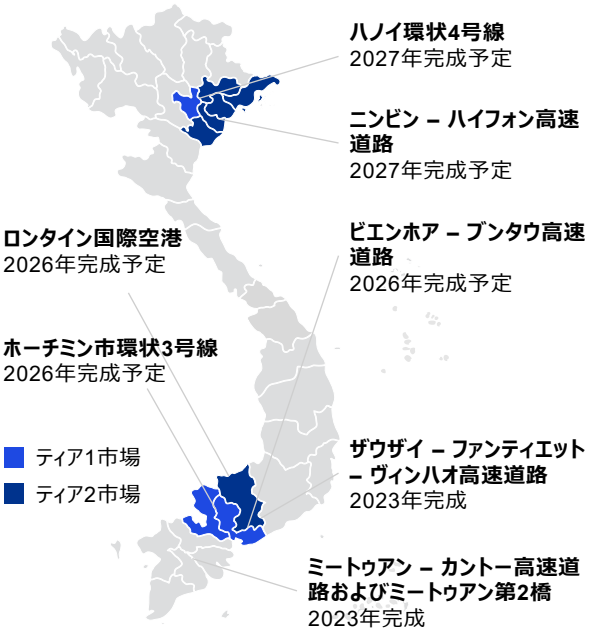

グローバル・サプライチェーンの再編が進む中、投資家は、良好な地域連結性と主要製造拠点に近い総合的な物流インフラを備え、長期的なパートナーシップを支える能力を持つ工業団地を一層重視している。

2. 商業用（小売）不動産

2026年のベトナムの商業用不動産市場は、国内消費の緩やかな回復に支えられ、引き続き前向きな軌道にある。ただし、回復のペースは分野や立地によって異なる。

ハノイでは、新規の商業施設供給が中心部以外、特に西部と郊外に集中しつつあり、都市の拡大とともに大規模商業プロジェクトの開発が進んでいることを反映している。

一方、ホーチミン市は新規供給が限られる供給調整局面に入っている。重点はテナント構成の最適化、運営効率の改善、高い稼働率の維持へと移っている。

同セクターを形づくる重要なトレンドは、複合型タウンシップ内の一体型商業開発の台頭である。こうしたショッピングセンターは、既存の住宅コミュニティ、オフィス、学校、生活利便施設の恩恵を受ける。このモデルは、来訪者の人通りに主に依存するのではなく、より安定した継続的な顧客基盤をもたらす。同時に、テナント需要は従来の小売を超えて広がっており、体験、エンターテインメント、ライフスタイル型のコンセプトを提供するブランドへの関心が高まっている。

出所：Cushman & Wakefield、VARS

不動産（2/2）

3. オフィス

ベトナムのオフィス市場は、テナントの嗜好の変化、新たなインフラ整備、サステナビリティ重視の高まりを背景に、転換期を迎えている。

ホーチミン市では、ベトナム国際金融センター（VIFC-HCMC）の設立により、企業が指定金融地区への立地を促されており、オフィス需要の強力な牽引役となっている。賃貸需要はグリーン認証を取得した新築の高品質ビルに集中しつつあり、多くのテナントは床面積の拡張よりも、より良い物件への移転を選んでいる。
今後の供給は、インフラ整備と用地確保が進む新興の都市部に集中すると予測される。

ハノイでは、特に西部での大規模開発の竣工によりオフィス供給が大幅に増加し、競争が激化している。空室率の上昇と賃料の軟化により、テナントは中心部以外でより新しく費用対効果の高い物件を検討している。これに対し、貸主はより柔軟な賃貸戦略を採用し、競争力向上とテナント誘致のためにグリーンビル認証やスマートビル技術に投資している。

両都市に共通する重要なトレンドは、高品質で持続可能かつ技術的に先進的なオフィスビルへの選好の高まりである。テナントの選別が厳しくなる中、グリーン認証オフィス、スマートビル機能、一体型都市開発内の立地が重要な差別化要因となっている。建設省によると、2026年第2四半期時点でベトナムのグリーンビルは800棟を超え、2025年までに80件という当初目標を大きく上回った。この顕著な成果は、世界のサステナビリティの潮流に沿おうとする不動産業界のたゆまぬ努力を示している。グリーン認証は物件の市場での位置付けを強化し、持続可能なビルに対するテナントの需要に応える一助となり得る。

4. 住宅

ベトナムの住宅市場は、引き続き深刻な需給のミスマッチに直面している。ハノイとホーチミン市では手頃な価格帯・中価格帯の住宅がほぼ姿を消し、高級物件が新規供給の大半を占めているため、住宅価格は大半の購入者の手の届かない水準となり、取引も鈍化している。賃貸利回りの低下により、投資目的のマンション購入の魅力も低下している。

その結果、住宅購入者と投資家はいずれも、価格がまだ手頃で実需が流動性を支えている、ビンズンやバリア・ブンタウなど拡大したホーチミン市圏の周辺地域へと移りつつある。

手頃な価格の住宅は、用地確保、長期にわたる法的手続、低い利益率による制約が続いている。市場のボトルネックを解消するため、政府は停滞案件の解決、社会住宅開発の支援、市場の透明性向上に向けた一連の措置を導入している。主な取り組みには、法制度改革、社会住宅向けの優遇融資、国家住宅基金の創設案、2026年7月の全国不動産データベースの稼働が含まれる。

出所：JLL、VIFC-HCMC、USGBC

規制環境

- 2025年7月1日施行の政令第181/2025/ND-CP号は、不動産事業に係る付加価値税（VAT）の計算方法を明確化した。課税価格は、不動産のVAT抜き販売価格から、国家予算にすでに納付した土地使用料または土地賃借料（「控除対象土地価格」）を差し引いた額となる。本規定により、企業はより主体的にコストを算定できるようになるとともに、税務当局による不動産事業の効果的な管理を支え、歳入の損失を最小限に抑えることが期待される。
- 国会は2023年11月28日に改正不動産事業法を可決し、2024年8月1日に施行された。この包括的な法律は、不動産事業に関する規定、関係する組織・個人の権利と義務、同分野の国家管理を詳細に定めている。新法は不動産業界に不可欠な指針を提供すると期待されている。
- 2024年土地法は2024年1月18日に可決され、2024年8月1日から施行された。法的手続の簡素化を目的としており、不動産価格の安定に寄与すると期待されている。
- 2023年住宅法は2023年11月27日に可決され、2024年8月1日から施行された。住宅購入者のリスク低減と社会住宅政策の実施上の課題解決に向け、制度の改善を進めている。

出所：Savills、ベトナム政府、VARS

専門家のご紹介



Luu Bao Lien
Partner, Head of Real Estate

最新情報のご案内

こちらのリンクまたはQRコードから、KPMGの不動産四半期ニュースレターにご登録いただけます

インフラ開発
ベトナムの次なる成長段階を支える原動力

ベトナムのインフラセクターは前例のない成長サイクルに入り、外国投資家に魅力的な機会をもたらしている。

1. 今後の見通し

2026～2030年に年平均約10%のGDP成長を目指すベトナムは、史上最大規模のインフラ開発サイクルに乗り出している。交通、物流、都市開発、エネルギー、デジタルインフラにわたり大規模な投資が計画されている。この野心的な計画は、民間・外国投資家が同国の次の成長段階に参画する大きな機会を生み出している。

資金源別の社会投資（2026～2030年）*

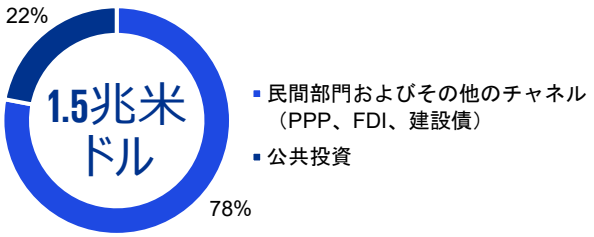

財務省の試算によると、成長目標の達成には2026～2030年に約1.5兆米ドルの社会投資が必要であり、その78%を民間部門が担うと見込まれる。これは前期と比べて大きな資金調達上の課題である。公共投資は引き続き主導的な役割を果たすものの、政府の財源だけでは国のインフラ需要を満たすことはできない。そのため、外国直接投資（FDI）、官民パートナーシップ（PPP）、インフラ債、インフラファンドなどの代替的な資金調達手段の重要性が一層高まると見込まれる。

この投資機会は、建設中または準備中の大規模インフラプロジェクト群に支えられている。主なものは以下のとおりである：

- 南北高速鉄道（推定投資額580億～670億米ドル）
- ラオカイ – ハノイ – ハイフォン鉄道（推定約80億米ドル）
- ロンタイン国際空港
- ハノイおよびホーチミン市の都市鉄道（メトロ）
- 南北高速道路網、環状道路、地域物流インフラ

これらのプロジェクトは多額の資本投資を必要とするだけでなく、資金調達、エンジニアリング、技術移転、運営、インフラ管理における長期的な機会も生み出す。

出所：ベトナム道路局、財務省

2. 政府の支援措置

資金需要の高まりを受け、ベトナムはインフラ開発への外国からの参画を促すため、法規制の枠組みを段階的に強化している。

官民パートナーシップ（PPP）投資法

この枠組みの重要な柱が、統合文書第08/VBHN-VPQH号（2025年）として統合されたPPP投資法である。PPPの枠組みにより、国内外の投資家は、交通、鉄道、空港、エネルギー、廃棄物管理、デジタルインフラ、物流などの国家戦略分野に参画できる。

最近の改革により、効率性、柔軟性、投資アクセスが向上し、この枠組みの魅力が高まっている：

- 政令第243/2025/ND-CP号は、プロジェクト承認、投資家選定、契約履行を簡素化し、行政上の遅延の削減に寄与している。
- 最低投資額要件の撤廃により、小規模プロジェクトへの参画が拡大する
- PPP対象分野が交通・公益事業を超えてデジタルインフラ、技術、イノベーション案件にまで拡大され、新たな成長機会が生まれる
- 地方分権の進展により、省がPPP案件の承認・実施により大きな責任を担うようになり、意思決定とプロジェクト遂行が迅速化している。

ベトナムを強力な海洋国家として構築・発展させることに関する決議第20-NQ/TW号

3,200kmを超える海岸線を有するベトナムの経済地理は、すでに海洋への依存度が高い。

- 決議第20号は、ベトナムの戦略的な海洋観の根本的な転換を示すものであり、国の方針を単なる海洋資源の開発から、強固で持続可能かつ統合された海洋国家の包括的な構築へと移行させる。
- 2030年までに沿岸の省・市が国内GDPの70%超を占めることを目標としている。
- 2026年8月1日には、2030年に向けた明確な任務と目標を定めて本戦略を実行に移すため、決議第218/NQ-CP号が公布された。

主要都市によるインフラ開発の資金調達手段の拡大

国レベルの取り組みに加え、ベトナムの主要経済都市も革新的な資金調達メカニズムを導入している.

- ハノイは大手商業銀行5行と協力協定を締結し、戦略的インフラプロジェクトの資金調達に向けて約200兆ドンの地方債発行を準備している。
- ホーチミン市は特別都市法の制定を準備しており、資金調達のためのより柔軟な制度的枠組みを整え、国際金融センターを目指す同市の構想を支えると期待されている。

国家予算以外にも資金源を多様化することで、これらの取り組みは機関投資家、外国の戦略的投資家、インフラ投資ファンドにとって、ベトナムにおける長期的な成長機会を開くものである。

出所：Bloomberg Businessweek Vietnam、ベトナム政府、VCCI

インフラ – 主要プロジェクト（1/2）

近代的で一体的なインフラの整備は、今後数年間で2桁の経済成長目標を達成するための重要な原動力と位置付けられている。

道路インフラ

現状

3,345 km 高速道路

1,701 km 沿岸道路

6,658 km 鉄道路線

高速道路の投資構成

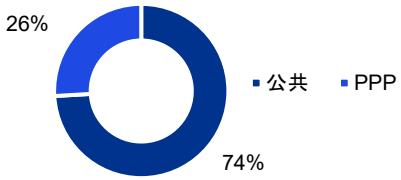

計画と見通し（2026-2030）

新設・改良 **1,721 km** 高速道路（2車線・4車線区間を6車線に拡幅）

沿岸道路を追加整備 **772 km** 沿岸道路

ハノイ – ホーチミン市、ラオカイ – ハノイ – ハイフォンなどの国家鉄道路線を整備

主な方向性：

地方分権の推進、PPPの拡大、国家・地域間の主要な連結の優先

主要プロジェクトの動向

プロジェクト	投資額	状況と最近の動向	主な見通し
南北高速鉄道	580億～670億米ドル	投資方針は承認済み。着工に向けて、フィージビリティスタディ、用地取得の準備、技術基準の最終調整が進められている。	2026年の着工が見込まれる。本プロジェクトは国内の連結性を一変させ、公共交通指向型開発（TOD）、産業開発、技術移転を後押しする。
ラオカイ – ハノイ – ハイフォン鉄道	80億米ドル超	投資は承認済みで事業に着手しており、現在、用地取得、住民移転、ルートの最適化が進められている。	ベトナム・中国間の貿易を強化し、物流効率を高め、工業団地とハイフォン港の連結性を向上させる。
都市鉄道（ハノイ・ホーチミン市）	複数段階の投資計画	ハノイとホーチミン市はメトロ整備を加速しており、複数の路線が運行中、建設中、または着工準備中である。	今後10年間で大規模なネットワーク拡張が計画されており、鉄道システム、スマートモビリティ、TOD、交通関連不動産に機会が生まれる。
南北高速道路、環状道路、物流インフラ	複数段階の投資計画	ベトナムの高速道路網は現在3,000kmを超え、南北軸および都市環状道路の主要プロジェクトが供用開始または完成間近となっている。	重点は、容量拡大、物流統合、港湾・空港・工業団地・経済回廊間の連結性向上へと移りつつある。

出所：ベトナム道路局

インフラ – 主要プロジェクト（2/2）

航空インフラ

現状

22 空港　**155** 百万人/年

主要プロジェクト：

国内最大級のインフラプロジェクトの一つであるロンタイン国際空港は、タンソンニャット空港の混雑緩和を目的に計画されている。

第1段階の2026年12月1日から2027年3月末までは、航空会社に対し、ロンタインからの新規国際線の開設、増便、貨物便の運航が奨励される。2027年の冬ダイヤでは、ロンタインがほぼすべての国際線を取り扱う見込みである。

開港時のシームレスな接続を確保するため、空港への主要道路の整備も加速されている。

計画と見通し

2030年まで **180-200億ドル** 必要投資額

31 空港　**294** 百万人/年

2050年ビジョン **34** 空港　**533** 百万人/年

主な方向性：

- 既存空港の容量拡大と改良。
- 公共投資の比率を引き下げ、PPPや民間投資を通じた社会資源の動員を拡大。
- 国際的な連結性の強化とサービス品質の向上。

水運インフラ

現状

34 海港、内訳：
- 特別級港 2港
- 第I級港 11港
- 第II級港 7港
- 第III級港 14港

310 内陸水路港

1,170 百万トン/年 – 貨物取扱量（2025年）

9.29 百万人/年 – 旅客数（2025年）

計画と見通し

2030年まで **223億ドル** 海港システムに必要な投資額

1,396 – 1,656 百万トン/年 – 貨物取扱能力

18.5 – 20.4 百万人/年 – 旅客取扱能力

2050年ビジョン **4.0 –** 貨物取扱能力の伸び率

1.2 – 4.5% 旅客取扱能力の伸び率

主な方向性：

- 主要国際ゲートウェイ港の整備：ラックフェン（ハイフォン）とカイメップ（ホーチミン市）の拡張を優先しつつ、カンゾー国際積替港、リエンチエウ（ダナン）、ナムドーソン（ハイフォン）などの新たな戦略港を整備する。
- 国際積替機能の強化：カンゾー積替ハブを推進するとともに、将来の国際積替港としてヴァンフォン（カインホア）を段階的に開発するための政策メカニズムを検討する。
- 地域連結性の強化：メコンデルタに対応するチャンデー港（ソクチャン）を計画し、国家的・地域間で経済的意義を持つ大規模港湾を支援する。
- 主要観光地域に国際旅客ターミナルを整備し、工業団地・経済区向けの港湾施設を拡充する。

出所：ベトナム道路局、ベトナム税関、ベトナム政府

航空業界

ベトナムへの就航

外国航空会社が就航前に抱く6つの疑問



Q1

航空ライセンスの変更は必要か？



Q2

現在のTSOは引き続き適切か？

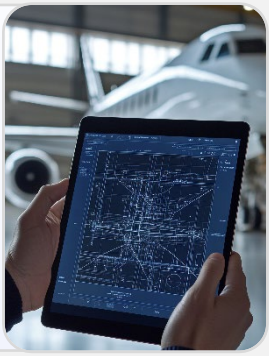

Q3

ベトナムでの業務を中断なく継続できるか？



Q4

チーフアカウンターに関するリスクはあるか？

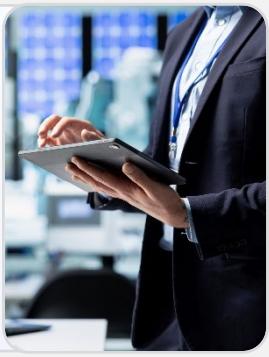

Q5

ロンタインへの移転により税務・給与上の拠点が生じるか？



Q6

旅客データの流れは法令に準拠しているか？



法務、税務、会計、給与計算、データプライバシー、実行支援を網羅するワンストップの解決策 – 一つのチーム、一つの評価、一つのロードマップ。

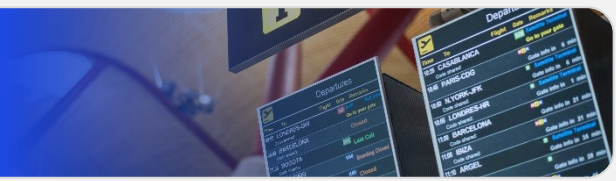

規制対応の準備

ロンタインへの移行

データプライバシーとサイバー

マネージド・コンプライアンス

ベトナムの航空規制は2026年3月に改正され、ロンタイン空港は2027年に開港する。旅客・運航データには、より厳格なプライバシー・サイバー規制が適用されるようになった。5つのステップからなる準備カードは次ページをご覧いただきたい。

準備カード

ベトナムで法令に則った事業運営を実現する5つのステップ

1

出発前

航空コンプライアンスの健全性チェック：TSO、駐在員事務所または支店の拠点、ライセンス、税務、会計、給与計算、内部統制



2

シートベルト着用

運営モデルの決定とライセンス変更：
TSOの継続、駐在員事務所への移行または支店への転換、CAAVからDoITへの所管移行

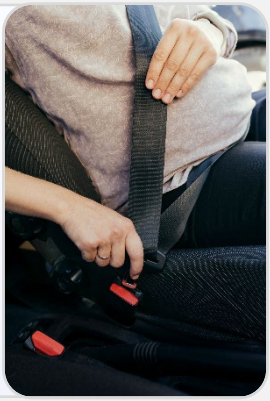

3

安全のご案内

データプライバシーとサイバー対応：データマッピング、同意取得と越境移転、航空システム、インシデント対応手順書。
実行支援とマネージド・コンプライアンス：ライセンス更新、税務・給与計算の支援、プライバシー管理、法定会計



4

乱気流に備えて

財務省、商工省、CAAVとの税務・法務上の確認（ウェブ販売に係る税務、二国間協定に基づく直行路線の手続を含む）



5

お問い合わせ

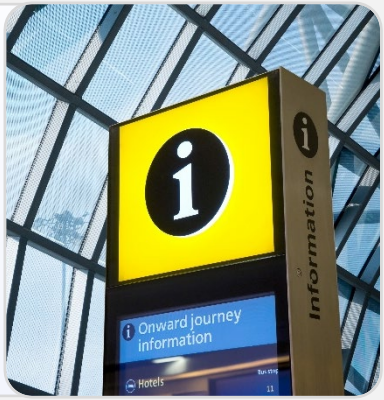

外国請負業者のための法務・税務・労務戦略

ベトナムは2026～2030年に年10%超のGDP成長を目指しており、空港、鉄道、高速道路、メトロ、港湾への大規模投資がこれを支えている。

この急速な拡大は、世界のEPC請負業者に魅力的な機会をもたらす一方、慎重な管理を要する複雑な法務・税務・労務・規制上の論点も生じさせている。

外国EPC請負業者の主な課題

専門知識、戦略的支援、業務支援、組み込み型テクノロジーソリューションを組み合わせた包括的なソリューションにより、コンプライアンスを確保し、ベトナムにおけるクライアントの事業運営全体の実効性を高めます。

契約リスクと交渉

- EPC契約の交渉・起草における法務・税務リスクの管理
- 商業条件とベトナムの規制・ビジネス環境との整合

業務上のコンプライアンスと効率性

- 税務、会計、労務、出入国関連の義務の最適化
- プロジェクト遂行期間を通じた、法令に準拠した効率的な事業運営の維持

契約終了後

- 撤退およびプロジェクト終了手続の円滑な完了
- 正確な税務の最終確定、効果的な税務調査対応、効率的な利益の本国送金

KPMGベトナム：エンドツーエンドのパートナー

KPMGベトナムは、EPCプロジェクトのライフサイクル全体にわたり法務・税務・労務・規制面の統合的な支援を提供し、外国請負業者がベトナムへの参入、事業運営、撤退を効率的かつ確実に行えるよう支援します。

事業開始前

- 市場参入と契約ストラクチャリングの戦略
- 契約書の作成・レビュー支援とリスク評価
- 許認可・登録手続の支援

事業運営

- 税務・規制コンプライアンス
- 記帳と法定報告
- 労務、給与計算、人事のコンプライアンス
- 労働許可と出入国手続の支援
- プロジェクトに関連する規制動向のモニタリングと分析

事業終了後

- プロジェクトの終結と法定の清算手続の支援
- 資産移転の手配の支援
- 税務効率の高い利益送金の設計と実行
- 必要に応じた紛争解決手続と完了後のコンプライアンスの支援

KPMGベトナムが選ばれる理由

- EPCプロジェクトにおける豊富な経験
- 統合的な支援を提供する経験豊富な専任の法務・税務・労務チーム
- ベトナムの所轄当局との強固な関係
- 実務的かつビジネスに即したアプローチ

エネルギー・公益事業

エネルギー・公益事業セクターとエネルギーインフラは、ハイテクFDIの誘致に不可欠であり、2桁の経済成長というベトナムの高水準な目標に大きく貢献する。

電源別の設備容量構成(1)

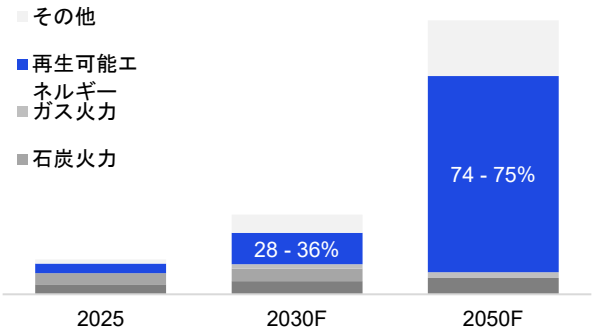

電力のGDP弾性値

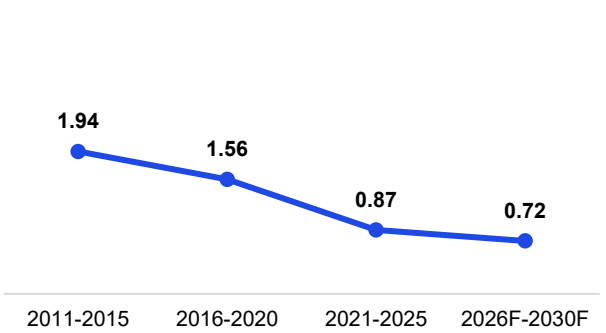

(1) 2030年予測・2050年予測は改定第8次国家電力開発計画に基づくガス火力は2050年までにLNGと水素に完全に置き換えられる

出所：EVN、未来アセット・ベトナム・リサーチ

- 2025年、ベトナムは約90GWの発電設備容量と8.02%という力強いGDP成長で東南アジアをリードしたが、系統電力消費量の伸びはわずか4.9%にとどまった。この前例のないデカップリングにより、電力のGDP弾性値は史上初めて1.0を下回った。その要因は、良好な天候、エネルギー集約度の低い公共インフラ投資、分散型屋根置き太陽光発電の急速な普及である。
- 2026～2030年には、経済が高付加価値の技術・サービス分野へと成熟するにつれ、この弾性値は緩やかな低下を続けると見込まれる。AI、半導体、データセンターなどの急速なデジタル化が新たな需要拡大要因となり、持続可能でエネルギー効率の高い経済成長を支える。
- ベトナムの決議第10-NQ/TW号は、ハイテク、イノベーション主導、持続可能な投資を優先する、同国FDI戦略の新たな段階を示すものである。ハイテクFDIをめぐる競争が激化する中、エネルギーインフラは政策、人材、物流と並ぶ決定的な投資要因になりつつある。競争力を高めるため、ベトナムは、企業がリアルタイムでの実績監視、エネルギー使用の最適化、ダウンタイムの削減、意思決定の改善を行えるスマートでデジタル化されたエネルギーインフラの整備を加速しなければならない。
- 半導体、AI、データセンター、スマート製造などの分野では、操業維持のために信頼性の高い高品質な電力が欠かせない。人件費、優遇措置、立地を重視する従来の投資基準とは異なり、投資家はエネルギー安全保障と電力供給の安定性を一層重視している。これらの産業は電力消費量が大きいため、わずかな停電でも多額の損失、生産停止、サプライチェーン上のリスクを招きかねない。

エネルギーセクターに関する最近の主な法制度の動向

政策／規制	公布日	主なポイント
政令第243/2026/ND-CP号	2026年6月26日	DPPAメカニズムの法的枠組みを正式に拡大し、一定の場合に当事者間で電力価格を直接交渉できるようにするとともに、再生可能エネルギー市場への参加を拡大する。同政令は、屋根置き太陽光の余剰電力の系統への売電上限を20%から50%に引き上げ、企業による蓄電池システム（BESS）の導入を奨励している。
政令第133/2026/ND-CP号	2026年5月18日	再生可能エネルギー開発事業、特に屋根置き太陽光および風力発電プロジェクトを、より体系的かつ厳格な行政管理の枠組みの下に置く。
決定第893/QD-TTg号	2023	石油・ガス、石炭、電力、再生可能エネルギーの各分野を含む、ベトナムの国家エネルギー・バリューチェーンに関する法・政策の枠組みを定める。同決定は、国家のエネルギー安全保障の強化と持続可能なエネルギー開発の推進の基盤となる。
改定国家エネルギー・マスタープラン	2026年2月	エネルギー・バリューチェーン全体でエネルギー安全保障を確保することの重要性を改めて確認する。改定計画は、ベトナムの長期的な経済成長とエネルギー転換の目標を支えるため、再生可能エネルギーを含む多様なエネルギー源の安定供給、開発、統合を重視している。

出所：ベトナム政府、EVN

銀行（1/2）

力強い与信の伸びと選別的な拡大への戦略転換を背景に、ベトナムの銀行システムは次なる高成長サイクルに向けた強靭な基盤を築きつつある。

1. 銀行システムの概況

ベトナムの銀行システムは50の機関で構成され、株式商業銀行（JSCB）が中心を占めている。

ベトナムの銀行数（2026年6月30日時点）

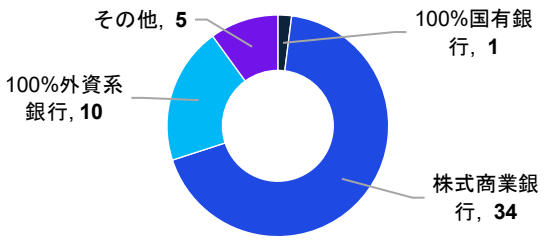

2026年第1四半期末時点で、国内JSCB29行の総資産は8,318億米ドルであった。

貸出残高は銀行の総資産の最大の割合を占めている。2025年の与信の伸び率19.01%により、多くの銀行が2025年から2026年にかけて資産規模を拡大する基盤が築かれた。

2. 今後は選別的な与信拡大へ

2025年末のベトナムの与信の伸びは力強く、ベトナム国家銀行（SBV）が例年設定してきた15%の目標を大きく上回った。これは景気循環と金融政策の転換を示している。

- 金融緩和サイクルは、今後6～12カ月での投資、生産、消費の回復を示唆する。
- 資金が銀行、不動産、建設、証券などの主要セクターに戻る可能性がある。

ベトナムの与信の伸び率とGDP成長率

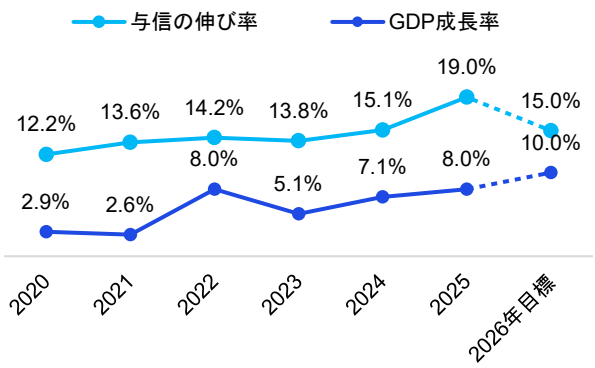

2025年の与信の伸びは、SBVの柔軟な与信指導に沿って、不動産関連融資、FDI、リテール与信がけん引した。

2026年について、SBVは前年を下回る15%の与信伸び率目標を設定した。この慎重な姿勢は、銀行与信への依存を低減し、不動産投機を抑制するという政府の戦略に沿ったものである。

出所：SBV、FiinRatings

ベトナムの経済向け与信残高と伸び率（2026年上半期）

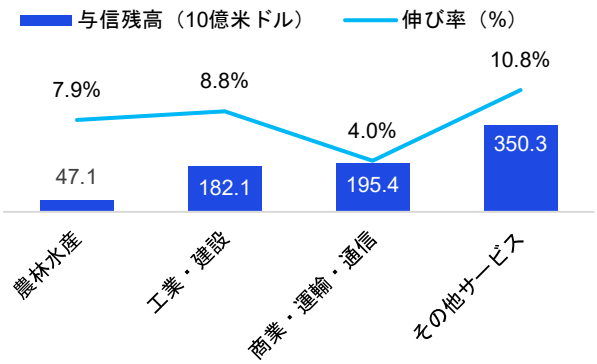

注：為替レート 1米ドル＝26,000ドン

政府が2026年から2桁の経済成長を目指す中、与信は引き続き生産と投資の拡大を支える主要な原動力とみなされている。

与信の構図には大きなばらつきがみられる。その他サービスが銀行システム全体の与信のほぼ半分を占め、過去3年間で83%増加した。

工業・建設は全国平均の伸び率8.37%を上回っており、国内の生産高と生産能力の力強い回復を示している。

一方、国内の小売・商業活動は依然としてコストに敏感であり、与信の吸収ペースは緩やかである。

3. 潜在リスクへの対応

2025年の不良債権水準は前年までと比べて適切に抑制され、リスクエクスポージャーの低減と銀行システムの強靭性向上に寄与した。

主要商業銀行の不良債権比率が3.5%から2.9%に低下したのは、主に不動産セクターの回復と積極的な与信拡大によるものであり、通達第02/2023号の失効により条件変更債権のリスク認識も進んだ。

不良債権（NPL）比率

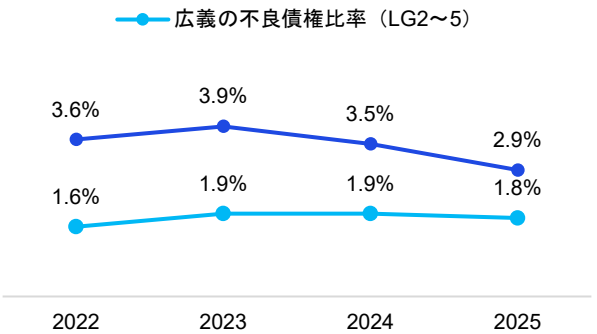

注：商業銀行28行の財務諸表に基づくデータ。2025年時点で、これらの銀行の顧客向け貸出は銀行システム全体の約87%を占める。

LG＝債権区分。全債権区分（LG1～5）は、通達第11/2021/TT-NHNN号に基づき、債権の質と支払遅延に応じて正式に分類される。

出所：SBV、FiinRatings、世界銀行

銀行（2/2）

2025年の銀行の業績は、国有銀行グループと民間銀行グループの間でばらつきが残った。次のサイクルを乗り切るために、銀行はSBVの一連の新規制に対応する必要があり、より厳格なリスク管理プロセスとシステム全体のデジタル管理の強化が求められている。

3. 潜在リスクへの対応（続き）

NPL比率の低下が示すように資産の質は全体としてわずかに改善したものの、貸倒損失に対する引当余力と自己資本の充実度には、特に国有商業銀行（SOCB）と中小JSCBの間でばらつきが残った。

貸倒引当金（LLR）比率

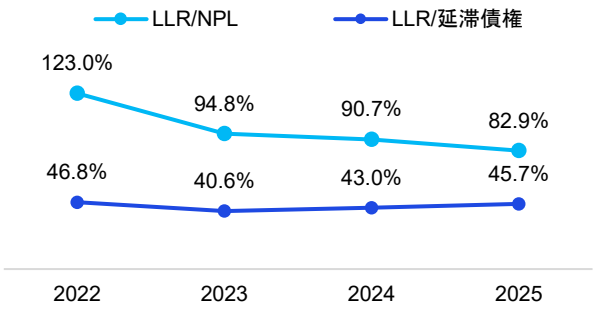

注：上場銀行の財務諸表に基づくデータ。

銀行グループ別のNPLとLLR（2025年）

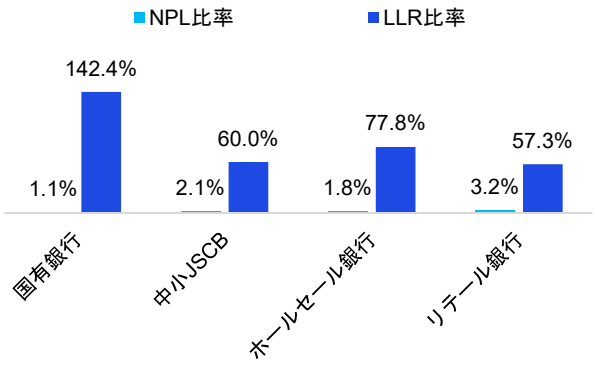

4. 分かれる成長戦略

セクターのNIMは、資金調達コストの上昇と貸出利回りの低下により、2025年に2.9%へ低下し、2026年も3.0%を下回る可能性がある。

ただし、より長期の貸出と消費者向け融資への注力により、NIMを2025年の水準に維持できる可能性がある。

銀行グループ別の純金利マージン（NIM）

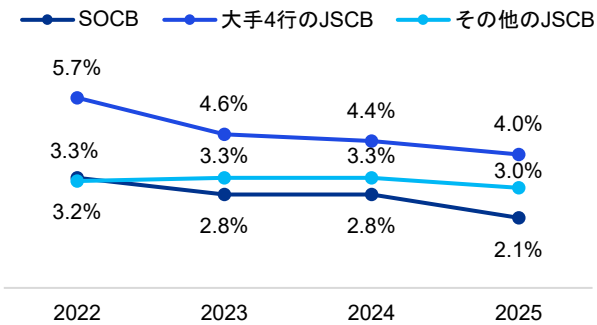

出所：SBV、FiinRatings、世界銀行、The Saigon Times

2026年の収益見通しは銀行グループによって異なると予想される。大手JSCBはCASAに依存し、SOCBは外国為替と債権回収に軸足を移し、中小JSCBはリテール顧客の獲得と非金利収入に依存する。

銀行グループ別の総資産利益率（ROA）

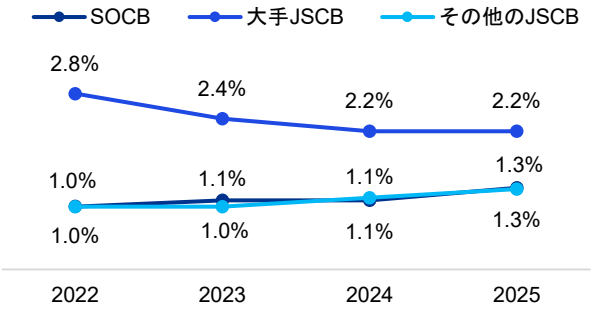

注：*CASA*＝当座預金・普通預金

規制環境

近年、ベトナム国家銀行は業界の健全性を確保する規制を積極的に公布・強化している。

- **通達第83/2025/TT-NHNN号**：商業銀行および外国銀行支店の内部統制システムに関する規定。
- **決定第3580/2025/QD-NHNN号**：「2030年までの銀行セクターデータ戦略」の承認。
- **通達第14/2025/TT-NHNN号**：自己資本比率の算定適用に関するロードマップと指針。
- **通達第50/2024/TT-NHNN号**：銀行セクターにおけるオンラインサービス提供の安全・セキュリティに関する規定。
- **通達第64/2024/TT-NHNN号**：銀行セクターにおけるオープンAPIの実装に関する規定。
- **通達第09/2020/TT-NHNN号**：銀行業務における情報システムのセキュリティに関する規定。

出所：*SBV*、*FiinRatings*、世界銀行

専門家のご紹介



Pham Do Nhat Vinh
Partner, Head of Financial Services

最新情報のご案内

こちらのリンクまたはQRコードから、金融サービスに関するKPMGの最新のインサイトと出版物をご覧いただけます

保険（1/2）

ベトナムの保険セクターは、災害後の力強い回復と損害保険分野の拡大を背景に、強靭で質の高い成長の段階に入りつつある。

1. 保険市場の概況

2026年6月末時点で、ベトナムの保険市場には87の機関があり、保険料収入は約46億米ドルに達している。

保険会社数（2026年6月30日時点）

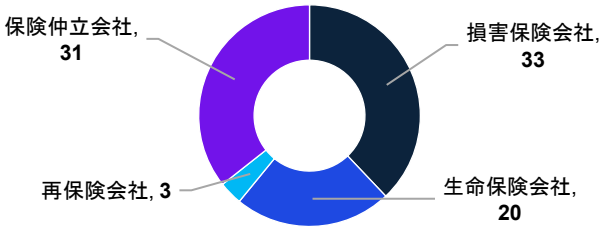

2025年は、15件の大型台風と一連の異常気象に相次いで見舞われ、ベトナムの社会経済にとって厳しい年となった。

自然災害のリスクが高まる中、保険業界は損失を吸収し災害後の復興を支える「金融の盾」としての役割を引き続き果たした。

特筆すべきは、保険業界が堅固な財務基盤を維持し、明確な回復の兆しを示したことである。市場全体の保険料収入はプラス成長に戻り、経済への再投資総額は10.31%増の約370億米ドルに達した。

保険料収入（10億米ドル）

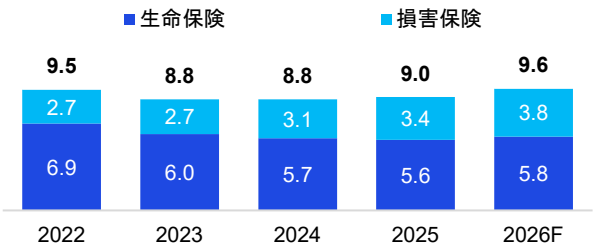

保険監督庁の推計によると、2026年の保険料収入は前年比5.45%増の96.2億米ドルに達する見込みである。

主な成長要因は引き続き損害保険分野であり、資産保護やリスク保障への需要の高まりを反映して、収入は11.25%増の37.8億米ドルに達すると予測されている。

一方、生命保険の収入は2%増の58.4億米ドルと推定され、慎重ながらも着実な回復を示しており、より質が高く持続可能な成長段階への土台を築いている。

注：為替レート *1米ドル = 26,000ドン*

出所：保険監督庁、財務省、ベトナム保険協会

2. 損害保険

2026年上半期の市場全体の保険料収入は推計45.9億米ドルで、2025年同期比2.76%増となった。

損害保険市場も2025年に力強く成長し、2026年上半期も前向きな勢いを維持して、収入は19.4億米ドル（前年同期比16%増）に達した。

商品種類別保険料収入（2026年上半期、%）

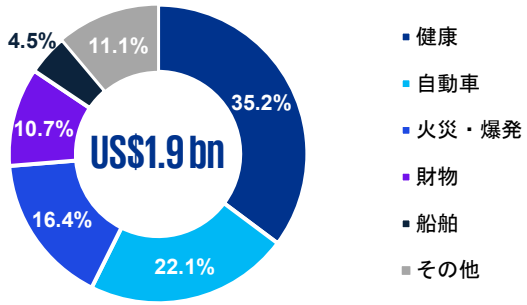

ベトナムの損害保険市場は、成長と多角化を求める外国保険グループや国内金融コングロマリットにとって魅力的な市場となっている。

安定した運用収益と良好な引受成績、再保険市場の環境緩和に支えられ、市場全体の業績は底堅さを維持すると見込まれる。

3. 生命保険

2026年上半期のベトナムの生命保険料は26.5億米ドルで前年同期比5.23%減となり、調整・再編の時期にあることを示している。

商品種類別保険料収入（2026年上半期、%）

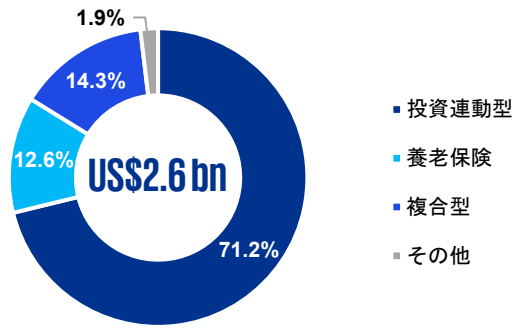

2023～2024年は、長年の急成長の後、多くの商品・サービスが顧客のニーズや所得水準に十分に合致していなかったことから、ベトナムの生命保険市場にとって厳しい時期であった。

しかし、普及率が低いことから市場には依然として大きな潜在力があり、生命保険商品の需要は同程度の所得水準の国々に追いつく形で拡大すると予測されている。

注：為替レート *1米ドル = 26,000ドン*

出所：保険監督庁、財務省

保険（2/2）

業績回復を足がかりに、同セクターは、普及率の低い市場、多様なデジタル販売チャネル、近代化された規制枠組みを原動力として、新たな発展サイクルに入りつつある。

4. 未開拓の潜在力を持つセクター

現在、ベトナムの保険普及率はGDP比2.3～2.8%前後で推移しており、ASEAN平均の3.35%、世界平均の6.3%を下回っていることから、財務省の2030年目標に向けた大きな成長余地がある。

人口1億人超に対して生命保険契約は約1,200万件にとどまり、人口に占める生命保険加入率はわずか12%と、アジア地域の平均を大きく下回っている。2021～2025年にGDPが年平均約6.3%で成長したベトナムの経済成長と比べ、保険市場の規模は潜在力に対してまだ小さい。

保険普及率（%）

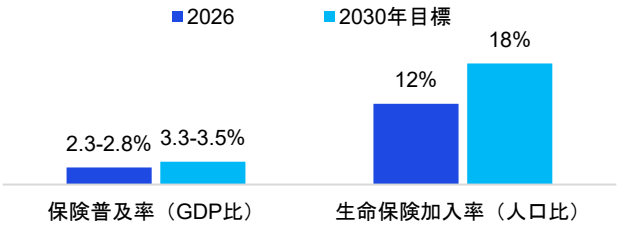

2026年以降、安定した経済成長と整備された法的枠組みを背景に、保険市場はより質の高い健全な発展段階に入り、2030年までに生命保険加入率を人口の18%まで引き上げるという政府目標の達成を目指すと見込まれる。

急成長とその後の急激な調整を経て、ベトナムの保険業界は新たな発展サイクルに入る態勢を整えている。

低い保険普及率が将来の成長余地の基盤となり、国民の意識向上と経済的保障へのニーズの高まりが市場拡大を後押しする中、テクノロジーがこの二つを結び付ける重要な触媒となりつつある。こうした状況において、もはや問題は市場に潜在力があるかどうかではなく、各社がそれをどのように引き出すかである。

保険市場の成長要因上位4項目（回答企業の割合、%）

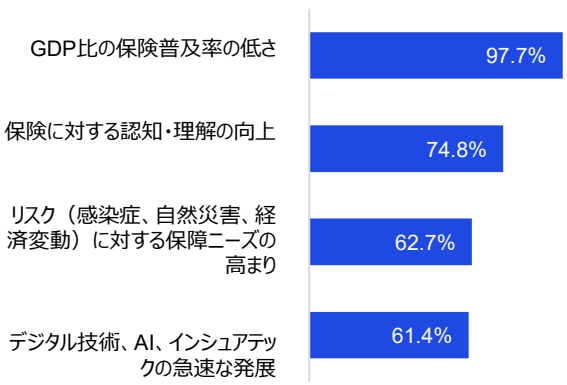

出所：保険監督庁、財務省、Vietnam Report

5. 販売チャネル

バンカシュアランス：

- 2025年、バンカシュアランスは主要な販売チャネルとしての地位を固め、生命保険の新契約保険料のほぼ半分を占めた。銀行と保険会社の独占提携により、従来の代理店チャネルを上回っている。
- この回復は損害保険分野にも及んでおり、バンカシュアランスは重要な収入源となり、一部の会社では総収入の50%超を占めている。これを受け、保険会社は停滞期を経た同チャネルの再活性化に積極的に取り組んでいる。

代理店：

- 代理店はこれまで生命保険の成長をけん引してきたが、銀行の存在感が増すにつれ、新契約保険料に占める比率は低下している。業界の「信頼の危機」を解消するため、各社は消費者の信頼回復に向けた専門研修や、銀行の店舗が少ない農村部での販売強化を優先するとともに、代理店網の質と生産性への投資を続けている。
- 2025年までに、強化された代理店網と代替的なデジタルプラットフォームを組み合わせて販売を多様化するマルチチャネル戦略が標準となった。

インシュアテック：

- デジタル販売は、規模は小さいながらも最も急成長しているチャネルとなった。2025年にはほぼすべての保険会社がデジタル投資を拡大し、98.7%の会社がモバイルアプリやウェブサイトへの販売機能の統合に向けてIT投資の拡大を計画していた。
- デジタルチャネルは保険料全体に占める比率は小さいものの、MomoやShopeeなどのプラットフォームとの提携を通じて、特に少額保険、旅行保険、自動車保険で急速に拡大した。また、Iglooなどのインシュアテック企業は銀行や保険会社と提携し、銀行アプリ向けに既製のデジタル保険「プラグイン」を提供している。

規制環境

- **2025年改正保険事業法**：行政手続の削減・簡素化により法的障壁が解消され、保険会社による新商品開発、販売チャネル拡大、デジタルトランスフォーメーションの加速が可能になると期待されている。
- **2024年改正信用機関法**：バンカシュアランスを規制し、銀行が任意保険の販売を融資と結び付けることを禁止することで、バンカシュアランスにおける保険加入の不適切な勧誘に対処している。
- **通達第67/2023/TT-BTC号**：改正保険事業法および政令第46/2023/ND-CP号に基づき、生命保険会社、損害保険会社、健康保険会社、再保険会社の責任と業務に関する指針を定めている。
- **2022年保険事業法**：ベトナムにおけるすべての保険活動を規律する基本法。保険者、保険の範囲、保険契約者の権利と責任、生命保険会社・損害保険会社双方の資本、ソルベンシー、会計、業務行為に関する最低要件を定めている。

出所：保険監督庁、財務省、ベトナム政府

資本市場

ベトナムの資本市場は、継続的な改革と国際基準へのさらなる整合を通じて、大きな変革の新たな段階に入りつつある。

優先分野

9,975兆ドン

HOSE、HNX、UPCoMの時価総額（2025年のベトナムGDPの77.9%に相当）

21.2%

前年比増加率

上場企業40社

時価総額10億米ドル（約26兆ドン）超

VN指数の推移

1,784.49pt

2025年12月31日の取引終了時点（前年比□ 40.87%）で、終値ベースの過去最高値を更新。

売買代金

29.5兆ドン/日

株式市場の平均売買代金（2024年平均比□ 40%）

市場構造

好調なセクター

情報技術：□ 76.47%

消費財：□ 32.18%

ヘルスケア：□ 27.13%

金融：□ 21.5%

1,613

HOSE、HNX、UPCoMの上場・登録銘柄数の合計

出所：商工省、Tapchitaichinh、Baodautu、DNSE

最近の動向

FTSEラッセルの格上げ

FTSEラッセルは、2026年9月21日付でベトナムをフロンティア市場からセカンダリー・エマージング市場へ格上げすることを確定した。この格上げにより、世界の投資家の間でのベトナムの注目度は大きく高まる。ベトナムは2026年9月から2027年9月にかけて4段階に分けてFTSEエマージング市場指数に順次組み入れられる。

格上げはベトナム市場にいくつかの影響をもたらすと見込まれる。パッシブファンドの資金流入の増加、新興国市場のアクティブ投資家からの関心の高まり、ガバナンス、情報開示、情報へのアクセスに関する基準の引き上げである。最も重要なのは、ベトナムの市場インフラが国際基準に近づいていることを外部から認める証となる点である。

KRX取引システム

2025年5月のKRX取引システムの稼働は、10年以上の歳月をかけて準備されたベトナムの市場インフラの大幅な高度化を実現した。同システムは、取引処理能力の拡大、新たな高度な商品の導入、管理・監督の効率化に向けた確固たる基盤をベトナム株式市場にもたらした。

IPOパイプライン

比較的低調な数年を経て、ベトナムのIPO・上場案件は再び増加しつつある。近年のベトナム資本市場では、上場活動の活発化、投資家の意欲の回復、株式市場での資金調達を準備する大手民間企業の増加が見られる。KRX取引システムの稼働とFTSEラッセルによる格上げに加え、規制改革によって上場手続の短縮・簡素化と投資家に対する透明性の向上が進んでいる。特に、政令第245/2025/ND-CP号（政令第155/2020/ND-CP号を改正）は、法定上限未満の外国人保有制限の撤廃、ベトナム証券保管振替機構による外国人保有比率の毎日開示の義務化、2027年第1四半期の導入が見込まれる中央清算機関（CCP）制度の法的枠組みの整備、IPOから上場までの手続期間の90日から30日への短縮など、市場に大きな変革をもたらしている。

出所：Vietnam Investment Review、SSIリサーチ

KPMGのサービス

IPOロードマップ用チェックリスト

クライアントのIPOに向けた準備を支援し、ステークホルダーの信頼を獲得・維持できるよう、以下の分野にわたり事業を徹底的にレビューし、必要なプログラムの策定を支援します。

第1優先分野	サブ分野	第1優先分野	サブ分野
1. エクイティ・ストーリー	1.1. 事業価値の提案 1.2. 成長戦略	**5. 財務**	5.1. 計画、予算策定、予測 5.2. 管理会計報告
2. ガバナンス	2.1. 取締役会の構成 (*) 2.2. 取締役会の運営 (*) 2.3. 企業文化と価値観 (*) 2.4. 報告、モニタリング、評価 (*)	**6. 財務・資金管理**	6.1. 資金管理と運転資本管理
3. リスク管理と内部統制	3.1. 統制環境 (*) 3.2. コンプライアンス管理 (*) 3.3. リスク評価 (*) 3.4. 財務報告に係る内部統制 (*) 3.5. 情報と伝達 (*) 3.6. 内部監査 (*)	**7. 税務**	7.1. 税務健全性チェック 7.2. 税務機能と関連プロセス
4. 会計	4.1. 財務報告 4.2. 財務・会計のリソース	**8. 販売・流通**	8.1. 販売・流通

第2優先分野	サブ分野	第2優先分野	サブ分野
9. IT	9.1. IT戦略 (*) 9.2. ITガバナンス (*) 9.3. ITシステム (*) 9.4. システム復旧 (*)	**12. データガバナンス**	12.1. データガバナンス (*) 12.2. データプライバシー
10. 人事	10.1. 人事戦略 10.2. 役割と責任 10.3. 報酬 10.4. 人材とスキルの育成 10.5. コミュニケーションとチェンジマネジメント 10.6. 従業員持株制度（ESOP）	**13. IPO準備**	13.1. IPOプロジェクトチーム 13.2. インベスター・リレーションズ（IR）
11. ESG	11.1. ESGパフォーマンスと報告の準備状況 (*)	**14. 法務・税務ストラクチャリング：IPO前後の検討事項への影響**	14.1. エクイティ・ストーリー実現に向けた法的な企業構造の選択肢と手順 14.2. IPO前後の会計上の影響 14.3. IPO前後の税務上の検討事項 14.4. 実行支援

(*) 規制・コンプライアンス要件に基づき優先的にレビューする範囲

専門家のご紹介



Lam Thi Ngoc Hao
Partner,
Head of Business Transformation,
Head of Clients & Markets

最新情報のご案内

こちらのリンクまたはQRコードから、コーポレートガバナンスとIPO準備に関するKPMGの最新のインサイトと出版物をご覧いただけます

国際金融センター（1/2）

ベトナム国際金融センター（IFC）は、ホーチミン市とダナンにまたがる世界的に競争力のある金融ハブを構築し、経済成長、イノベーション、国際金融統合を推進することを目的とした国家戦略プロジェクトである。

主な特徴

二都市モデル
ベトナムのIFCは、ホーチミン市とダナンに中核機能を戦略的に分担させる「1センター・2都市」という独自のモデルに基づいている。

税制
10%または15%の優遇法人税率、2030年までの対象を絞った個人所得税免除

運営の枠組み
外国為替、会計、サンドボックス、労務、出入国、紛争解決に関する特別規則

優遇対象分野

政令第323/2025/ND-CP号は、IFCの発展に向けて優先する分野・商品・サービスを6つの大きなグループに分類している。

二都市モデル
デジタルインフラ、決済、金融ロジスティクス、清算・決済

グリーン・ESGファイナンス
環境・社会・ガバナンスの要素に連動したサステナブルファイナンスの商品・サービス

市場・貿易金融
商品市場、デリバティブ、国際貿易金融

フィンテック・イノベーション
デジタル金融ソリューション、サンドボックス、新たな金融モデル

ファンド・資産運用
投資ファンド、資産運用、関連する資本インフラ

専門サービス
適格なアドバイザリー、支援、その他の関連業務

税務・法務上の優遇

法人所得税（CIT）

優先分野
10%（30年間）
最長4年間の免税
その後最長9年間の50%減税

その他の分野
15%（15年間）
最長2年間の免税
その後最長4年間の50%減税

2030年までの個人所得税免除
適格な管理職、専門家、科学者、高度専門人材は全額免除。一部の資本譲渡も対象。

人材の移動
最長10年のビザ・一時居住カード、
適格な専門人材の労働許可免除、
外国人雇用枠や労働市場テストなし。

土地に関する優遇措置
優先・大規模プロジェクトに最長70年の土地使用期間、
整備済み用地へのアクセスと適格な担保権。

投資家にとっての機会

ベトナムのIFCは、市場アクセスの拡大、規制の柔軟性、魅力的な優遇措置を通じて、急成長する金融エコシステムへの早期参入の機会を投資家に提供する。既存の域内金融ハブに代わる費用対効果の高い選択肢として位置付けられるIFCは、クロスボーダー金融、グローバル資本へのアクセス、フィンテック、AI、ブロックチェーン、デジタル決済における新たな機会を支える。

出所：ベトナム政府、Vietnam Briefing

国際金融センター（2/2）

***KPMG*は、政策立案への助言から、世界基準を満たすガバナンス、規制、市場の枠組み構築に向けた業界関係者の支援まで、ベトナムの*IFC*発展に深く関わってきた。信頼される専門アドバイザーと積極的な市場パートナーという二つの役割を担い、*KPMG*は*IFC*の取り組みのあらゆる段階でベトナムとともに歩み続けている。**

ベトナムのIFCへの支援



2025年10月30日、KPMGベトナムと英国勅許公認会計士協会（ACCA）は、ベトナム国際金融センターの設立・発展を支援する協力強化に関する覚書（MOU）を締結した。調印式はロンドンで開催されたベトナム・英国ハイレベル経済フォーラムの一環として行われ、トー・ラム書記長兼国家主席が立ち会った。詳細はこちら



KPMGは、英国総領事館、BritCham、Dragon Capitalが共催した英国・ベトナムIFC 2026カンファレンスに参加し、会長兼CEOのWarrick Cleine MBEと税務部門責任者のHoang Thuy Duongがベトナムの IFC発展に関する知見を共有した。– 詳細はこちら

KPMGベトナムは、ホーチミン市国際金融センター（VIFC-HCMC）執行委員会副委員長のNguyen Huu Huan准教授との作業会合に参加した。議論では、特に国際財務報告基準（IFRS）とサステナビリティの取り組みにおける能力構築の強化に向けた協力の可能性に焦点が当てられた。詳細はこちら

KPMGの支援内容

KPMGのエンドツーエンドのIFCアドバイザリーは、戦略、規制の明確化、市場参入、事業運営、価値創造にわたり、投資家、規制当局、市場参加者を支援します。

主な支援分野

- IFC参入準備と市場魅力度の評価
- 規制・税務・ライセンスに関するアドバイザリー
- 事業体の設立、資本・外国為替のストラクチャリング
- 運営モデル、デジタル化、レグテックの導入支援
- ESG、インフラ、資本市場、プライベート市場への展開
- トランザクション・アドバイザリー、デューデリジェンス、エグジット戦略

投資家の6段階の参入・成長プロセス

ステージ01：戦略的な認識と参入の検討

ステージ02：規制の明確化とリスク評価

ステージ03：事業体の設立と資本の拠出

ステージ04：事業運営、規模拡大、市場への統合

ステージ05：エコシステムの深化と価値創造

ステージ06：成熟、再投資またはエグジット

詳しくはこちら

ベトナムIFC投資家ガイド

KPMGのエンドツーエンドのIFCアドバイザリーは、投資家、規制当局、市場参加者を支援します。

パンフレットをダウンロード

最新情報のご案内

こちらのリンクまたはQRコードから、IFCに関するKPMGの最新のインサイトと出版物をご覧いただけます


KPMG
04
サステナビリティへ
の取り組み

ネットゼロ経済に向けて（1/2）

ベトナムの急速な経済成長と工業化は石炭に依存したエネルギー供給に支えられており、大量の温室効果ガス（GHG）を排出してきた。2050年までのネットゼロ排出達成というCOP26での基本的な公約に続き、ベトナムはCOP30において世界的な要請に沿うとともに、ハイテクによる脱炭素化を加速するNDCの枠組みを策定し、戦略を前進させた。

	タイ	マレーシア	ベトナム	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	ラオス
総排出量、2025年（$MtCO_2e$）	401.39	337.28	547.64	270.25	133.26	57.87	39.70
世界の排出量に占める割合（%）	0.74%	0.62%	1.01%	0.50%	0.25%	0.11%	0.07%

出所：European Commission

2022年1月18日、首相は温室効果ガスインベントリの対象となる分野および温室効果ガス排出事業所のリストを公布する決定第01/2022/QD-TTg号を発出し、同日施行された。インベントリ対象の温室効果ガス排出事業所は、総エネルギー消費量と操業能力に関する情報を農業環境省に主体的に提供しなければならない。

GHGインベントリの対象分野

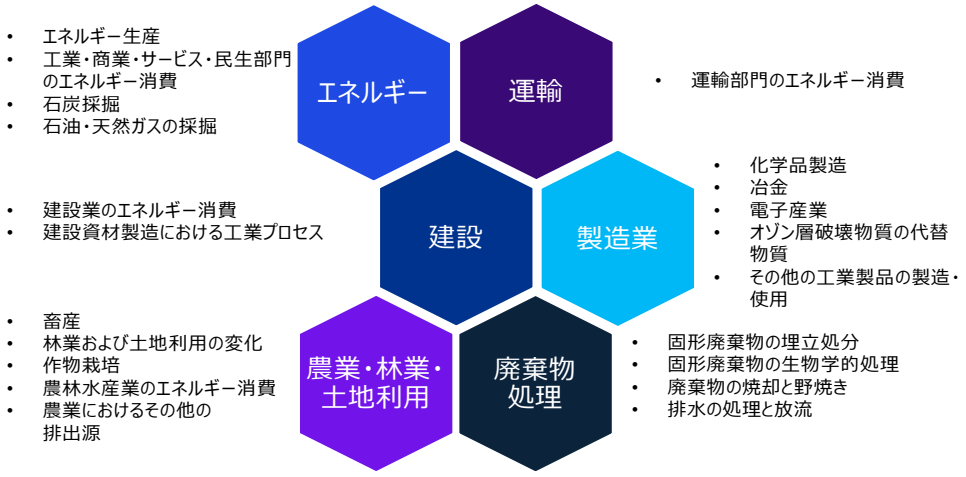

GHGインベントリの対象事業所数

分野	事業所数
商業・工業	1,916
建設	411
運輸	53
農業・環境	61
合計	**2,441**

注：2026年8月10日公布、2026年9月25日施行の決定第42/2026/QD-TTg号に基づく。リストは2年ごとに更新が義務付けられている。

COP30のハイライト

気候変動に最も脆弱な途上国の一つとして、ベトナムは気候変動への適応と温室効果ガス削減に関する国際的な責務に引き続き取り組んでいる。ベトナムは、経済成長、環境保護、気候レジリエンスのバランスを図りながら持続可能な発展を追求し続けている。COP30後、ベトナムは以下の方向性を通じてネットゼロ達成へのコミットメントを再確認した：

- カーボン市場の整備の加速：COP30の成果、特にパリ協定第6条の進展は、ベトナムが法的枠組みを強化し、国際基準に沿った国内カーボン市場を整備する弾みとなっている。ベトナムは2026年6月に国内カーボン市場を開設し、2028年末までの試行段階に入った。2029年の本格稼働と、世界のカーボンクレジット取引メカニズムとのさらなる統合を目指している。
- 気候資金と技術へのアクセス拡大：ベトナムは、気候変動への適応と排出削減を同時に進めなければならない途上国に対し、より大きな資金・技術支援が必要であることを強調している。緑の気候基金（GCF）や地球環境ファシリティ（GEF）などの既存メカニズムに加え、ベトナムは「損失と損害」基金の運用に関する議論を積極的に支持している。

  特筆すべきは、ベトナムとルクセンブルクの協力の拡大である。COP30においてルクセンブルクは、ベトナムを新たな気候資金戦略の重点国とし、資金を2億2,000万ユーロから3億2,000万ユーロに増額すると発表した。協力の優先分野には、グリーン都市開発、都市林管理、グリーンファイナンス、カーボン市場、気候レジリエンスの計画策定が含まれる。
- 国家のコミットメントと政策の強化：ベトナムは、「国が決定する貢献（NDC）」の実施を引き続き推進するとともに、気候変動対策とネットゼロ目標の達成に向けた投資と資源を動員するため、官民パートナーシップの強化を進めている。

出所：世界銀行、Climate Watch、首相、LuatVietnam、国際自然保護連合、アジア開発銀行、農業環境省

ネットゼロ経済に向けて（2/2）

ネットゼロ排出の達成には、化石燃料から脱却し、既存および新たなクリーン技術に多額の投資を行う必要がある。こうした変化は雇用や職業訓練にも影響を及ぼす。世界銀行は、開発目標と高まる気候リスクのバランスを取る、ベトナムの新たな開発パラダイムを提案している。

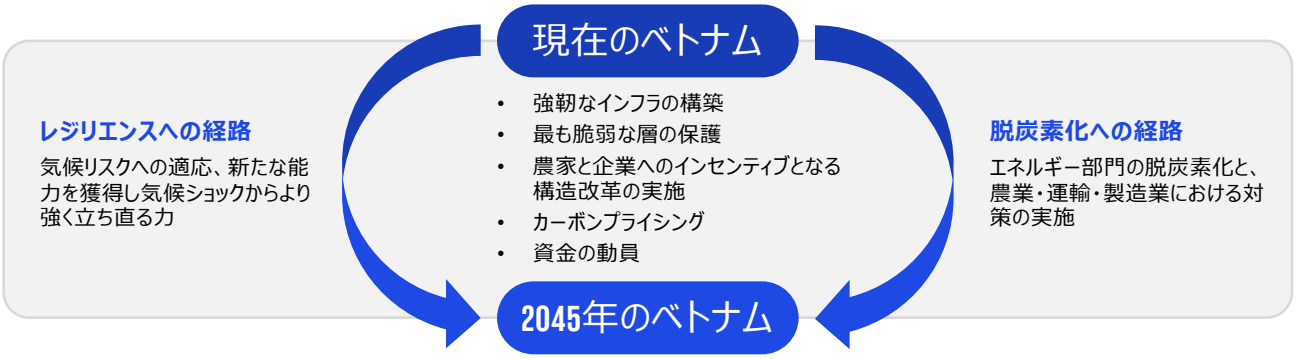

- レジリエンスとネットゼロを組み合わせた開発経路（RNZP）を追求するには、GDP比で年約6.8%、2040年までの累計で3,680億米ドルの追加投資が必要となる見込みである。この資金需要を満たすため、少なくとも3つの方策が考えられる：
  - 新技術とより強靭なインフラの双方への民間投資を強力に促す。
  - 炭素税による追加歳入の確保や国内外市場での借入により、公的資金を拡大する。
  - 機関投資家、多国間・二国間ドナー、外国直接投資（FDI）、海外からの送金などの国際的な資金源からの調達を拡大する。

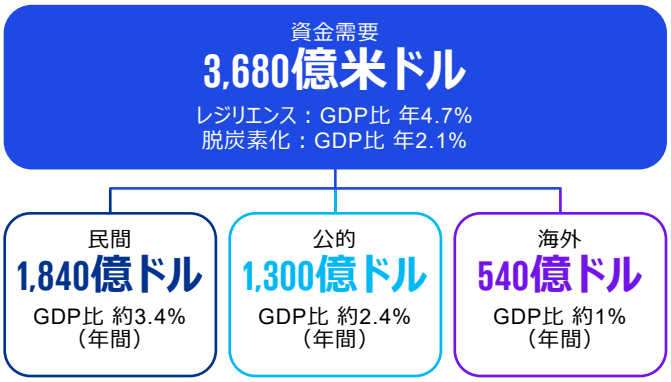

ベトナムのJETP合意

2022年12月、EUと英国が共同主導し、EU、英国、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、米国で構成される国際パートナーグループ（IPG）は、2050年のネットゼロ排出目標の達成を支援するため、2023年から2027年にかけてベトナムに155億米ドルを提供することを約束した。

公的資金：協定参加国が提供。金利・融資条件は「ベトナムが資本市場で確保できる条件よりも有利な条件」とされる

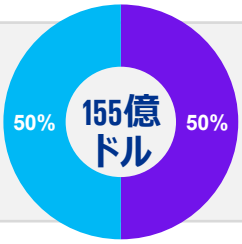

民間資金：ネットゼロのためのグラスゴー金融同盟（GFANZ）が主導。IPG参加国による呼び水となる公的資金の動員と規制枠組みの改善が前提となる

- 同パートナーシップは、ベトナムの温室効果ガス排出量のピークを5年前倒しして2030年とし、2030年までに電力部門の排出量を30%、すなわちCO2換算で2億4,000万トンから1億7,000万トンへ削減することを目指している。
- また、ベトナムの石炭火力発電容量を計画の37GWから30.2GWに削減し、国内発電量に占める再生可能エネルギーの比率を現在の36%から2030年に47%へ引き上げることを目指している。
- これら4つの課題を達成することで、2035年までにベトナムの温室効果ガス排出量を約5億トン削減できる。
- 合意された155億米ドルのうち約2億米ドルが無償資金、残りが低利融資となる。
- 2026年、ベトナムのJETPは戦略策定の段階から、優先エネルギープロジェクトの選定・推進の段階へと移行しつつある。現在のJETPの案件リストは50件の投資プロジェクトで構成され、110億米ドル超の資金を必要としている。
- 実施を加速するため、JETP事務局と国際パートナーは、決定第2634/QD-TTg号（2025年12月）に沿った国家的に重要なエネルギープロジェクト群のレビューも実施した。この取り組みは、JETPの資金をベトナムが承認した国家エネルギー・インフラ計画とより効果的に統合することを目的としている。

出所：世界銀行、農業環境省、商工省

炭素国境調整メカニズム

世界初の炭素国境税であるEUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）は、「カーボンリーケージ」への対処を通じて炭素排出量の削減を目指している。CBAMはベトナムの鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料の輸出に影響を及ぼし、中でも鉄鋼が最も大きな影響を受ける。

CBAMの当初の対象範囲

電力　鉄鋼　セメント　肥料　アルミニウム　水素

- 直接排出
- 一定の条件下での間接排出
- 一部の前駆物質

CBAMの拡大

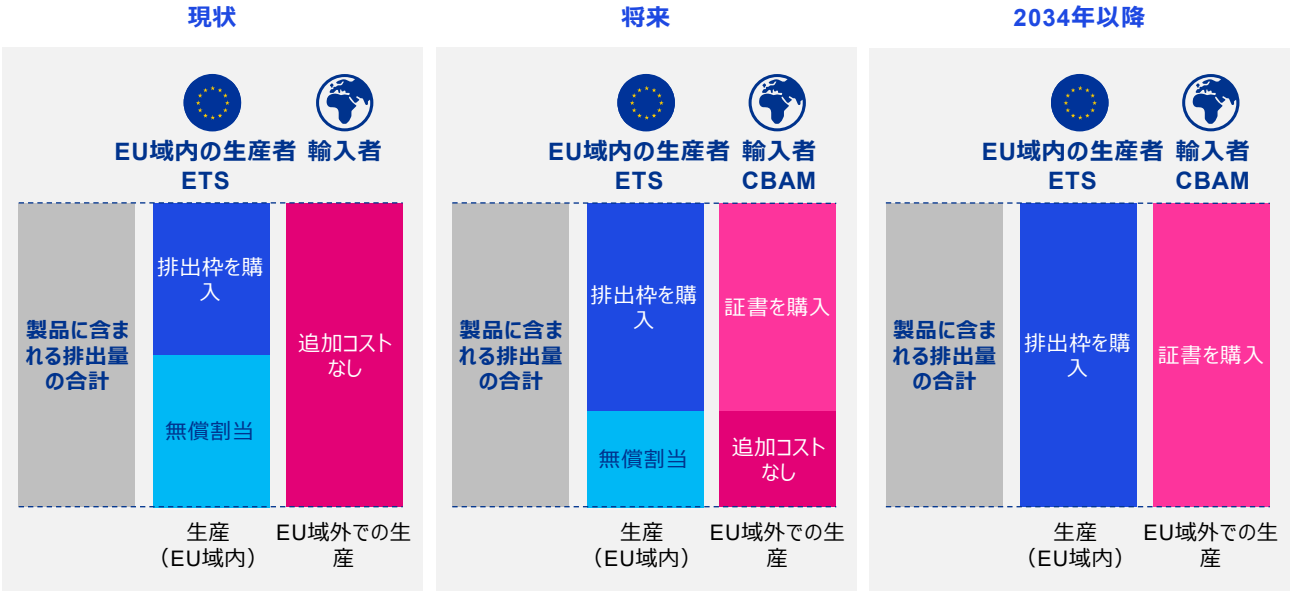

炭素は競争優位を左右する問題になりつつある

EU企業

- EU排出枠価格の上昇と無償割当の削減により、炭素コストの上昇が見込まれる。
- CBAMにより、EU域内における排出集約型製品の価格が上昇する。

間接的な影響

- EU域内外における脱炭素化インセンティブの拡大
- EUとの競争環境は排出集約度に基づいて変化する。

EU域外企業

- CBAM対象品目の生産者は、EU輸入時に炭素コストを負担することになる。
- コストと影響は、検証済みの排出量またはEUのデフォルト値に基づいて算定される。

将来の影響

- 対象排出量のスコープ2への拡大。
- 対象産業と対象品目の追加による適用範囲の拡大。

出所：KPMG分析、The Carbon Trust

CBAMがベトナムにもたらす機会と課題

タイムライン

7月 2023
実施規則・委任規則の公表

1月1日 2026
移行期間の終了：
- 認定申告者の登録
- 金銭的義務
- CBAMの年次申告
- 排出量の報告と検証
- 対象製品の範囲拡大（全ETS部門の50%）

4月 2023
CBAM規則の発効

10月1日 2023
移行期間の開始：
- 四半期報告
- 排出量の測定

2034
CBAMの完全導入。排出量取引制度（ETS）の対象となる全部門（100%）をカバー

ベトナムへの影響

EU市場への輸出を阻害

- CBAMにより、ベトナムの鉄鋼、セメント、肥料、アルミニウム産業の輸出額は最大1億米ドル減少すると推計される。実質的な価格上昇により、EU市場でのこれらの製品の需要は低下する可能性が高い。ベトナムの現在の輸出量に基づくと、最も影響を受けるのは鉄鋼で、次いでアルミニウムである。
- 長期的には、CBAMの対象が間接排出やその他の部門に拡大される可能性があり、課される炭素価格によってはEU・ベトナムFTAの恩恵が相殺されるおそれがある。

製造業に困難をもたらす

- CBAMの導入により、ベトナムの輸出企業は製造工程での温室効果ガス排出を最小化する対策の導入を迫られる。しかし、設備の更新や持続可能な原材料の調達に制約があるため、排出削減や炭素税回避の基準を満たすことは企業にとって容易ではない。
- さらに、ベトナム企業の多くは欧州のグリーン基準やCBAMに関する認識が不足しており、欧州市場で不利な立場に置かれる可能性がある。

ベトナムのカーボンニュートラル目標を後押し

- CBAMの法制化は、ベトナムのネットゼロへのコミットメントを加速する機会である。
- EUの基準を満たすETSを有する国からの輸入にはCBAMは適用されない。そのため、ベトナムにはカーボンプライシング制度を速やかに整備する一層のインセンティブがある。
- CBAMの導入は、低炭素、省エネルギー、再生可能エネルギー技術への投資を促す可能性もある。この点で、ベトナムは豊富な自然の再生可能エネルギー資源を活用して電力部門を脱炭素化し、ひいては経済全体のGHG排出を削減することができる。

出所：*KPMG分析、Vietnam Briefing*

カーボンクレジット取引

気候変動対策の一環として、ベトナム政府はカーボンクレジット市場の創設を支援している。同市場は、各地方・各部門に割り当てられた総排出量と排出枠に基づいて機能する。

ベトナムは2026年6月29日に国内炭素取引プラットフォームを正式に開設し、2028年末まで続く試行市場の下で最初の取引セッションを開始した。初期段階として、政府は2025～26年分としてCO2換算で5億1,100万トン超の排出枠を割り当てた（2025年分約2億4,300万トン、2026年分約2億6,800万トン）。割当対象は、火力発電、鉄鋼、セメントの3大排出部門の92社である。

取引開始以降、取引は低調である。試行期間中は、カーボンクレジットで各社の排出枠の最大30%を相殺でき、2028年まで取引手数料が免除される。

EU向け輸出企業にとって、最初のCBAM証書の購入と最初の年次申告の期限は2027年となる。

出所：農業環境省、世界銀行

実施スケジュール：

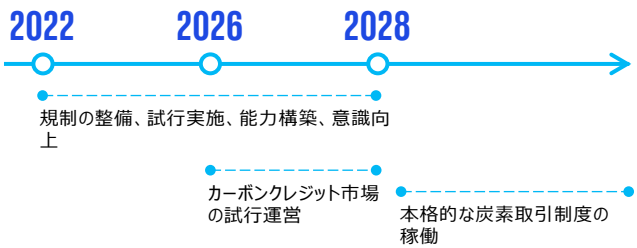

専門家のご紹介



Truong Hanh Linh
Partner、Head of ESG Consulting


KPMG
05
ベトナムの
投資環境

外国投資家にとっての投資環境（1/6）

1. 投資環境

ベトナムは、戦略的な地理的位置、整備されたサプライチェーン、拡大する中間所得層の消費市場を背景に、世界から多額の投資を呼び込んでおり、東南アジアの主要な投資先としての地位を維持している。

マクロ経済環境の変化や世界的な貿易保護主義の高まりを受け、投資家は投資先の選定に一層慎重になっている。その中でも、ベトナムは労働集約型の組立産業からハイテク製造業への移行を進めることで、競争力を維持している。

2025年も、外国直接投資（FDI）はベトナムの経済成長を支える重要な原動力となった。新規登録投資額は約173億米ドル、投資実行額の総額は過去最高の276億米ドルに達したと推計されている。ホーチミン、ハイフォン、クアンニン、タイグエンなどの主要な産業集積地が引き続き大規模で質の高い投資案件を呼び込む一方、その他の地域でも投資の勢いが高まっている。

ベトナムのFDI誘致の成功は、登録額や実行額だけでなく、国内のビジネス環境の継続的な改善にも支えられている。ベトナム政府は、外国投資家向けの規制環境の改革・近代化というコミットメントを果たすため、決議や行動計画を積極的に公布している。

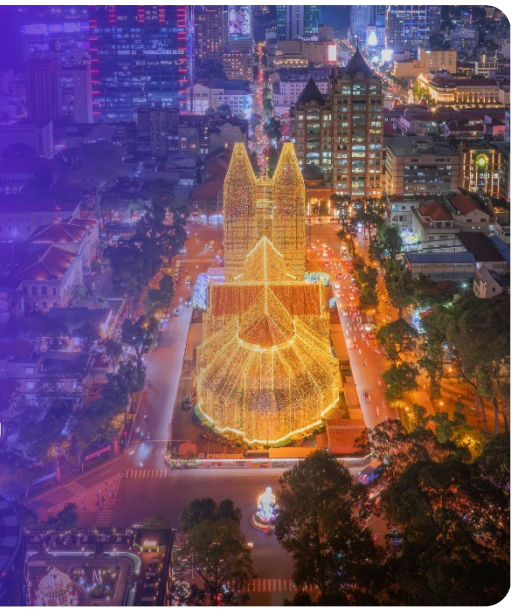

2024年、グローバル・ミニマム課税（GMT）の導入により、一部の税制優遇措置の効果が低下した。財務省はベトナムの競争優位を維持するため、以下を含む見直しを提案した：

税制優遇の戦略的な見直しと再構築	税収配分の調整	課税ベースの拡大	高付加価値の生産活動を促進する優遇措置の重視

ベトナム経済では、民間部門と外国投資家が果たす重要な役割への認識が高まっている。政府と関係者との間で「ビジネスフォーラム」や対話が頻繁に開催されており、企業、特に外資系企業が重要な懸念事項を伝え、重要な課題を提起する貴重な機会となっている。

2. 投資形態

外国投資家は、ベトナムにおいて以下の形態で投資を行うことができる：

直接投資

- 新たな法人の設立
- 既存法人への出資・持分取得
- 投資プロジェクトの実施
- 国内または外国の投資家との事業協力契約（BCC）の締結

間接投資

- 証券取引所で取引される株式、株券、債券その他の有価証券の購入
- 証券投資ファンドを通じた投資
- その他の金融仲介機関を通じた投資

出所： *KPMG Analysis, Vietnam Briefing, Ministry of Finance*

外国投資家にとっての投資環境（2/6）

3. 商業拠点の形態

外国投資家は、ベトナムにおいて以下の形態で投資を行うことができる：

駐在員事務所（RO）

駐在員事務所は、外国企業がベトナムで投資機会や事業機会を調査する際に、初期段階の拠点として一般的に利用する形態である。法的には外国企業に従属する組織であり、ベトナムの法令で認められる範囲内で、市場調査や販売促進活動を行うことができる。ただし、直接収益を生む活動を行うことはできない。

支店

支店は、ベトナム法または関連する国際条約に基づき、ベトナム国内で商業活動を行うために設立される外国事業体の従属する組織である。ただし、支店の設置が認められる分野は銀行、金融、建設などに限られるため、ベトナムでは一般的な進出形態ではない。

法人

外国投資家は、事業分野、出資者数、上場の意向などに応じて、有限責任会社（LLC）、株式会社（JSC）、または合名会社を設立することができる。

項目	有限責任会社（LLC）	株式会社（JSC）	パートナーシップ
必要な社員・株主数	1名（一人有限責任会社） 2名以上50名以下（複数社員有限責任会社）	3名以上。上限なし	• 無限責任社員：個人2名以上 • 有限責任社員：（オプショナル）参加可能、組織または個人
社員・株主の責任	会社への登録出資額を限度とする	会社への登録出資額を限度とする	• 無限責任社員：無限責任 • 有限責任社員：会社への登録出資額を限度とする
社債の発行	可	可	不可
株式の発行	不可	可	不可
証券取引所への上場	不可	可	不可

4. 条件付き事業分野

2025年投資法および政令第96/2026/ND-CP号は、外国投資家に対する市場アクセス制限のある事業分野を定めている。このリストは2つのサブリストで構成される：

(A) 外国投資家の市場参入・投資が禁止される事業分野
外国投資が認められない23分野が対象であり、主に以下が含まれる：

- 国家独占の対象となる財・サービスの取引
- 報道活動および情報収集
- 漁業
- 海外派遣労働の仲介サービス
- 再輸出のための一時輸入事業

(B) 外国投資家の市場参入・投資に条件が課される事業分野
62の特定分野が対象であり、主に以下が含まれる：

- 文化製品（映像記録を含む）の制作・流通
- 保険、銀行、証券仲介
- 通信・印刷サービス
- Eコマース事業
- 試行制度に基づき認可される事業分野

条件付き事業分野で事業を行う企業は、事業開始前に、最低資本金、外国資本の出資比率の上限、施設・人員に関する要件、営業許可など、適用されるすべての条件を満たす必要がある。条件を満たさない場合、当局による制裁の対象となるほか、当該事業に係る費用について、税務上不利な取扱いを受ける可能性がある。

外国投資家にとっての投資環境（3/6）

5. 投資優遇

ベトナムの投資プロジェクトは、以下の基準に基づき優遇措置の対象となり得る：

- 立地：社会経済条件が特に困難な地域・困難な地域、または経済区、ハイテクパーク、ハイテク農業区、集中IT区に所在するプロジェクトが対象となる。工業団地についても原則として一定の優遇措置を受けることができるが、社会経済条件の良好な地域に所在する場合など、一部対象外となるケースがある。
- 産業：ハイテク（AI、半導体、自動車）、社会サービス（教育、医療）、インフラ、農業などの優先分野のプロジェクトが優遇される。
- 大規模投資プロジェクト：大規模な製造プロジェクトは、高い資本金・年間売上高の基準と技術基準を満たす場合、拡充された優遇措置を受けられる。
- 戦略的特別制度：ハイテク・戦略技術プロジェクト、ハイテクかつ大規模なプロジェクト、国際金融センター内のプロジェクト、経済特区や自由貿易区などの特別規制区域のプロジェクトには、より手厚い優遇措置が適用される場合がある。

投資優遇の種類

要件を満たすプロジェクトは、以下のような優遇措置を受けられる可能性がある。

- **法人所得税（CIT）の優遇：**
  - 一定期間またはプロジェクト期間全体にわたる優遇税率（標準税率20%より低い税率）の適用
  - 一定期間のCIT免除・減額
- **優遇の拡充：**広範な経済波及効果を生み、ベトナムの技術力を高めるハイテクプロジェクトに対する、より手厚い優遇措置。
- **輸入税の優遇：**一定の条件と行政手続の要件を満たすことを前提に、適格な投資プロジェクトで使用する機械、設備、原材料、部品について輸入税が免除・減額される場合がある。
- **土地に関する優遇：**
  - 国から賃借する土地の賃料の減額
  - 特別な区分については、土地賃料および土地使用税が免除・減額される場合がある。
- **省による支援：**プロジェクトの立地や規模に応じ、各省の投資政策に基づいて、用地取得やインフラ整備に関する省の支援を受けられる場合がある。

ベトナム国際金融センター（VIFC）の特別区域制度

VIFC制度は、世界の金融機関、投資ファンド、高度専門人材を呼び込むため、税務・規制・出入国に関する優遇措置を組み合わせて提供する。主な優遇措置には、優遇法人税率、2030年までの適格専門人材に対する個人所得税免除、一部の投資資産に対する輸入税免除、国際会計基準の採用における柔軟性の拡大が含まれる。

投資支援基金（Investment Support Fund / ISF）

2024年1月1日からのグローバル・ミニマム課税ルールの導入を背景に、2023年11月29日付国会決議第110/2023/QH15号で承認された方針に基づき、政府は**2024年12月31日に政令第182/2024/ND-CP号（「政令第182号」）**を公布し、投資支援基金（ISF）の設立・管理・運用について定めた。ISFは、投資環境の安定化、戦略的投資家の奨励・誘致、特定の優先分野で事業を行う企業の支援を目的としている。

政令第182号は2024年12月31日に施行され、2024年度以降に適用される。

同政令の主なポイントは以下のとおりである：

投資支援金の申請対象企業と条件

a) ハイテク企業

b) ハイテク製品の製造プロジェクトを有する企業

c) ハイテク応用プロジェクトを有する企業

d) 研究開発（R&D）センターへの投資プロジェクトを有する企業

外国投資家にとっての投資環境（4/6）

5. 投資優遇（続き）

企業 / 条件	a)	b)	c)	d)
最低投資資本または年間売上高の基準	企業は、最低投資資本12兆ドン、または最低年間売上高20兆ドンを達成しなければならない。 主なケース： • 半導体チップ産業、半導体集積回路、人工知能（AI）データセンターに投資する企業：最低投資資本6兆ドン、または最低年間売上高10兆ドン • ハイテク企業、ハイテク製品製造プロジェクトを有する企業、ハイテク応用プロジェクトを有する企業のうち、当該技術・製品が首相の定める画期的ハイテクまたは研究開発優先ハイテク製品のリストに掲載されているもの：投資資本・年間売上高の要件は不要 • マイクロチップ設計プロジェクトを有する企業：投資資本・年間売上高の要件は不要。ただし、ベトナムでの操業開始から5年後に300名以上のベトナム人エンジニア・管理職を雇用し、マイクロチップ設計分野で毎年30名以上の高度エンジニアの育成をベトナムに対して支援することを約束しなければならない。 最低売上高の条件とは、支援金を申請する年度において、ハイテク企業、ハイテク応用プロジェクト、ハイテク製品製造プロジェクトの条件を満たす売上高をいう。			最低投資資本3兆ドン
最低投資資本の実行期限	2024年12月31日以降に投資登録証明書（IRC）、投資方針承認、または投資家承認決定（総称して「投資ライセンス」）を取得した投資プロジェクト： • 当初の投資ライセンス発給日から5年以内に12兆ドン、または3年以内に10兆ドンを実行する。 • 半導体チップ産業、半導体集積回路、AIデータセンターの投資プロジェクトについては、当初の投資ライセンス発給日から5年以内に6兆ドン、または3年以内に4兆ドンを実行する。 2024年12月31日以前に登録投資資本が最低水準の12兆ドンに達していなかったが、2024年12月31日以降の増資により最低水準の12兆ドン（半導体チップ産業、半導体集積回路、AIデータセンターは6兆ドン）に達した投資プロジェクト： • 増資額が10兆ドン未満の場合：変更後の投資ライセンス発給日から3年以内に10兆ドンを実行する。 • 増資額が10兆ドン以上の場合：変更後の投資ライセンス発給日から5年以内に12兆ドンを実行する。 半導体チップ産業、半導体集積回路、AIデータセンター分野の投資プロジェクト： • 増資額が4兆ドン未満の場合：変更後の投資ライセンス発給日から3年以内に4兆ドンを実行する。 • 増資額が4兆ドン以上の場合：変更後の投資ライセンス発給日から5年以内に6兆ドンを実行する。 2024年12月31日以前に投資ライセンスを取得し、登録投資資本が12兆ドン以上（半導体チップ産業、半導体集積回路、AIデータセンターは6兆ドン以上）であるものの、実行を完了していない投資プロジェクト： • 投資ライセンスに登録されたスケジュールに従って実行する、または • 2024年12月31日以前の当初または最新の変更後の投資ライセンス発給日から5年以内に、12兆ドン（半導体チップ産業、半導体集積回路、AIデータセンターの投資プロジェクトは6兆ドン）を実行する。			投資ライセンス発給日から3年以内に1兆ドン
コンプライアンス条件	申請時点で税金および国家予算に対する延滞債務がないこと。			

外国投資家にとっての投資環境（5/6）

5. 投資優遇（続き）

投資支援政策

i. 費用支援

投資支援基金は、以下の費用項目について直接的な現金支援を行う。

費用支援の項目	対象	支援水準
研修・人材育成費用	前述の要件をすべて満たす企業	ベトナム人労働者の人材育成研修活動に当該年度に実際に支出した費用の最大50%
研究開発費		当該年度に実際に支出した研究開発費の総額に応じ、発生した研究開発費に対して累進的な割合で支援する。具体的には： • ハイテク企業、ハイテク応用プロジェクトを有する企業：20～30% • R&Dセンター投資プロジェクトを有する企業：10～20% • ハイテク製品製造投資プロジェクトを有する企業：1～10%
固定資産形成のための投資費用	前述の要件を満たす企業（R&Dセンター投資プロジェクトを有する企業を除く）	新規取得した固定資産の取得原価に基づき、累進的な割合で支援金を受けられるが、総投資資本の0.5%を超えないものとする。具体的には： • ハイテク企業、ハイテク応用プロジェクトを有する企業：8～10% • ハイテク製品製造投資プロジェクトを有する企業：1～3%
ハイテク製品の製造費用		• ハイテク企業、ハイテク応用プロジェクトを有する企業：当該年度のハイテク製品の製造付加価値の1～3% • ハイテク製品製造投資プロジェクトを有する企業：当該年度のハイテク製品の製造付加価値の0.5～1%
社会インフラプロジェクトへの投資費用	前述の要件を満たす企業	当該年度に実際に発生・支出した費用の最大25%
その他のケース	政府の決定による	

ii. 初期投資支援

特定の基準・条件を満たす半導体およびAI分野のR&Dセンター投資プロジェクトを有する企業は、プロジェクトの初期投資費用の最大50%、または政府が決定するその他の水準の支援を受けられる場合がある。

投資支援政策の適用原則

- 企業は投資支援金の申請書類を自ら申告し、その責任を負う。違反があった場合、企業は受給した支援金、利息、行政罰金を返還・納付しなければならない。
- 各適格企業・適格プロジェクトへの支援期間は、首相の決定により延長される場合を除き、最長5年とする。
- 同一の費用支援項目について、企業が本基金と他の基金または政府のその他の支援の双方を申請できる場合、政府の別段の定めまたは首相の決定がない限り、いずれか一方のみを選択できる。
- 企業が費用支援と初期投資支援の双方の申請要件を同時に満たす場合、いずれか一方のみを選択できる。
- 本基金から受領した支援金は法人所得税の課税対象とならない。

投資支援金の申請手続とスケジュール

- 企業は翌年7月10日までに、所定の方法で指定受付機関に申請しなければならない。企業の申請に基づき、投資支援の請求は、基金の執行機関、基金管理評議会、政府の順に審査される。
- 政府が当該企業に対する投資支援の総額を審査・決定する。

外国投資家にとっての投資環境（6/6）

6. 投資手続

投資手続は投資形態によって異なる

No	投資形態	投資手続	許認可機関	法定処理期間(1)	備考
1	法人の設立	(i) 投資登録証明書（IRC）の登録	• 財務局（DOF）(2)、または • 特別目的区域の管理委員会	15日	法律で定める社会経済的影響の大きい投資プロジェクトについては、IRCの発給前に国会、首相、または省人民委員会による投資方針の承認が必要となる。
		(ii) 企業登録証明書（ERC）の登録	• 省財務局の事業登録機関（BRO）	3営業日	投資家は、IRCの登録前に法人設立の登録を行うことも選択できる。 IRCの登録完了期限は、ERCの発給日から12カ月以内である。
2	既存法人への出資・持分取得	(i) 出資・持分取得の承認申請	• DOF、または • 特別目的区域の管理委員会	15営業日	この手続は以下の場合に必要となる： (i) 株式・持分の取得により、外国投資家の持分比率が増加し、対象会社が外国人投資家に対して市場アクセス条件が課される事業を行っている場合 (ii) 株式・持分の取得後の外資保有比率が50%以上となる場合 (iii) 対象会社が、島嶼、沿岸または国境の社・坊・市鎮、もしくは国防・安全保障に影響する地域の土地使用権証明書を保有している場合
		(ii) 新たな出資者・株主情報の変更申請	• BRO	3営業日	
		(iii) 新たな投資家情報の変更申請	• DOF、または • 特別目的区域の管理委員会	3～10営業日	
3	国内外の投資家と締結するBCC	(i) IRCの申請	• DOF、または • 特別目的区域の管理委員会	15日	法律で定める社会経済的影響の大きい投資プロジェクトについては、IRCの発給前に国会、首相、または省人民委員会による投資方針の承認が必要となる。
		(ii) プロジェクト事務所の活動登録証明書（COR）の申請	BRO	15日	

(1) 投資プロジェクトが国会、首相、もしくは省人民委員会による投資方針の承認、または各所轄機関による審査の対象となる場合、上記の期間はより長くなる。

(2) 決議第*18-NQ/TW*号の実施総括に関する政府指導委員会の*2025*年*1*月*12*日付文書第*05/CV-BCDTKNQ18*号に基づき、計画投資局は財務局と統合され、新たな財務局となった。

注：営業日とは、土曜日、日曜日、祝日を除く日をいう。

税制（1/5）

1. 概要

ベトナムの税制は近年大幅な近代化が進んでいる。これは、投資競争力の強化、イノベーションと技術主導の成長の支援、国際税務基準との整合を図る政府の広範な戦略を反映したものである。法人所得税、付加価値税、個人所得税、税務行政、グローバル・ミニマム課税の導入など、主要な税目全般で大きな改革が導入された。最近の法改正は、税務優遇や投資支援メカニズムの拡充だけでなく、租税条約、移転価格、紛争解決手続に関する指針の更新を通じた税務上の確実性の向上にも重点を置いている。これらの改革は、より透明性が高く、ビジネスに配慮し、国際的に統合された税務環境を構築するというベトナムのコミットメントを示している。

ベトナムで課される主な税目は以下のとおりである：

- 法人所得税（CIT）
- 移転価格（TP）規制
- 付加価値税（VAT）
- 個人所得税（PIT）
- 外国契約者税（FCT）
- 特別消費税（SST）
- グローバル・ミニマム課税（GMT）
- 輸出入税（IED）

さらに、特定の事業には以下の税が課される場合がある：

- 資産税
- 天然資源税
- 環境保護税

なお、すべての税は国税であり、地方で管理されている。ベトナムには地方税、市税、省税は存在しない。

2. 法人所得税（CIT）

法人所得税

ベトナムのCIT標準税率は引き続き20%である。新たなCIT制度は2025課税年度から適用され、中小企業向けの軽減税率の導入、戦略的投資に対する優遇の拡充、非課税所得および損金算入費用の範囲拡大、欠損金の通算ルールの見直し、外国デジタル事業者への課税強化が図られている。

新CIT制度の主な変更点：

- **売上高基準に基づく段階的なCIT税率：**標準税率は引き続き20%である。ただし、年間売上高が30億ドン以下の企業には15%、30億ドン超500億ドン以下の企業には17%の税率が適用される（一定の子会社・関連当事者構造など、法定の除外要件あり）。
- **投資優遇制度の再構築：**優遇CITは引き続き対象分野、立地、投資規模に基づいて適用され、高付加価値・戦略的な事業活動がより重視されている。

  CIT優遇の対象として新たに重視・拡大された分野には、半導体の研究・設計・製造・パッケージング・テスト、情報技術・デジタル技術製品およびサービス、サイバーセキュリティ製品およびサービス、AIデータセンター、ハイテク裾野産業、イノベーション・R&Dセンター、一部の自動車製造・組立活動が含まれる。
- **優遇税率と免税・減税措置：**対象活動、立地、規模、特別な法定制度に応じて、適格プロジェクトは最も手厚い税務優遇を受けられる場合がある。具体的には、15年間の10%の優遇税率に加え、4年間のCIT免除とその後9年間の50%減額が適用される。

  関連法令または国会決議に基づき、適格な戦略技術、影響力の大きい科学技術、自由貿易区、または特別承認プロジェクトには、より長期または手厚い制度が適用される場合がある。
- **拡張投資プロジェクトに対するCIT優遇要件の改定：**拡張プロジェクトの基準が改定された。また、拡張プロジェクトを実施する企業は、実施開始年度のCIT確定申告書の提出期限までに、所轄税務当局へプロジェクトの登録投資資本を届け出るとともに、その後の登録資本の変更についても届け出なければならない。
- **CIT非課税所得の拡大：**新制度では、技術開発、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションから生じる適格所得について、非課税措置が新設または明確化された。これには、イノベーション・デジタルトランスフォーメーション契約による一部の所得、ベトナムで初めて適用される技術から生み出された製品、適格な試験生産期間中に生産された製品が含まれる。一部の非課税措置は最長3年間適用される場合がある。
- **グリーン経済および投資支援に関する非課税措置：**科学研究、技術、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションのための適格な補助金（一部の関連当事者からの資金を除く）、国からの直接支援、投資支援基金からの適格な支援、発行後最初のカーボンクレジット譲渡による所得、グリーンボンドの利息、発行後最初のグリーンボンド譲渡による所得にも、追加のCIT非課税措置が適用される場合がある。
- **研究開発費の損金算入：**適格な研究開発費は、追加控除の適用により企業が税務上の欠損を計上しないことを条件に、実際の支出額の最大200%まで損金算入できる場合がある。
- **損金算入費用の拡大：**新制度では、適用される条件と証憑書類を前提に、適格な科学研究、技術開発、イノベーション、デジタルトランスフォーメーションに係る支出および協賛金、売上計上前の一部の事業開発費、従業員関連費用、外国税、控除・還付の対象とならない一部の仕入VATについて、追加の損金算入が認められる。
- **非現金決済の基準額の引き下げ：VAT込みで500万ドン以上**の財・サービスの購入については、損金算入のため原則として非現金決済の証憑が必要となる。
- **欠損金通算ルールの改定：**不動産譲渡、投資プロジェクト譲渡、投資プロジェクト参加権の譲渡から生じる欠損金は、他の事業活動の利益と通算できるようになった。一方、投資優遇の対象となる事業活動から生じた所得については、引き続き個別に管理・計算する必要がある。
- **海外投資所得の課税時期の前倒し：**ベトナム企業は、利益がベトナムに送金されるのを待たず、海外での事業・投資所得を、その所得が発生した課税期間に申告しなければならない。

税制（2/5）

2. 法人所得税（CIT）（続き）

- **外国デジタル事業者への課税：**ベトナムでEコマースまたはデジタルプラットフォームを通じた事業を行う外国企業は、ベトナムに恒久的施設を有するか否かにかかわらず、ベトナム源泉所得に対してCITが課される。

資本譲渡税（CAT）

新たなCIT制度は、外国法人の売主によるベトナム投資の直接・間接譲渡に対する課税を根本的に変更する。従来の譲渡益に基づく計算に代わり、譲渡総額に対するみなし課税を導入するとともに、グループ内再編に対する条件付きの除外措置を設けている。

資本譲渡に関する主な変更点：

- **譲渡総額に対する2%の新税：2025年12月15日**以降、外国法人の売主は、ベトナム企業の持分の直接・間接譲渡について、原則として譲渡総額の2%のCITが課される。これは、譲渡価格から譲渡資本の取得原価と該当する譲渡費用を差し引いて算定する従来の譲渡益に対する20%の課税に代わるものである。
- **グループ内再編に対するCAT免除：**グループ内再編は、取引により最終親会社が変わらず、所得または経済的価値の増加が生じない場合、所得を生じないものとして資本譲渡税の対象外とされる場合がある。

3. 移転価格（TP）

移転価格規制の施行指針として政令第255/2026/ND-CP号（「政令第255号」）が公布され、2026年7月1日に施行された。同政令は、政令第132/2020/ND-CP号および政令第20/2025/ND-CP号に代わるものである。

政令第255号は既存の移転価格の枠組みを概ね維持しつつ、以下を含むいくつかの重要な変更が導入された。

- **関連者の判定基準の改定：**企業と個人との間の借入・貸付取引を対象に含めるよう関連者の判定基準を拡大するとともに、政府系企業に対する一定の適用除外が導入された。当該政府系企業については、その所有または経営に関与していない場合が対象となる。
- **文書化免除のセーフハーバーの拡大：**無形資産に関連する収益や費用がなく、最低利益率要件を満たす納税者について、売上高基準を2,000億ドンから5,000億ドンに引き上げた。また、「Routine function」の要件は廃止された。
- **CbCR報告基準の改定：**現行の18兆ドンの基準に代えて、最終親会社の連結売上高7億5,000万ユーロの基準を採用するとともに、通知、代理提出、提出手続、提出期限に関する指針を拡充した。
- **CbCR通知要件の新設：**外国の最終親会社（UPE）または代理親会社（SPE）がCbCRを提出するベトナムの構成事業体は、UPEの会計年度の末日までに、所轄税務当局に1回限りの通知を提出しなければならない。通知内容に変更があった場合は、90日以内に再提出しなければならない。
- **移転価格データソースの優先順位の明確化：**移転価格のデータソースについて明確な優先順位を導入し、公開・公式データを優先し、次いで商用データベース、税務当局のデータベースとする。既存の比較可能性の基準は維持される。
- **業種別利益指標の導入：**政令第255号により、税務当局は初めて、移転価格コンプライアンスと独立企業間価格の評価を支援するため、業種、地域、納税者グループ別の利益指標を公表できるようになった。
- **税務行政の枠組みの強化：**政令第255号は、リスクベースの税務管理、調査前の協議、機関間のデータ共有、納税者のコンプライアンス支援、移転価格の監督における税務当局データの体系的な活用を一層重視し、移転価格の執行を強化している。

4. 付加価値税（VAT）

ベトナムのVAT制度は、2025年7月1日施行の2024年VAT法、政令第181/2025/ND-CP号、通達第69/2025/TT-BTC号によって規定されている。

VATは原則としてベトナム国内で消費される財・サービスに適用され、取引は非課税、0%、5%、10%の4区分に分類される。VAT納税額の計算は引き続き控除法が中心であり、所定の条件と書類要件を満たすことを前提に、企業は仕入VATを売上VATから控除できる。

新たなVAT政策の主な変更点：

- **輸出VAT制度の厳格化：**輸出に対する0%税率の適用要件が厳格化され、「輸出生産活動のための直接消費」と証憑書類の要件が重視されている。
- **仕入VAT控除要件の厳格化：**VAT控除のための非現金決済の基準額が500万ドン（VAT込み）に引き下げられた。一方、株式・債券による決済や一部の従業員立替精算など、適格な支払方法が追加で正式に認められた。
- **VAT還付対象の拡大：**5%税率が適用される一部の活動や特定の輸出ビジネスモデルについても、追加の還付制度が利用可能となった。
- **デジタル・越境取引に関するルールの拡充：**新制度では、海外のEコマースプラットフォーム、海外の保税倉庫を通じた輸出、デジタルコンテンツの輸出に係るVATの取扱いと還付要件について、より詳細な指針が示されている。
- **デジタル経済への課税の拡大：**新たなVAT制度では、海外のサービス提供者がベトナムの利用者に提供するデジタルサービスおよびデジタルプラットフォーム経由のサービスには、原則として標準税率10%が適用されることが明確化された。これは、越境Eコマースやデジタルビジネスモデルへの課税を強化するベトナムの継続的な取り組みを反映している。
- **VAT税率引下げ措置の延長：**通常10%の税率が適用される大半の財・サービスについて、2026年12月31日まで2%のVAT減税が継続して適用される。

5. 個人所得税（PIT）

個人所得税法第109/2025/QH15号および政令第253/2026/ND-CP号により導入された最近の改革は、居住者・非居住者の給与所得、事業所得、その他の所得に対する課税を近代化する重要な一歩である。この改革は、高度専門人材の誘致、イノベーションとデジタルトランスフォーメーションの促進、個人納税者の税負担の軽減という政府の広範な目標を後押しするものである。

税制（3/5）

5. 個人所得税（PIT）（続き）

給与・賃金所得

主な変更点：

- **累進税率の簡素化：**税率区分を7段階から5段階に削減し、最高限界税率35%を維持しつつ、各区分の課税所得の基準額を引き上げた。
- **非課税所得の拡大：**
  - 労働法に定める夜間労働、時間外労働、未消化の年次有給休暇に対して支払われる給与・賃金
  - 退職手当・失業手当：法定水準を超える部分は、就業規則、労働契約、または労働協約に明記されている場合は非課税
  - 任意年金・退職保険および生命保険の保険料の非課税枠の拡大（月額最大300万ドン）
  - 会社が提供する住宅、および従業員の異動、ローテーション、出張に関する支払いについて非課税の範囲を拡大。非課税の適用には、一定の条件を満たし、必要な証憑書類を整備・保存する必要がある。
- **科学技術、ハイテク、イノベーション分野に対する税務優遇の拡充：**
  - 適格な個人納税者が科学技術業務やイノベーション活動から得る所得に対するPIT免除
  - 適格な高度デジタル技術産業人材およびハイテク人材に対する5年間のPIT免除
- **従業員向け株式報酬に対する課税の改定：**
  - 株式報奨およびESOPに関するPITの取扱いが正式に明確化され、当該株式に係るPITは付与時や権利確定時ではなく、譲渡時に発生することとなった。
  - 譲渡時には、給与所得と証券譲渡の双方についてPITが課される。証券会社または保管銀行が関連所得に係るPITの源泉徴収義務を負う。個人は、該当する場合、給与所得について年末に年次確定申告を行わなければならない。
- **追加の控除と家族支援措置：**
  - 扶養家族の要件を拡大し、扶養家族の登録手続を簡素化。扶養家族の登録は当該課税年度の12月31日までに完了する必要がある。一部の扶養家族の要件を判定する月平均所得の基準は300万ドンに引き上げられた。
  - 納税者とその扶養家族が負担した適格な教育・研修費用および国内の医療費について、所定の上限の範囲内で新たな控除を導入。控除を受けるには、従業員が個人で確定申告書を提出する必要がある。
  - 補完年金保険、任意退職保険、生命保険の保険料の合計控除額は月額300万ドンが上限となる。
- **源泉徴収義務：**
  - 労働契約のない居住者個人、または期間3カ月未満の労働契約を締結している居住者個人への支払いに対する10%のPIT源泉徴収の基準額が、1回当たり200万ドンから500万ドンに引き上げられた。この規定は雇用終了後の支払いにも適用される。
  - 海外の事業体が当初支払い、その後ベトナムの事業体に付け替えまたは精算される外国人駐在員の人件費について、ベトナムの事業体の源泉徴収義務が正式に規定された。

その他の所得

主な変更点：

- **課税対象所得の拡大**
  - Eコマース事業およびデジタルプラットフォームを通じた事業による所得
  - デジタル資産および金地金の譲渡による所得
  - 懸賞金、ロイヤルティ、フランチャイズ、相続、贈与による所得の課税基準額を1,000万ドンから2,000万ドンに引き上げ
- **その他の優遇措置：**
  - 補完退職保険基金および任意退職基金から支払われる所得の非課税
  - 法人所得税の納税義務が完了した後の、私企業および一人有限責任会社の所有者である個人の所得の非課税
  - 2年以上保有するオープンエンド型ファンドの受益証券に関する非課税
  - 証券投資ファンドおよび不動産投資ファンドへの投資収益に対する50%の減税

6. 外国契約者税（FCT）

ベトナムの外国契約者税制度は、ベトナムに法的拠点を設けずに、財・サービスの提供、ロイヤルティ、利息、デジタルサービスその他の越境取引からベトナム源泉所得を得る外国の組織・個人に適用される。FCTは原則として源泉徴収の仕組みで課され、受領者と取引の性質に応じて、VAT部分とCITまたはPIT部分で構成される。

最近の法改正および行政上の動向は、デジタル経済への課税強化、コンプライアンス手続の近代化、ベトナム市場で事業を行う外国契約者および海外サービス提供者の税務上の取扱いの明確化に重点を置いている。

外国組織に適用される新たなVAT・CIT政策の主な変更点：

- **FCT申告方法の変更：**ベトナムに恒久的施設を有する、またはベトナムの税務上の居住者である外国契約者は、通達第103/2014/TT-BTC号に基づきハイブリッド方式でFCTを申告している。2026年3月12日より前に締結された契約については、CITの納税義務の判定は引き続き契約締結日に有効な規定に従う。2026年3月12日以降はハイブリッド方式が廃止され、適格な外国組織は控除方式を採用し、適用される税務・会計規定を遵守しなければならない。

税制（4/5）

7. 特別消費税（SST）

SSTは、特定の財・サービスに対し、生産、サービス提供、または輸入の段階で課される。輸出品はSSTが免除される。SSTの対象となる輸入品は、海外からの輸入時と国内市場での販売時の双方でSSTが課される。

新たなSST法第66/2025/QH15号（2026年1月1日施行）は、以下を含む多くの重要な変更を導入している：

- **加糖飲料へのSSTの導入：**該当するベトナム国家規格に該当し、100mlあたり5gを超える糖分を含む飲料には、2027年1月1日から8%、2028年1月1日から10%のSSTが課される。
- **酒類・ビールのSST税率の段階的引き上げ：**アルコール度数20%以上の酒類のSST税率は2026年に65%で、毎年5%ずつ引き上げられ、2031年に90%となる。アルコール度数20%未満の酒類は2026年に35%で、毎年引き上げられ2031年に60%となる。ビールはアルコール度数20%以上の酒類と同じ工程表が適用され、2026年の65%から2031年に90%へ引き上げられる。
- **たばこ製品への混合方式SSTの導入：**たばこ製品には既存の75%の従価税率が引き続き適用されるとともに、2027年から2031年にかけて新たな従量税が段階的に導入される。紙巻きたばこの従量税は2027年の1箱2,000ドンから2031年に1箱10,000ドンに、葉巻は1本20,000ドンから100,000ドンに、刻みたばこ・パイプたばこその他は同期間に100gまたは100mlあたり20,000ドンから100,000ドンに引き上げられる。
- **バッテリー式電気自動車に対するSST優遇：**バッテリー式電気自動車には、車種と座席数に応じた優遇税率が引き続き適用され、同等の内燃機関車に適用される税率を大幅に下回る。
- **エアコンへのSST適用範囲の拡大：**冷房能力24,000BTU超90,000BTU以下のエアコンには10%のSSTが課される（製造者が輸送手段への設置専用に設計したものを除く）。個別に販売・輸入される室外機・室内機も、完成したエアコンシステムの構成部品として引き続きSSTの対象となる。

8. グローバル・ミニマム課税（GMT）

GMTルールを導入した2023年11月29日付決議第107/2023/QH15号に続き、政府は2025年8月29日、GMTルールを施行するための政令第236/2025/ND-CP号を正式に公布し、2025年10月15日に施行された。

主な規定：

- 大規模な多国籍企業（MNE）は、事業を行う各国・地域において、利益に対し最低15%の法人税を納付しなければならない。
- 対象となるのは、直前4会計年度のうち2会計年度以上で年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上であるMNEグループのベトナム納税者である。
- ある国・地域の実効税率（ETR）が15%を下回る場合、ベトナムでトップアップ税が課される。移行措置として、CbCRセーフハーバーテストは2026会計年度まで利用可能である。
- 主な申告・納付期限：
  - 適格国内ミニマム・トップアップ税（QDMTT）：会計年度末から12カ月以内
  - 所得合算ルール（IIR）：会計年度末から15カ月以内（2024会計年度は18カ月まで延長）

9. 輸出入税（IED）

ベトナムに輸入される物品には、関連規定で特に免除されない限り、原則として輸入税と輸入VATが課される。輸入税率は、物品の性質、HSコード、原産地によって異なる。輸入税率には通常税率、優遇税率、特別優遇税率の3種類がある。適用税率は、物品のHS分類と原産地、該当する関税表、所定の条件の充足状況によって決まる。

- ベトナムと関連する貿易協定を締結している国・地域を原産とする物品には、適用される原産地規則その他の条件を満たし、関連協定とベトナムの規定に基づく有効な原産地証明を有することを条件に、特別優遇輸入税率が適用される場合がある。
- 免除：
  - 輸出製造のために輸入される原材料、資材、部品は、ベトナムの税関規則に基づく税関管理と確定・報告の要件を遵守することを条件に、輸入税が課されない場合がある。
  - 投資優遇の対象となる投資プロジェクトの固定資産を形成するために輸入される一部の物品は、輸入税が免除される場合がある。
- 輸出税：大半の輸出品は非課税である。輸出税は原則として、適用される輸出関税表に明記された一部の天然資源、鉱物、原材料、スクラップその他の物品に課される。
- 税関調査および通関後調査は、引き続き企業にとって重要なコンプライアンス上の論点である。そのため企業は、税関申告、関税免除の申請、原産地判定を裏付けるための適切なシステムと書類を整備する必要がある。

10. 資産税

ベトナムの資産税は、「土地使用料」または「土地賃料」として課される。投資家またはプロジェクト会社は、当局から土地の割当てを受け、土地使用料を支払う場合、または土地を賃借し、土地賃借料を支払う場合がある。

土地賃料および土地使用に関する義務は、2024年土地法、その後の改正、施行規則に従い、立地、土地の使用目的、インフラ条件、関連する省の規定などの要素に基づいて決定される。この枠組みは最近、決議第254/2025/QH15号および政令第50/2026/ND-CP号によって補完され、土地使用料、土地賃料の支払い、土地優遇制度などに関する土地関連規定の運用上の課題に対処する各種の仕組みと政策が導入された。

税制（5/5）

11.天然資源税

天然資源税（ロイヤルティ税）は、石油、鉱物資源、林産物、水産物、天然水などベトナムの天然資源の採取に課される。税率は天然資源の分類によって異なり、所定の課税価格に基づいて生産量に適用される。

12.環境保護税（EPT）

ベトナムは2012年1月1日から、環境に損害を与えるおそれのある物品に課税する環境保護税を導入した。EPTは、石油製品、石炭、レジ袋、使用制限化学物質など特定の物品の生産・輸入に適用される。

燃料費の高騰による影響を緩和する政府の措置の一環として、ガソリン（エタノールを除く）、軽油、灯油、重油、航空燃料に適用されるEPTは、2026年4月から2026年9月まで1リットル当たり0ドンに引き下げられた。

13.二重課税防止条約

ベトナムは80を超える国・地域と二重課税防止協定（DTA）を締結しており、各国の税務当局と協力してそれぞれの税法を執行することが可能となっている。

適格な納税者は、DTAに関する書類を税務当局に提出し、審査・承認を受けなければならない。承認手続には、原則として書類の受理日から30～45日を要する。

2022年には、多国籍企業（MNE）によるBEPS（税源浸食と利益移転）への対応を目的として、ベトナムがMultilateral Instrument（MLI）に署名した。これに伴い、ベトナムがMLIの立場を採用することに同意した既存のDTAの一部条項が変更の対象となる。MLIはベトナムにおいて2023年9月1日に発効した。

2026年7月1日、財務省は通達第95/2026/TT-BTC号を公布し、ベトナムのDTA、相互協議手続（MAP）、事前確認制度（APA）の適用に関する統合的な指針を導入した。同通達は、条約上の優遇措置の適用、MAPを通じた越境税務紛争の解決、APAを通じた移転価格取引に関する事前の確実性の確保について、詳細な指針を定めている。行政手続と文書要件の明確化に加え、通達第95号はベトナムの条約適用実務を国際税務基準により整合させ、二重非課税の防止を含む租税回避防止の原則を強化している。

通達第95号は公布日から施行され、通達第205/2013/TT-BTC号に代わるものである。

専門家のご紹介



Hoang Thuy Duong
Partner, Head of Tax



Nguyen Ngoc Thai
Partner,
Head of Tax Compliance & Technology

ベトナムのFDI企業に影響を与える主な法務・税務の動向

規制	公布日／施行日	主な変更点	FDI企業への影響
2025年法人所得税法（法律第67/2025/QH15号）	2025年6月／2025年10月	税制優遇、外国事業体への課税、デジタル経済取引、グローバル・ミニマム課税（GMT）原則の導入に関する改定を含む、CIT制度の包括的な改革。	多国籍企業グループにおいて、投資ストラクチャーや税務優遇措置を再検討するとともに、GMTが既存の税務上の優遇措置に与える影響を検証する必要がある。
CIT法の施行細則を定める政令第320/2025/ND-CP号	2025年12月／2025年度から適用	税制優遇、課税所得、損金算入費用、拡張投資プロジェクト、外国企業、科学技術基金について詳細な指針を定める。	税制優遇の適用要件と証憑書類を明確化し、現在CIT優遇を受けているFDIプロジェクトに直接影響する。
通達第20/2026/TT-BTC号	2026年3月	税制優遇の書類、外国契約者税（FCT）、拡張投資プロジェクトを含む、CIT法および政令第320号に関する詳細な指針。	越境取引、海外送金、ベトナムでの事業拡大を行うFDI企業に大きな影響を与える。
2025年投資法（法律第143/2025/QH15号）	2025年12月／2026年3月	投資手続を簡素化し、より透明性の高い法的環境を確保し、行政上の障壁を削減する。また、戦略分野向けの優遇メカニズムを導入し、投資後の監督を重視する。	市場参入までの期間を短縮し、外国投資家の柔軟性を高める一方、投資後のコンプライアンス強化を求める。
企業法の改正（法律第76/2025/QH15号）	2025年7月	実質的支配者の透明性を高め、名義株主の取決めを禁止する。	FDI企業は、コンプライアンス確保のため、所有構造、資金調達の取決め、支配権を見直すべきである。
個人データ保護法（法律第91/2025/QH15号）	2025年6月／2026年1月	個人データの収集、処理、保存、移転、保護を規律するベトナム初の包括的な法律。	多国籍企業は、データガバナンスを強化し、越境データ移転を評価し、コンプライアンスの枠組みを整備しなければならない。
データ法（法律第60/2024/QH15号）	2024年11月／2025年7月	データを戦略的な経済資源と位置付け、データの管理、共有、活用に関する法的枠組みを定める。	AI、クラウドコンピューティング、フィンテック、データセンター、デジタルプラットフォームへの投資により大きな法的確実性をもたらす。
デジタル技術産業法（法律第71/2025/QH15号）	2025年6月／2026年1月	AI、半導体、デジタルプラットフォーム、データセンター、デジタル技術産業全般に特化した規制枠組みを導入する。	ハイテクFDIプロジェクトにとってのベトナムの魅力を高め、AI、クラウド、半導体、デジタルインフラへの投資に対する新たな支援メカニズムを創設する。
移転価格に関する政令第255/2026/ND-CP号	2026年7月	OECD基準に沿って、移転価格ルール、国別報告書（CbCR）、リスクベースの税務行政を改定する。	移転価格文書、税務の透明性、越境報告に関する多国籍グループのコンプライアンス要件が強化される。
通達第95/2026/TT-BTC号（DTA、APA、MAP）	2026	二重課税防止協定（DTA）、事前確認制度（APA）、相互協議手続（MAP）、CbCR義務に関する指針を定める。	多国籍企業の移転価格紛争と国際税務リスクを低減するための追加的な手段を提供する。
税務行政に関する政令第252/2026/ND-CP号	2026	データ主導の税務行政、電子インボイスの管理、税務申告の照合、リスクベースの税務調査を強化する。	FDI企業は、高まる税務の透明性要件に対応するため、ERP、会計システム、内部統制を強化する必要がある。

出所：ベトナム政府

次の10年を見据えた貿易機能の構築

ベトナムを通じて貿易を行う企業にとって、税関対応をコンプライアンスコストではなく、利益、強靭性、市場アクセスを支える機能へと転換する。

税務・法務サービス - 国際税務

110+
名超の専門家：貿易・税関、移転価格、国際税務を網羅するKPMGベトナムの専門家

1つのチーム
貿易・税関、税務、移転価格、法務、サプライチェーンのアドバイザーが連携し、紛争解決の専門家が直接支援

140+
国・地域：関税評価の問題に対応するKPMGのグローバルネットワーク

今こそ重要な理由：ベトナムの貿易・税関を変える4つの要因

ベトナムの世界貿易における存在感は、新たな自由貿易協定（FTA）の拡大を背景に高まっている。一方で、こうしたグローバル市場との統合に伴い、企業は関税の不確実性、原産地に対する審査の厳格化、継続的な税関制度の改正への対応を求められている。

関税の不確実性
関税の変動やサステナビリティ要件は、企業のコスト、コンプライアンス対応および市場アクセスへの新たなプレッシャーとなっている。

厳しく審査される原産地
CPTPP、EVFTA、RCEPなどのFTAの恩恵は原産地規則の充足が前提であり、現在は輸出入双方の当局が厳格に検証している。

絶え間ない規制改革
税関規則と報告要件は急速に変化し、解釈も分かれやすいため、不確実性とリスクが生じている。

サプライチェーンの経路変更
ベトナムへの、またはベトナムを経由した拠点移転は、関税評価、移転価格、トレーサビリティに関する課題を生じさせ、これらには一体的に対応する必要がある。

支援対象

製造業者・輸出企業
関税、FTAの活用、年度末の確定を最適化する輸出加工企業・製造企業。

参入・事業拡大を図る多国籍企業
ベトナムでの生産拠点の設立、再編、移転を行う投資家。

輸入業者・流通業者・小売業者
多数のSKUにわたり、品目分類、関税評価、許認可を管理する企業。

物流・保税事業者
法令に準拠した手続を設計する倉庫、保税、フリーゾーン事業者。

ディールチーム・投資家
M&Aのデューデリジェンスで税関リスクの定量化を必要とする売り手・買い手。

海外展開するベトナム企業グループ
海外での成長に向けて貿易機能を構築する国内有力企業。

投資・貿易の全ステージを支援

計画
事業体制を設計

投資判断前に、バリューチェーン、調達およびFTA戦略を策定。

立上げ
市場参入を適切に実行

品目分類、関税評価、各種制度および市場参入を支援。

運用
コンプライアンスを維持

日常的なアドバイス、ヘルスチェックおよび年度末精算を支援。

対応
紛争を解決

税関当局による監査、不服申立ておよび事前教示に対応。

1.市場参入・戦略・トランスフォーメーション

市場参入計画
ベトナムへの新規参入または事業拡大を検討する企業に対し、輸出入スキーム、通関手続、関税・税務上の影響、ライセンス、優遇措置、特別な税関制度を含む貿易・関税要件について助言し、想定するオペレーティングモデルの最適化と関税リスクの低減に向けた実務的な提案を行います。

バリューチェーン管理・サプライチェーン再構築
グローバル・バリューチェーン、調達、生産、流通およびクロスボーダー取引フローを評価・最適化し、関税コストの削減、FTA活用の高度化、サプライチェーンの効率性・レジリエンス向上ならびに貿易コンプライアンス・リスクの管理を支援します。

グローバルトレード・テクノロジー変革
KPMGのグローバルネットワークおよびパートナーと連携し、貿易管理システムを最適化するとともに先進的なツールを活用することで、業務の迅速化、可視性の向上、プロセスの効率化およびコンプライアンス強化を支援します。

2.関税・貿易の最適化

関税分類・タリフエンジニアリング
製品設計、構成、機能、調達および輸入形態を評価しつつ、Hsコードに基づき製品を正確に分類し、タリフエンジニアリングを通じた持続可能な関税負担の最適化機会を特定します。

FTA評価・活用計画
サプライチェーン全体の関税優遇および原産地規則を評価して関税削減機会を特定し、原産地証明・トレーサビリティ要件を管理しながら、調達、生産およびサプライチェーン戦略を策定します。

関税評価のプランニング・当局対応
関連者間価格、ロイヤルティ、アシスト、移転価格調整その他の課税要素を評価し、合理的に説明可能な評価手法と根拠資料を整備することで、関税評価リスクを管理し、輸入関税ポジションを最適化します。

3.貿易業務・ガバナンス

貿易・関税SOPの策定
品目分類、関税評価、原産地・FTA管理、輸出入手続、関税免除、報告、記録保存および内部統制を含む貿易・関税要件を実務プロセスに落とし込むSOPを策定・高度化します。

貿易・関税のリテイナー・随時アドバイザリー
日常的な技術的照会、新たな取引スキーム、規制変更および突発的な税関対応について、貿易・関税の専門家を機動的に活用できる体制を提供し、意思決定とコンプライアンス・リスク管理を支える実務的かつタイムリーな助言を行います。

4.関税コンプライアンス

年次税関確定報告支援
年次税関確定報告および在庫照合を作成・レビューし、輸入、輸出、生産、在庫および原材料消費データ間の整合性を検証します。提出前に差異を特定し、裏付け資料を強化します。

関税コンプライアンスレビュー・デューデリジェンス
品目分類、関税評価、原産地、関税免除、通関手続、文書管理および内部統制を含む関税コンプライアンス体制の有効性を評価します。M&Aにおける関税デューデリジェンスも実施し、過年度の潜在リスク、取引関連リスクおよび改善が必要な領域を特定します。

5.事前教示・税関争訟

税関事前教示支援
技術的見解の評価、分析・根拠資料の作成ならびに品目分類、関税評価および原産地に関する照会支援を通じ、事前教示申請および税関当局との協議を支援し、予見可能性と説明可能性の高い税関上の取扱いの確立を図ります。

事後調査・紛争解決
潜在的なリスクの評価、対応方針の策定および税関当局との折衝支援を通じ、事後調査への準備・対応を支援します。紛争が生じた場合には、技術的分析および戦略的支援により指摘事項への対応と実務的な解決を図ります。

グローバルネットワークと専門チームとによる支援

KPMGベトナムは、ベトナム国内でも最大規模の貿易・関税アドバイザリーチームを有しており、国内外で豊富な経験と専門性を有するプロフェッショナルがサービスを提供している。

当チームは、貿易・関税、移転価格、国際税務を一体的に提供するベトナム唯一の*Integrated International Tax*チームの一部である。

また、税務紛争解決の専門家とも緊密に連携しており、税関当局との豊富な実務経験や関係性を活かし、税関調査や紛争が生じた際の企業のポジションを適切にサポートする。

KPMGが選ばれる理由

グローバルネットワーク

あらゆる業種・地域の専門家が、複雑に変化する環境への対応と成功へのロードマップの策定を支援します。

テクノロジー

KPMG Digital Gatewayにより、データ管理の迅速化、効率性の向上、貿易機能全体のコンプライアンス強化を実現するツールを利用できます。

豊富な専門性

品目分類、原産地、関税評価、特別制度に関する実務経験を活かし、ベトナム全土の大手企業のコンプライアンスを確保します。

包括的な支援

調査と税関審査のあらゆる段階で、貴社の実際の事業運営に即した実践的な解決策を提供します。

価値重視のサービス

KPMGのサービスへの投資から最大の価値を得られるよう設計された、競争力のある報酬体系。

統合された視点

税関、移転価格、国際税務の助言に整合性を持たせ、ある分野の是正が別の分野でリスクを生まないようにします。

ご相談のタイミング：早期相談が効果的な場面

- 通関後調査または税関検査の通知を受けた
- 物品が特恵原産地の要件を満たすか判断できない
- 移転価格の調整が申告した課税価格に影響する可能性がある
- 品目分類をめぐる紛争により関税や罰金のリスクが生じている
- 関税の変更が輸出価格や調達の判断に影響している
- 年度末の税関確定で在庫や原材料の差異が判明した
- 生産拠点の移転・追加にあたり、適切な税関手続きや制度対応が必要となる場合
- ERPや貿易システムで当局が求める証憑を作成できない

専門家のご紹介



Nhan Huynh
Partner, Head of Global Trade & Customs Advisory and Value Chain Management



Nguyen Thu Huong
Partner, Head of Tax Dispute Resolution & Controversy



Nguyen Nhat Linh
Director, Global Trade & Customs Advisory



Vuong Quang Thuan
Director, Global Trade & Customs Advisory

Awards for Tax services

Transfer Pricing Firm of the Year

ITR ASIA-PACIFIC TAX AWARDS 2024

KPMG in Vietnam was named **Vietnam Transfer Pricing Firm of the Year at the ITR** Asia-Pacific Tax Awards 2024. This is the 8th consecutive year that KPMG in Vietnam has been honored at this award, affirming the unwavering commitment of our expert team in delivering professional tax advisory services to our clients.



Tier 1 in World Tax Rankings

KPMG in Vietnam was ranked **Tier 1 in every category of the tax business in Vietnam** by the International Tax Review (ITR). This recognition highlights our continued excellence in three significant categories: Customs, General Corporate Tax, and Transfer Pricing.

Awards for Legal services

Vietnam Law Firm Awards

KPMG Law in Vietnam was recognized in **seven categories** at the 2026 Vietnam Law Firm Awards by Asia Business Law Journal:

Compliance & Corporate Governance; Data Compliance & Cyber Security; Inbound Investment; Japan Practice; Insolvency & Restructuring; Structured Finance & Securitization; Taxation.



The Legal 500 Rankings

KPMG Law in Vietnam was recognized in The Legal 500 rankings across six practice areas, reaffirming our legal capabilities and the confidence our clients place in our teams across key regulatory matters:

Banking and Finance; Tax; Corporate and M&A; Technology, Media, and Telecoms; Data Protection; Real Estate and Construction

銀行および外国為替管理

1. 投資資本口座

主な規制の改正

2026年8月18日施行の通達第83/2026/TT-NHNN号では、外国投資資本口座に関する新たな枠組みを導入し、従来のDICA/IICAに基づく方式に代えて、外国為替管理をベトナムの新たな投資制度に整合させた。

- 従来の直接投資資本口座（DICA）と間接投資資本口座（IICA）の区分は見直され、新投資法に沿ったより広範な投資資本口座の枠組みに置き換えられた。
- 外国投資家は、従来の直接投資・間接投資の区分のみに頼るのではなく、対象事業体の投資構造と所有状況に基づいて口座開設要件を評価すべきである。
- 外国投資家は、投資関連の資金移動に、原則としてベトナムの認可銀行に開設した指定投資資本口座を使用しなければならない。
- これらの口座は、出資、資本の譲渡、外国借入取引（該当する場合）、投資収益・利益の送金に使用される。

2. 外国為替管理

ベトナムは管理された外国為替制度を採用している。外貨取引は、原則としてベトナム国家銀行（SBV）が認可した信用機関その他の金融機関を通じて行わなければならない。

ベトナムドン（VND）は自由交換可能通貨ではなく、法令で別段の許可がない限り、ベトナム国内の金銭取引の大半はベトナムドンで行わなければならない。

外国投資家は、関連規定と証憑書類の要件を遵守することを条件に、認可銀行を通じて外貨を購入し、資本取引、外国借入の返済、利益送金などの正当な目的で海外に送金することができる。

3. 投資資金の調達

外資系企業は、以下の方法で投資活動の資金を調達できる：

- 投資家が拠出する資本
- 国内での資金調達
- ベトナムの外国借入規制に従って調達する外国借入

投資活動に関する越境資本移動は、引き続きSBVが所管するベトナムの銀行・外国為替規制の対象となる。

4. 資本・利益の本国送金

ベトナムでは、外国投資家は適用される財務上・税務上の義務を履行した後、適法な利益、投資資本その他の正当な投資収益を海外に送金することが認められている。

利益送金は原則として以下の場合に認められる：

- 毎年、会計年度の終了後、法定要件を満たした場合
- 投資プロジェクトの終了、清算、または譲渡時

投資家は、送金前に適用される届出、税務、外国為替の手続を遵守しなければならない。

専門家のご紹介



Nguyen Mai Phuong
Partner, KPMG Law

会計および報告（1/2）

1. 会計要件

ベトナム会計制度、ベトナム会計基準（VAS）、2015年会計法および2024年改正会計法（「関連法令」）

外資系企業、事業協力契約の外国当事者、ベトナムに居住拠点を有する外国契約者（総称して「FIE」）は、ベトナム会計基準、企業向けベトナム会計制度およびそれらの解釈指針を採用しなければならない。

企業向けベトナム会計制度は、財務省が記帳マニュアル形式で公表しており、標準勘定科目表、財務諸表の様式、会計帳簿・証憑の様式、ならびに各勘定科目の仕訳に関する詳細な指針を定めている。

2025年10月27日、財務省は通達第99/2025/TT-BTC号を正式に公表した。同通達は通達第200/2014/TT-BTC号の運用上の課題に対処し、一部の分野でVASをIFRSに近づけるものであり、ベトナムの会計制度における重要な節目となっている。同通達は2026年1月1日に施行され、2026年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。

現在、VASおよび関連法令の一般的な要件は以下のとおりである：

言語：ベトナムの財務諸表に外国語を使用する場合は、ベトナム語と外国語を併記しなければならない。外国語の会計書類は、所轄当局から要請があった場合、ベトナム語に翻訳しなければならない。

通貨：会計上の通貨単位はベトナムドンが原則である。外資系企業は、一定の基準を満たす場合、会計記録の通貨単位として「外貨」を使用することが認められる。ただしその場合、地方当局に提出する財務諸表はベトナムドンに換算し、監査を受けなければならない。

数字の表記：親会社に財務諸表を提出する必要がある会社および外国会社の支店、または親会社と同じ管理ソフトウェアを使用する会社・支店は、桁区切りにカンマ（,）、小数点にピリオド（.）を使用することが認められる。ただし、税務当局、統計当局、政府機関に提出する財務諸表では、桁区切りにピリオド（.）、小数点にカンマ（,）を使用しなければならない。

様式：通達第99/2025/TT-BTC号に定める財務諸表の所定様式に従わなければならない。事業の性質や管理上の要件に対応するため必要な場合、企業は財務諸表に補足項目を追加することが認められる。ただし、追加の根拠となる社内会計規程を整備し、追加内容を財務諸表の注記で開示することが条件となる。企業向けの一般的なVASのほかに、信用機関、保険会社、証券会社、ファンド運用会社、投資ファンド向けなど、業種別のVASもある。

2. 会計年度

ベトナムのFIEに適用される会計年度は、通常1月1日から12月31日までの12カ月である。特有の事業特性を持つFIEは、四半期の初日に始まり、翌年の前四半期の末日に終わる独自の12カ月の会計年度を採用できる。その場合、所轄税務当局に届け出なければならない。

最初または最後の会計年度が連続する3カ月以下の場合、その期間を翌年度または前年度に加えて1会計年度とすることが認められる。

3. 年次財務諸表

ベトナムで事業を行う企業は、会計年度終了後90日以内に年次財務諸表を作成し、関係する地方当局に提出しなければならない。FIEおよび一部の事業体（信用機関など）は、年次財務諸表について適格な独立監査人による監査を受けなければならない。

輸出加工区（EPZ）または工業区（IZ）で事業を行う企業は、年次財務諸表をEPZまたはIZの管理委員会に提出するよう求められる場合がある。年次財務諸表には、作成者、チーフアカウンタント、企業の法定代表者の署名が必要である。

会計および報告（2/2）

4. 会計記録と証憑書類

会計書類の種類

会計書類には、会計証憑、補助元帳、総勘定元帳、財務諸表が含まれる。会計書類は、法令で特に認められた写しを除き、原本の形で保管しなければならない。

電子記録

電子証憑および会計帳簿は、保管のために印刷する必要はない。ただし、企業は保管期間を通じて情報セキュリティを保証し、データへのアクセスを確保しなければならない。所轄当局が検査または監査のために要請した場合、企業は電子会計書類を印刷し、法定代表者またはチーフアカウンタント（もしくはチーフアカウンタントの代理）の署名・押印を受けなければならない。

書類の保管・保存

FIEの会計書類および会計帳簿は、ベトナム国内の企業の事業所またはベトナム国内の外部保管施設に保管しなければならない。この保管要件は、IRCに登録された事業期間を通じて適用される。企業がベトナムでの事業を終了する場合、法令に別段の定めがない限り、法定代表者が会計書類の保管場所を決定する。保存期間は書類の種類によって異なり、最低5年または10年である。一部の書類は永久保存が必要である。

5. チーフアカウンタントまたは会計責任者の任命

企業は、チーフアカウンタントを任命するか、外部のチーフアカウンタントサービスを利用しなければならない。チーフアカウンターは、会計法およびその施行規則に定める基準と条件を満たさなければならない。直ちにチーフアカウンタントを任命できない場合、企業は12カ月を超えない期間、会計責任者を任命することができる。零細企業は、チーフアカウンタントに代えて会計責任者を任命することができる。

外国人は、以下を有する場合、チーフアカウンタントに任命することができる：

- 会計専門資格の証明書、または外国の専門機関が発行し財務省が認める会計・監査の資格
- 財務省が発行する会計・監査の業務資格証明書
- 財務省が定めるチーフアカウンタント研修課程の修了により取得したチーフアカウンタント証明書
- 2年以上の会計実務経験（うちベトナムでの会計実務経験1年以上を含む）

会計法により、以下の者は企業内で会計担当者の役割を担うことが禁止されている：

- 企業の指揮・経営に責任を負う者
- 倉庫管理者
- 出納担当者
- 事業体の購買・販売に責任を負う者

6. 内部統制システム

企業は、以下を目的とする内部統制システムを構築しなければならない：

- 資産を保全し、不適切かつ非効率な使用から保護すること
- 取引が権限のある者によって承認され、真実かつ公正な財務諸表の作成・表示の基礎となるよう漏れなく記録されること

企業は、関連法令の遵守を確保しつつ、経済取引を開始、実施、管理、監視する部門および個人の権利、義務、責任を定めた独自の内部ガバナンス規程（または同等の文書）を策定し、内部統制を構築する責任を負う。

専門家のご紹介



Chang Hung Chun
Managing Partner, Head of Audit

ベトナム版IFRS：2027年に道が開く

2026年8月18日、財務省は通達第118/2026/TT-BTC号（2027年1月1日施行）を公布し、ベトナム国際金融センターのメンバー企業が、IFRSに基づく財務諸表の作成を選択できるようにした。IFRSは各会計年度において完全かつ継続的に適用し、IFRS第1号に基づく移行時の開示を行う必要がある。

適用は任意であり義務ではなく、税務上の義務は引き続きベトナムの税法に従う。同時に財務省は経済全体を対象にIFRSに基づくベトナム財務報告基準（VFRS）を策定しており、通達第99/2025/TT-BTC号によりVASはすでにIFRSに近づいている。

2020-21年：準備

2020年3月16日公布の決定第345/QD-BTC号により、ベトナムはIFRS/VFRSのロードマップを正式に策定した。

2022-25年：試行段階

十分なリソースを有する適格企業は、財務省への届出後、連結財務諸表にIFRSを任意で適用することが認められた。

2026:

新たな通達第99/2025/TT-BTC号が2026年1月1日に施行され、長年適用されてきた通達第200号に代わり、いくつかの分野でベトナムの会計制度をIFRSに近づけた。

2027:

IFCメンバー企業によるIFRSの任意適用（通達第118/2026/TT-BTC号）。

2027年以降：

その他の企業向けVFRSロードマップ（策定中）

IFRSの主なメリット

- 透明性
- ステークホルダーの信頼向上
- 資金調達力の強化
- グローバルな比較可能性

越境商取引が活発化し、ベトナムが魅力的なFDI受入国としての地位を確立する中、ベトナムを含む複数の国・地域で一貫した国際財務報告基準（IFRS）を採用することは、成長とイノベーションを実現するうえで不可欠となっています。

2024年4月、国際会計基準審議会（IASB）はIFRS第18号を公表した。同基準は2027年1月1日以降に開始する事業年度から世界的に正式に適用される。財務諸表の明瞭性と開示の改善を目的とするIFRS第18号は、特に損益計算書の区分表示に焦点を当てています。

KPMGの包括的なIFRSコンバージョンサービスは、該当するGAAPへの円滑な移行に必要なあらゆる支援を提供するとともに、取締役会・監査委員会のメンバー、経営幹部、経営陣、ステークホルダー、政府関係者に対し、変化するグローバルな財務報告の動向に関する有益なインサイトとソートリーダーシップを提供しています。

出所：KPMG分析

専門家のご紹介



Pham Thi Hoang Anh
Partner, Audit Services
IFRS Conversion Service Lead

KPMGのIFRSコンバージョンサービスの詳細はこちらをクリックしてください。

ベトナムGAAPとIFRSの相違点の詳細はこちら（英語 | ベトナム語）

最新情報のご案内

KPMGの支援内容の詳細はこちらをクリックしてください。

重要性を増すデータプライバシー

データ集約型技術の急速な普及により、プライバシー、サイバーセキュリティ、データ保護に関するリスクが高まっている。こうした課題に対処するため、ベトナムはEU一般データ保護規則（GDPR）を含む国際基準との整合性を高めた包括的な法的枠組みを導入した。企業は現在、より厳格なコンプライアンス義務と説明責任の要件を課されている。

世界各国の規制当局は、データ保護に関する監督と執行を強化している。ベトナム国内外で、プライバシー問題に効果的に対処し防止するための新たな規則や規制の整備が進められている。

ベトナムのデータ関連法制は、2023年の新法整備の段階、とりわけ2024年データ法の制定を経て、2025年個人データ保護法と2026年の政令第330号による法制化と執行強化の段階へと大きく進展した。この枠組みは、データ管理、個人データ保護、サイバーセキュリティに関する包括的な規制を定めるものであり、ベトナムで事業を行う企業に大きな影響を及ぼすとともに、制裁も強化されている。



KPMGベトナムは、企業が複雑な個人データ保護規制に対応できるよう、包括的なサービスを提供しています。当社の専門チームが、コンプライアンスの確保とデータ保護に向けて、各社に合わせたソリューションを提供します。

KPMGの支援内容の詳細はこちらをクリックしてください。

ご登録はこちら

こちらのリンクまたはQRコードから、ニュースレターにご登録いただくと、税務・法務の最新情報をメールでお届けします

最新情報のご案内

こちらのリンクまたはQRコードから、税務・法務に関するKPMGの最新のインサイトをご覧いただけます

出所：ベトナム政府、KPMG分析

タイムライン

2023

政令第13/2023/ND-CP号

2023年4月17日、政府は個人データ保護に関する政令第13号を公布し、2023年7月1日に施行された。政令第13号は包括的な個人データ保護の枠組みを導入した。

2024

データ法

ベトナム初のデータ法（法律第60/2024/QH15号）は、2024年11月30日に国会で可決され、2025年7月1日に施行された。

2025

政令第24/2025/ND-CP号

2025年2月21日に公布された政令第24号は、消費者権利保護分野の行政罰に関する政令第98/2020/ND-CP号の一部規定を改正・補充するものである。新政令により、データプライバシー関連の違反に対する制裁が強化された。

個人データ保護法（PDPL）

2025年6月26日に制定された新たなPDPL（法律第91/2025/QH15号）は、従来の個人データ保護政令（政令第13号）の基本原則を維持しつつ、より詳細かつ具体的な要件を導入している。– 詳細はこちら。

政令第356/2025/ND-CP号

政令第356号（2026年1月1日施行）は、政令第13/2023/ND-CP号に代わり、個人データ保護法の施行に関する詳細な規定を定めている。グループ内のデータ共有や第三者への移転を含むデータのライフサイクルについて、より包括的な規制の枠組みを確立している。

2026

政令第330/2026/ND-CP号

2026年8月19日に政府が公布した同政令は、サイバーセキュリティおよび個人データ保護に関する違反を対象とするベトナム初の専用の行政罰制度を定め、執行と規制上の監督を大幅に強化している。

専門家のご紹介



Bui Thi Thanh Ngoc
Partner, Legal Services



Tran Bao Trung
Director, Legal Services

民間部門の潜在力を解き放つベトナム

2025年5月4日、ベトナム共産党政治局は民間経済の発展に関する決議第68-NQ/TW号を公布した。これは、民間部門を成長とイノベーションの原動力と位置付ける、ベトナムの経済改革における象徴的な一歩である。同決議は既存の障壁に対処し、ビジネスを支える環境を整えることで国の経済発展に寄与している。

2030年までの目標

200万社
稼働企業数

≥20
グローバル・バリューチェーンに参画する大手民間企業

10-12%/年
民間経済の年平均成長率

55-58%
GDPへの寄与

技術水準、イノベーション能力、デジタルトランスフォーメーション：

上位3位
ASEAN諸国中

上位5位
アジア域内

2045年に向けたビジョン

≥300万社
稼働企業数

>60%
GDPへの寄与

- 急速かつ力強く持続的に成長し、グローバルな生産・サプライチェーンに積極的に参画する。
- グローバルな生産・サプライチェーンに主体的に参画し、地域・国際レベルで高い競争力を有する。

初期の成果

決議第68-NQ/TW号の公布から1年で、ベトナム経済は画期的な成果を上げている。

110万社
稼働企業数
（2026年5月18日時点）

111,700
2026年上半期の新設企業数
（前年比+22.5%）

520億米ドル
2026年上半期の登録資本総額
（前年比+64.8%）

47万米ドル
1社当たりの平均登録資本
（前年比+34.5%）

規制改革と大型上場案件の豊富なパイプラインに支えられ、ベトナムの新規上場市場は力強く回復しており、今年上半期には4社が上場した。

ベトナムのIPO実績と案件規模（2026年上半期）

1月7日
Hoa Phat Agriculture Development
4,900万米ドル

1月14日
Gelex Infrastructure
1億1,100万米ドル

6月16日
LPBank Securities
1億6,200万米ドル

6月30日
Dien May Xanh Investment
5億米ドル超

ベトナムで予定されているIPO

Long Chau、Misa、Highlands Coffee、Thaco、C.P. Vietnam、VNLife、Galaxy Media、DatVietVACなどの有力企業が上場準備または株式公開を検討しており、新たなIPOサイクルへの期待が高まっている。

出所：ベトナム政府、Mobile World、Vietnam News


KPMG
06
補足資料

ベトナムにおける省の再編

2025年4月12日、ベトナム共産党第13期中央委員会は決議第60-NQ/TW号を承認し、行政単位の再編と2層制の地方行政体制の確立に着手した。

省の統合後のベトナム地図

旧地図

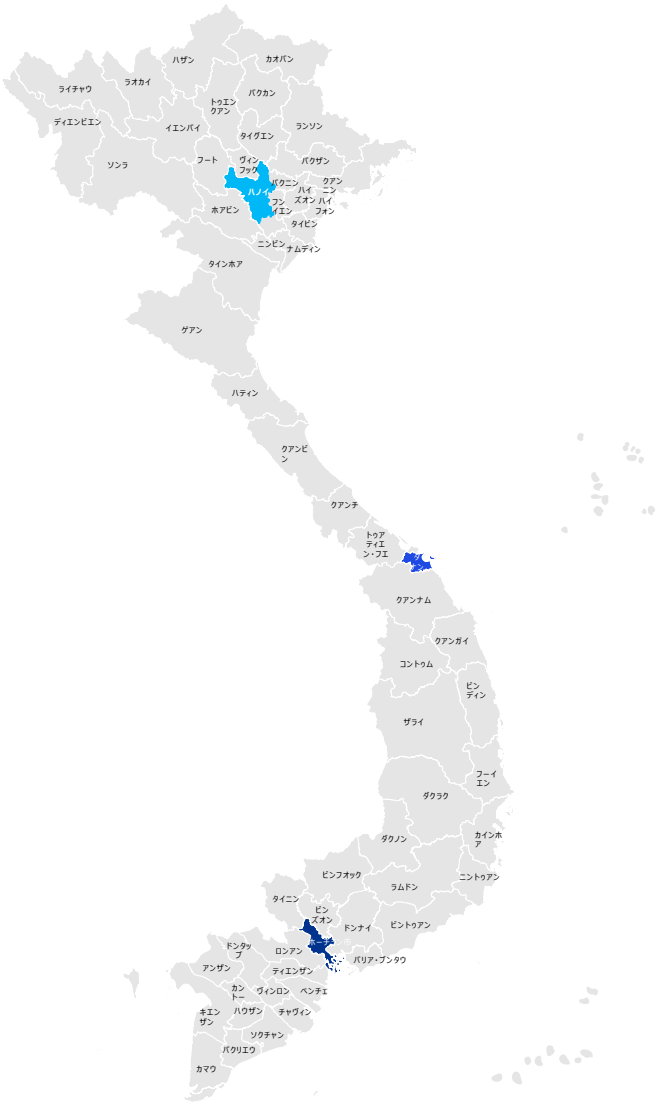

新地図

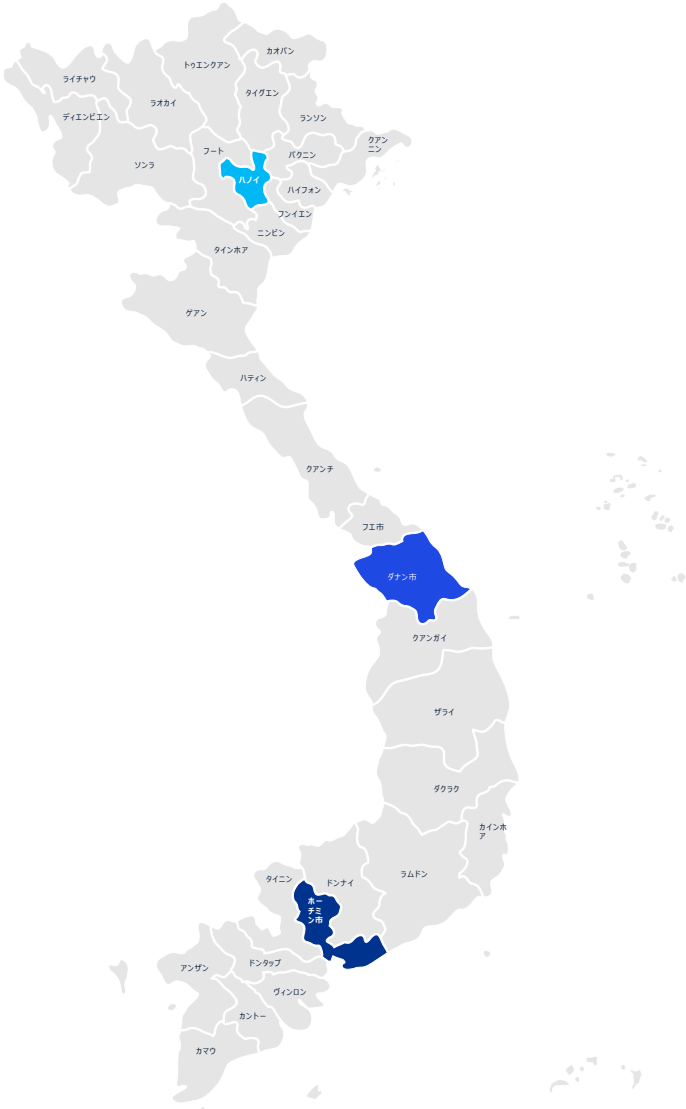

決議第60-NQ/TW号の概要

- **63の省・中央直轄市を34の省級行政単位に削減**
- **県級行政単位の廃止**
- **社級行政単位の統合**

出所：B&Company Vietnam、KPMG分析

KPMGの活動：最近の対外活動

民間部門　2026年7月

KPMGベトナム・カンボジア会長兼CEOであり、Britcham BCAC議長のWarrick Cleine MBEは、ハノイで開催された**首相**と経済界との会議に出席し、政策の優先事項、投資機会、民間部門が直面する主要課題について議論した。





2026年6月　外国直接投資

税務紛争解決部門責任者のNguyen Thu Huongは、KPMGベトナムを代表し、**トー・ラム書記長兼国家主席**が主宰した、FDI分野に特化した初の政治局決議である決議第10号に関する全国会議に出席した。




新エネルギー車　2026年6月

KPMGベトナムを代表し、マーケッツ＆コーポレートアフェアーズ責任者のTran Thanh Tamは、**タイ自動車研究所**を迎え、新エネルギー車（NEV）、スマートモビリティ、ベトナムの産業競争力について意見交換を行った。




2026年5月　デジタルトランスフォーメーション

KPMGベトナム・カンボジア会長兼CEOのWarrick Cleineは、代表団を率いて**ベトナム国家監査院**との作業会合に参加し、監査品質、デジタルトランスフォーメーション、監査におけるAIについて議論した。




銀行　2026年4月

KPMGベトナム金融サービスコンサルティングのディレクターNguyen Ngoc Namとアソシエイトディレクター Pham Thi Quynh Nhuは、**ベトナム国家銀行**と共催したセミナーにおいて、信用機関のリスク管理を中心に、通達第83/2025/TT-NHNN号に関する知見を共有した。





2026年3月　ヘルスケア

KPMGベトナムは**英国政府**と協力し、ベトナム**保健省**代表団の英国公式訪問を企画・運営し、医療政策、規制、協力に関する対話を支援した。



お問い合わせ

中国語デスク

Lim Chew Teng
ホーチミン市・ハノイ

Chen Chia-Chen (Brian)
ホーチミン市、台湾デスク

Fang Kun
ホーチミン市

Nguyen Thanh Tu
ハノイ

ジャパンデスク

Taninaka Yasuhisa
ホーチミン市・ハノイ

Furuya Hideki
ホーチミン市

中部地域

Pham Thi Bich Hien
ダナン事務所

コリアデスク

Lim Young-Beom
ホーチミン市

Park Seung-Hwan (Eric)
ハノイ

タイデスク

Phakkhanit Ua-Amornwanit (Gift)
ホーチミン市

Kaewsrion Punnika (Om)
ホーチミン市・ハノイ

お問い合わせ先

Tran Thanh Tam
マーケット＆コーポレートアフェアーズ責任者

Nguyen Thi Thu Tam
マーケティング＆コミュニケーション責任者

事務所所在地

ベトナム

ハノイ

46th Floor, Keangnam Landmark 72,
Pham Hung Street, Yen Hoa Ward,
Hanoi, Vietnam

T +84 (24) 3946 1600

ホーチミン市

10th Floor, Sun Wah Tower,
115 Nguyen Hue Street, Sai Gon Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

T +84 (28) 3821 9266

ダナン

5th Floor, Indochina Riverside Towers,
74 Bach Dang Street, Hai Chau Ward,
Da Nang City, Vietnam

T +84 (236) 351 9051

ウェブサイトはこちら：kpmg.com.vn
メール：info@kpmg.com.vn

カンボジア

プノンペン

35th Floor, GIA Tower, Sopheak Mongkul Street,
Diamond Island Sangkat Tonle Bassac,
Khan Chomkarmon, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T +855 (17) 666 537 | +855 (81) 533 999

ウェブサイトはこちら：kpmg.com.kh
メール：info@kpmg.com.kh

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2026 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2026 KPMG Cambodia Ltd., a Cambodian single member private limited company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public